

労働安全衛生法第 72 条から第 77 条の逐条解説

大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・教授

只野 祐 元厚生労働省職業病認定対策室室長

近藤 龍志 労働基準監督官

三柴 丈典 近畿大学法学部法律学科・教授

一 はじめに

本稿は、第八章に属する第 72 条から第 77 条について解説している。この章は、

①第 61 条第 1 項（就業制限）が特に就業を認める者や、

②第 12 条第 1 項（衛生管理者の選任と所定業務の委任）と第 14 条（作業主任者の選任と所定業務の委任）が、事業者による所定業務の遂行上一定数の選任を求めている者

に必要な免許や技能講習制度の細目、それらの実施を委ねられる指定機関の業務、備えるべき条件、国による監督等を定めている。

第 75 条の 2 から第 75 条の 12 は、実質的に公益財団法人安全衛生技術試験協会のための条文と言って良い。また、登録検査機関に関する定めを多く準用する第 77 条にも、その履行を支援し担う団体として、一般社団法人全国登録教習機関協会（全登協）¹のような行政関係団体が設けられている。

現段階で、安衛法に基づく免許は、第一種衛生管理者免許を筆頭に、各種作業主任者免許を含めて 20 種類あり、同じく技能講習は、木材加工用機械作業主任者技能講習を筆頭に 37 種類ある。

二 概論

1 労働安全衛生関係の免許・技能講習

労働安全衛生法は、法の目的（労働者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成の促進）を達成するための政策手段の一つとして免許及び技能講習の制度を導入している。

法第 61 条（就業制限）では、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務と規定し、これらの業務に就くためには一定の資格を有することを条件としたうえで、その資格の区分を、①都道府県労働局長の免許を受けた者、②都道府県労働局長の登録を受けた者（登録教習機関）が行う技能講習を修了した者、③その他厚生労働省令で定める資格を有する者に分類する¹。

¹ この団体は、自ら登録教習機関として技能講習等を行う限り、民業としての登録教習機関と同じだが、それらの機関に対する支援を行う点等で、公益性を帯びている。

三柴は、日本では、こうした形で安全衛生技術の普及や開発を行政がリードないし関与することには必然性があると考えている。

また、法第 12 条第 1 項が規定する衛生管理者には免許が必要とされる。また、法第 14 条が規定する作業主任者の資格には、①都道府県労働局長の免許を受けた者、②都道府県労働局長の登録を受けた者（登録教習機関）が行う技能講習を修了した者の 2 種類がある²。

今日、労働安全衛生法に基づく免許の種類は以下の通りである³。①第 1 種衛生管理者免許、②第 2 種衛生管理者免許、③衛生工学衛生管理者免許、④高圧室内作業主任者免許、⑤ガス溶接作業主任者免許、⑥林業架線作業主任者免許、⑦特級ボイラー技士免許、⑧1 級ボイラー技士免許、⑨2 級ボイラー技士免許、エックス線作業主任者免許、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許、⑫特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許、⑬発破技士免許、⑭揚貨装置運転士免許、⑮特別ボイラー溶接士免許、⑯普通ボイラー溶接士免許、⑰ボイラー整備士免許、⑱クレーン・デリック運転士免許、⑲移動式クレーン運転士免許、⑳潜水士免許。

また、労働安全衛生法に基づく技能講習は以下の通りである（法別表第 18（第 76 条関係））。参考 2 のほか、参考 4、参考 5・表 4～8 を参照されたい）。

- ①木材加工用機械作業主任者技能講習
- ②プレス機械作業主任者技能講習
- ③乾燥設備作業主任者技能講習
- ④コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- ⑤地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ⑥ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- ⑦ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- ⑧型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ⑨足場の組立て等作業主任者技能講習
- ⑩建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ⑪鋼橋架設等作業主任者技能講習
- ⑫コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- ⑬コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- ⑭採石のための掘削作業主任者技能講習
- ⑮はい作業主任者技能講習
- ⑯船内荷役作業主任者技能講習
- ⑰木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ⑱化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ⑲普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ⑳特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- ㉑鉛作業主任者技能講習
- ㉒有機溶剤作業主任者技能講習

- ㉓石綿作業主任者技能講習
- ㉔酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- ㉕酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- ㉖床上操作式クレーン運転技能講習
- ㉗小型移動式クレーン運転技能講習
- ㉘ガス溶接技能講習
- ㉙フォークリフト運転技能講習
- ㉚ショベルローダー等運転技能講習
- ㉛車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ㉜車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- ㉝車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- ㉞不整地運搬車運転技能講習
- ㉟高所作業車運転技能講習
- ㊱玉掛け技能講習
- ㊲ボイラー取扱技能講習

2 公的規制としての免許・技能講習

一般に「規制」とは、「特定の社会を構成する私人、ないし特定の経済を構成する経済主体の行動を、一定の規律をもって、制限する行為」を意味し、その規制を行う主体は私人と公的機関の 2 つ（私的規制と公的規制の類型）に分けられる⁴。

このうち、労働安全衛生法に基づく各種規制を含む公的規制は、「不完全競争、自然独占性、外部性、公共財、非価値材、情報の非対称性等の市場の失敗に対処する目的で、政府が法的権限をもって経済主体の行動を規制するもの」と理解される⁵。

公的規制は、規制の目的に応じて経済的規制と社会的規制の類型に分類されることがある。このうち経済的規制とは、「自然独占や情報偏在が存在する分野において資源配分非効率の発生の防止と利用者の公平利用の確保を目的として、企業の参入・退出、価格、サービスの量と質、投資、財務・会計等の行動を許認可等の手段によって規制」することであり、具体的には公益産業（電気、ガス、水道など）、通信・放送、運輸、金融、製造業、建設業、流通などの産業を対象として参入規制や料金規制を実施する⁶。

また、社会的規制とは、「外部性、公共財、情報の非対称性、リスク等によって資源配分効率が歪められ、社会秩序の維持と社会経済の安定性が損なわれる場合に、これを防止することを目的とし、特に国民の健康・安全の確保、環境の保全・災害の防止」を主題とする規制とされる⁷。

社会的規制の中核的な分野としては、①健康・衛生の確保（公衆衛生・医療、環境衛生の確保、麻薬等の規制）、②安全の確保（自然災害の防止、産業災害・労働災害の防止、交通事故・火災事故の防止、製品・サービスの事故の防止）、③公害防止・環境保全（公

害防止、廃棄物処理、環境保全）の分野が挙げられ、免許・技能講習を含む労働安全衛生法に基づく規制は、②安全の確保を目的とした分野に含まれる⁸。

社会的規制の目的を達成する手段を広く捉える場合、直接規制、ルール型規制、経済的手段（誘導型規制・誘因型規制）、情報公開・提供の類型に分類されることがあり、この場合、労働安全衛生法に基づく免許・技能講習の仕組みは直接規制の範疇に含まれる⁹。

このうち直接規制の具体的な手段をみると、①特定行為の禁止・営業活動の制限、②資格制度、③検査検定制度、④基準・認証制度、⑤その他の方法による規制手段に分類することができる¹⁰。

まず①に関し、特定行為の禁止・営業活動の制限は、社会的規制を目的とする法令に基づく許認可制度により実施される¹¹。この許認可制度は、国の関与の程度の違いに着目すると、以下の 3 つのグループに分類することができる¹²。①強い規制：一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利を設定する行為など（例：許可、認可、免許、指定、承認など）。②中間の規制：特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為など（例：認定、確認、証明、認証、試験、検査、検定、登録、審査など）。③弱い規制：一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認するにとどまるもの（例：届出、提出、報告、交付、申告など）。

また、②資格制度は、一般には「特定の業務に関する専門知識、経験、技能を有するものについて国が認定、証明するとともに、これらの者の業務について規制する制度」を意味する¹³。

③検査検定制度は、製品などの品質保持、生活の安全、取引の適正化などの目的の下、定期検査、使用前検査、使用后検査などを事業者には義務付ける仕組みを指す¹⁴。出荷する製品自体の検査を行う仕組みの他に、製品の設計段階のみ行政庁が検査・確認を行う（製造は事業者の責任により行われる）形式承認制度も含まれる¹⁵。

④基準・認証制度は、「製品の安全性、設備の操業・管理の安全性を確保する観点から、それらの安全基準を定め、これに合致している旨のマークをつけたもの、ないしはその検定を受けたものでなければ、販売・利用を禁止する」制度である¹⁶。順守すべき技術的水準を定めるものが基準（**technical regulation**）であるのに対し、基準に適合することを確認する方法・手続を法令に規定する仕組みが認証（**certification**）であり、後者には行政機関が行う認証以外に、事業者自身が行う自己確認や第三者による適合性評価（**conformity assessment**）も含まれる¹⁷。

この他、⑤その他の方法による規制には、契約、協定（代表例として公害防止協定など）、申し合わせ、行政指導などの手段が含まれる¹⁸。

以上にみた直接規制の具体的手段の類型のうち、労働安全衛生法に基づく免許・技能講習の制度に直接関連する②資格制度の類型に関しては、「製品等の物的なものに結びついた技術ではなく、消費者や企業に対して一定の役務を提供する者自体の有する技能水準を、

公的に確認・保証するための仕組み」と解釈される¹⁹。

この資格制度は、その態様から次の 3 つの類型に分類される²⁰。①業務独占資格：有資格者以外の業務への従事を禁止することにより、資格を有する者に業務を独占させる。②業務必置資格：一定の事業活動を管理・監督する者に関する基準を設定し、有資格者をその事業活動に必ず置くことを義務付ける。③名称資格：関係者の資質や国民の利便性の向上を図るため、一定の基準を満たしていることを公証し、あるいは一定の称号を独占することを認める資格。

労働安全衛生法の免許・技能講習の制度をこの類型に当てはめた場合、例えばボイラー技士免許、ボイラー溶接士免許などは業務独占資格に該当する。また、木材加工用機械作業主任者、プレス機械作業主任者などは業務必置資格に該当する。

資格制度はその時々²¹の社会的要請に基づき設けられるものであり、安全や衛生の確保、取引の適正化、資格を取得した者の資質とモラルの向上、専門的知識や技能の普及・向上などを目的とする点にその意義が認められる²¹。また、検査・検定の制度と同様、事業者と消費者との間に存在する情報の非対称性を解消する機能があるほか、資格による検査の代替機能（技術的要因により検査・検定を実施できない場合、一定の資格を有する者による自己確認を公的な検査に代替すること）を果たしている²²。

その一方で資格制度には、資格が細分化されていること、事業への新規参入を阻む経済的規制の側面があること、行政コストの増大につながるおそれがあること、一度新設されると複雑な利害関係が形成されてしまい適切な見直しが難しくなることなどの問題点も指摘されている²³。

そこでこのような問題に対処するため、資格制度に関しては、業務独占資格の範囲の見直し、隣接する分野の資格の相互乗り入れ、形骸化しつつある資格の廃止・統合、規制の実効性確保に向けた代替手段の検討、合理的な理由のない受験資格要件の見直しなどが求められている²⁴。

3 政策実施（政策の執行活動）としての免許・技能講習

公共政策が立案・実行される過程である政策過程（policy process）は、課題設定、政策立案、政策決定、政策実施（政策の執行活動）、政策評価などの段階で構成される循環モデル的な政策段階論で説明されることがある²⁵。

この政策段階論における政策実施（政策の執行活動）のプロセスは、「一般的な形で定められた法律や条例を個々の事案に適用し、あるいは定められた用途に予算を支出することによって、対象に働きかけ、多数の対象の行動を制御することによって、一定の社会状態を作り出そうとする活動」を意味する²⁶。

政府の活動を、広く社会で発生する諸問題を解決し、社会を望ましい状態に維持・管理する「社会管理」（social control）と捉える場合²⁷、意図した政策の目的と結果との間にギャップ（implementation gap）が生じないようにするための工夫が必要となる²⁸。

政策実施の手段・方法には様々なものがあるが²⁹、免許、許可・認可などの手段は、有効な社会管理を行うための手段（多数の人々に対し比較的緻密で効率的なコントロールが可能）として多くの政策分野で採用されている³⁰。

政策実施の観点からみた「免許」³¹とは、「それなしには禁止されているところの、ある特定の事業を営んだり、専門職（profession）に就くための、または一定の行為を行うための公的承認（an official permit）」³²とされ、労働安全衛生法に基づく免許・技能講習の制度と同様、「人々の行為を一律に禁止し、一定の要件を充足する者だけにその禁止を解除することによって人々の行動をコントロールする」³³ための政策手段とみなされる。

社会管理を有効に行うための政策手段である免許には、以下の①～③の特徴が挙げられる。

①人々の行動経路上に設定した隘路においてその行動の適切性をチェックし、適切とされた者だけに通過を認める。隘路を通らなければ一定の行動を行い得ないため、網羅的かつ例外なく多数の人々を効率的にコントロールすることができる政策手段である³⁴。

②事前（人々が行動を行う前）に行動の適否を判断するため、社会で生じる可能性のある様々なリスクを未然に防止する機能を有する。そのため、煩雑で時間のかかる事後的な手段よりも優位性のある政策手段とみなされる³⁵。

③免許の付与には一定の行為をしようとする者の申請を前提としている。行政機関は申請を受けて適否を判断する作業を開始すればよいから、効率的なコントロールの手段とみなされる³⁶。

また、①免許の付与又は拒否という二者択一方式ではなく、申請事案に応じて個別具体的な条件（行政機関にある程度の裁量を付与）を付し柔軟なコントロールを行い、②事後的なコントロールの仕組みとして、免許の効力に期限を設け免許の更新の可否に関するチェックをするための制度を導入するなど、免許によるコントロールの効果を高める工夫もなされる³⁷。

このような政策実施の観点から労働安全衛生法に基づく免許・技能講習の仕組みを振り返ると、政策（法）の目的（労働者の安全と健康の確保など）を達成するために設けられた、効率的かつ有効な政策手段とみなすことができよう³⁸。

4 免許・技能講習の歴史的経緯

免許・技能講習制度の変遷を概観すると、労働基準法の施行直後（1947（昭和 22）年）は 5 種類の免許のみであったところ、労働安全衛生法の制定（1972（昭和 47）年）を経て、今日、免許は 20 種類、技能講習は 37 種類にまで増加した。これまでの経緯の概要は以下の通りである³⁹。

4. 1 旧労働基準法時代

4. 1. 1 年表

1947（昭和 22）年 「汽罐士免許」「汽缶溶接士免許」「起重機運転士免許」「アセチレン溶接士免許」「映写技術者免許」の 5 種類。
1959（昭和 34）年 「ボイラ及び圧力容器安全規則」の施行に伴い、汽罐士免許、汽缶溶接士免許は「ボイラ技士免許」「ボイラ溶接士免許」にそれぞれ名称を変更。 講習免許関係では「電気発破技士（講習免許）」「導火線発破技士（講習免許）」を創設。
1961（昭和 36）年 「潜水士（講習免許）」を創設。
1962（昭和 37）年 「集材架線技士免許」「運材架線技士免許」の創設。 「クレーン等安全規則」施行に伴い起重機運転士免許を「クレーン運転士免許」に名称変更。「デリック運転士免許」「揚貨装置運転士免許」を創設。「映写技術者免許」を廃止。 講習免許関係では「玉掛技能講習」を創設。
1967（昭和 42）年 「ガス溶接技能講習」を創設。
1968（昭和 43）年 「ホークリフト運転技能講習」を創設。
1971（昭和 46）年 クレーンから移動式クレーンを分離して「移動式クレーン運転士免許」を創設。 アセチレン溶接士免許は「アセチレン溶接主任者免許」として作業主任者免許に移行。 集材架線技士免許と運材架線技士免許を「林業架線技士免許」に統合。 技能講習関係では「ボイラ取扱講習」「ボイラ整備士（講習免許）」を創設。 電気発破技士（講習免許）と導火線発破技士（講習免許）を「発破技士免許」に統合。

4. 1. 2 解説：旧労基法時代の就業制限制度

安衛法は、一定の危険有害な業務に就くことができる者について、作業の危険度によって、国家試験である「免許」の取得者、都道府県労働局長に登録する教習機関の行う「技能講習」の講習修了証所持者等であることを要求している。

この件に関し、安衛法制定前の旧労働基準法第 49 条は次のように規定していた。

第 49 条 使用者は、経験のない労働者に、運転中の機械又は動力伝動装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運転中の機械又は動力伝動装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運転をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

使用者は必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

前 2 項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。

旧労働基準法第 49 条第 3 項に基づき、旧安衛則では、以下に述べる

- ア 免許、技能講習を要求する業務、
- イ 技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務、
- ウ 未経験者の就業が禁止される業務

に整理された。

なお、工場法においてはこの規定はなく、また、旧労働基準法に基づき最初に施行された旧安衛則では、免許の必要な業務として①汽缶のふん火その他取扱の業務、②溶接による汽缶の製造若しくは改造又は修繕の業務、③巻上能力 5 t 以上の起重機運転の業務、④アセチレン溶接装置の作業主任の業務、⑤映写機による上映操作の業務の 5 種類に限られていた（昭和 22 年旧安衛則第 44 条）。

ア 免許、技能講習を要求する業務

- 1 プレス機械作業主任者の業務：実務経験 5 年以上かつ技能講習終了者（旧安衛則第 43 条の 2）
- 2 アセチレン溶接主任者の業務：アセチレン溶接主任者免許取得者（旧安衛則第 44 条）
- 3 ガス溶接等の業務：アセチレン溶接主任者免許取得者、ガス溶接技能講習修了者等（旧安衛則第 44 条の 2）
- 4 発破の業務：発破士免許、火薬類取扱保安責任者免状所持者等（旧安衛則第 44 条の 3）
- 5 揚貨装置の運転の業務：揚貨装置運転士免許取得者（旧安衛則第 44 条の 3 の 2）
- 6 制限荷重 3 t 以上の揚貨装置の玉掛けの業務：揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、デリック運転士免許、玉掛け技能講習修了者（旧安衛則第 44 条の 4）
- 7 3 t 以上のフォークリフト運転の業務：フォークリフト運転技能講習修了者等（旧安衛則第 44 条の 4 の 2）
- 8 機械集材装置、運材索道の組立て、解体の作業主任者の業務：集材架線技士免許、1 級運材架線技士免許、2 級運材架線技士免許（旧安衛則第 44 条の 5）
- 9 ボイラー溶接の業務：特別ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 8 条）
- 10 第 1 種圧力容器溶接の業務：特別ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 44 条）
- 11 ボイラーの整備の作業：ボイラー整備士免許：（旧ボイラー則第 28 条の 2）
- 12 第 1 種圧力容器の整備の作業：ボイラー整備士免許（旧ボイラー則第 55 条の 2）
- 13 ボイラーの取扱いの業務：ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 19 条）
- 14 小型ボイラーの取扱いの業務：ボイラー技士免許、ボイラー取扱い講習修了者（旧ボイラー則第 76 条の 2）
- 15 つり上げ荷重 5 t 以上のクレーンの運転の業務：クレーン運転士免許（旧クレーン則第 18 条）
- 16 つり上げ荷重 5 t 未満のクレーン、床上クレーンの運転の業務：クレーン運転士免許、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第 19 条）
- 17 つり上げ荷重 5 t 以上の移動式クレーンの運転：クレーン運転士免許（旧クレーン則第 57 条）

- 18 つり上げ荷重 5 t 未満の移動式クレーンの運転：クレーン運転士免許、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第 58 条）
- 19 つり上げ荷重 5 t 以上のデリックの運転：デリック運転士免許（旧クレーン則第 88 条）
- 20 つり上げ荷重 5 t 未満のデリックの運転：デリック運転士免許、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第 89 条）
- 21 つり上げ荷重 3 t 以上のクレーン、移動式クレーン、デリック（小型デリックを除く）の玉掛けの業務：玉掛け技能講習修了者、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士（旧クレーン則第 148 条）
- 22 つり上げ荷重 3 t 未満のクレーン、移動式クレーン、小型デリックの玉掛けの業務：玉掛け技能講習修了者、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第 149 条）
- 23 送気調節、加圧調節の業務：選考により指名した者（旧高圧則第 11 条）
- 24 高圧室内業務：高圧室管理者免許取得者（旧高圧則第 12 条）
- 25 潜水業務：潜水土免許取得者（旧高圧則第 13 条）

イ 技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務（旧安衛則第 45 条）

- 1 第 9 条の火元責任者の業務
- 2 第 10 条第 1 項第二号から第四号まで及び第六号から第十七号までの当該係員の業務
 - ・アセチレン溶接装置の溶接主任者（第二号）
 - ・ガス集合溶接装置の溶接主任者（第二号の二）
 - ・圧縮ガス、液化ガス製造装置の作業主任者（第三号）
 - ・爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物、可燃性のガスを製造し、取り扱う事業の危険物取扱主任者（第四号）
 - ・溶鉱炉、金属溶解炉、電気溶解炉の作業主任者（第六号）
 - ・金属の熱間圧延の作業主任者（第七号）
 - ・空気圧縮機の作業主任者（第八号）
 - ・乾燥室、乾燥機の作業主任者（第九号）
 - ・型枠支保工の組み立て・解体の作業主任者（第十号）
 - ・つり足場、張り出し足場、高さ 5 メートル以上の構造の足場の組み立て・解体・変更の作業主任者（第十一号）
 - ・地山の掘削の作業主任者（第十二号）
 - ・土止め支保工の切りばり、腹起しの取付け・取りはずしの作業主任者（第十三号）
 - ・掘削作業により露出したガス導管の防護の作業主任者（第 13 号の 2）
 - ・ずい道支保工の組み立て、変更、木製のずい道支保工の木はずしの作業主任者（第十四号）

- ・ ずい道型枠支保工の組み立て・移動・解体の作業主任者（第十五号）
- ・ 岩石の採取のための掘削の作業主任者（第十六号）
- ・ 高さ 2 メートル以上のはいの作業主任者（第十七号）
- 3 機械集材装置又は運材索道以外の機械集材装置又は運材索道の組立て又は解体の作業主任者の業務
- 4 制限荷重が 5 t 未満の揚貨装置の運転の業務
- 5 高さが 5m 以上の個所で墜落により労働者が危害を受ける恐れのあるところにおける業務
- 6 動力による軌条運輸の業務
- 7 動力による巻上機（電気ホイスト、エアホイストを除く。）運搬機（フォークリフトにあっては、最大荷重が 3 t 未満のものに限る。以下この号において同じ。）又は索道（運材索道を除く）の運転（道路交通法第 2 条第一号に規定する道路における運搬機の走行を除く）の業務
- 7 の 2 機械集材装置又は運材索道の運転の業務
- 8 高圧（直流にあっては 750V を、交流にあっては 600V を超え、7 千 V 以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（7 千 V を超える電圧をいう。以下同じ）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧（直流にあっては 750V 以下である電圧をいう。以下同じ）の充電電路（対地電圧が 50V 以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等であって感電による危害を生ずる恐れがないものを除く）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等に設置する低圧の電路（対地電圧が 50V 以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等であって感電による危害を生ずる恐れがないものを除く）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
- 9 原動機（定格出力 7.5 kW 未満の電動機を除く）の運転又はその運転中における掃除、給油または検査の業務
- 10 研削といしの取換え及び取換え時の試験運転の業務
- 11 制限荷重が 3 t 未満の揚貨装置の玉掛けの業務
- 12 消費量毎時 4 百ℓ以上の液体燃焼器の点火の業務
- 13 アーク溶接の業務
- 14 動力による土木建築用機械の運転の業務
- 15 胸高直径が 70cm 以上の立木の伐木、胸高直径が 30cm 以上であって、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木であってかかっている木の胸高直径が 20cm 以上であるものの処理の業務（二人以上の者によって行う業務における補助作業の業務を除く）
- 16 緩燃性でないフィルムの上映操作の業務
- 17 前各号の外、中央労働基準審議会の議を経て、労働大臣の指定する業務

ウ 未経験者の就業が禁止される業務（旧安衛則第 46 条）

- 1 運転中の原動機から中間軸までの動力伝動装置の掃除、注油、検査、修理又はベルトの掛替の業務
- 2 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂のロール練りの業務
- 3 丸のこの直径が 25 センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤又はこの車の直径が 75 センチメートル以上の木材加工用帯のこ盤における木材の送給の業務
- 4 動力によって運転するプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又は掃除の業務
- 5 操車場構内における軌道車両の入替、連結又は解放の業務（六十時間以上の正規の訓練を経た者については、これを除く）
- 6 軌道内であってずい道の内部、見透距離四百メートル以内又は車輛の通行ひん繁な場所における単独の業務
- 7 前各号の外、中央労働基準審議会の議を経て、労働大臣の指定するもの

4. 2 労働安全衛生法の制定以降

4. 2. 1 年表

1972（昭和 47）年

労働安全衛生法施行の際、ボイラから「ボイラー」に名称を変更し、ボイラ整備士（講習免許）を「ボイラー整備士免許」に、潜水士（講習免許）を「潜水士免許」に移行。

ホークリフトを「フォークリフト」に名称変更、「車両系建設機械運転技能講習」を創設。

林業架線技士を「林業架線作業主任者免許」に移行。

1978（昭和 53）年

「ショベルローダー等運転技能講習」「車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）運転技能講習」「車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習」を創設。従来の車両系建設機械運転技能講習を車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）運転技能講習とみなす。

1988（昭和 63）年

「ボイラー及び圧力容器安全規則」改正に伴い、「ボイラー溶接士免許」の有効期間を従来の 1 年から 2 年に延長（1989（平成元）年実施）。

1989（平成元）年

「衛生管理者免許」を「第 1 種衛生管理者免許」と「第 2 種衛生管理者免許」に分離。

1990（平成 2）年

「床上操作式クレーン」「小型移動式クレーン」「車両系建設機械（解体用）」「不整地運搬車」「高所作業車」に係る運転技能講習を創設。

1998（平成 10）年

「クレーン運転士床上運転式クレーン限定免許」を創設。

2004（平成 16）年

用語の見直しに伴い玉掛技能講習を「玉掛け技能講習」に変更。

2006（平成 18）年

クレーン運転士免許とデリック運転士免許を「クレーン・デリック運転士免許」に統合。

クレーン運転に限定した「クレーン・デリック運転士クレーン限定免許」を創設。床上

運転式クレーン限定免許は「クレーン・デリック運転士床上運転式クレーン限定免許」に変更。

4. 2. 2 解説：労基法研究会報告書の示唆

昭和 47 年 3 月、塚原労働大臣は衆議院社会労働委員会において安衛法提案理由を次のように説明した。

「労働災害の状況にかんがみ、労働省では、産業活動の急速な変化に対応できる適切な防止対策を展開するため、労働安全衛生行政の今後のあり方について検討を重ねてまいりました。すなわち、その一環として、昭和 44 年に学識者の方々にお願いして労働基準法研究会を設置し、労働基準法の法制上及び運用上の諸問題について調査研究を依頼しましたところ、労働安全衛生に関しまして、昨年 7 月に報告書が提出されました。

労働省では、この報告書のほか、労働災害の実情及びその対策等について広く検討した結果、産業活動の変化に即応した労働安全衛生対策を推進していくためには、法制の整備が必要であるとの結論に達し、労働安全衛生法案の構想をとりまとめ、昨年 11 月これを中央労働基準審議会に諮問いたしました。

同審議会では、慎重審議の結果、本年 2 月、若干の事項について配慮するよう意見を付した上、労働省の構想によるのが適当である旨の答申がなされました。

労働省におきましては、この答申の趣旨を尊重して成案を固め、ここに労働安全衛生法案として提案した次第であります。」

ここで挙示された労働基準法研究会は、昭和 46 年 7 月 13 日、安全衛生関係について報告を取りまとめ、労働大臣に提出した。その中で、就業資格の現状と問題点について、次のとおり報告していた。

(7) 就業資格

イ 法制

安全衛生の徹底を確保するためには機械設備、原材料に対する規制のみでは足りず、これに加えて業務を担当する労働者についての配慮がなされなければならない。

この点については、安全衛生教育の徹底とあわせて、一定の危険な業務には、一定水準以上の技能なり経験を有した者以外には、従事させないことも必要である。

労働基準法第 49 条は、一定の危険業務に対して経験のない労働者の就業を禁止し、さらに、とくに危険な業務については、必要な技能を有しない者の就業を禁止している。

そして、危険業務の範囲、危険業務に従事する労働者に必要な経験又は技能の水準については、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則などの労働省令に具体的に規定されている。

ロ 現状及び問題点

(イ) 就業資格体系の整備

労働省令による就業資格の態様としては、業務の危険度に応じ、

- ① ボイラー技士、クレーン運転士などの試験免許
- ② 発破技士、潜水土などの講習免許

③ クレーン玉掛工、フォークリフト運転者などの指定講習

④ 動力巻上機、運搬機の運転の業務などの技能選考指名

⑤ 動力伝導装置の掃除、注油、検査又は修理の業務などの 6 ヶ月以上の経験

など、試験免許から 6 ヶ月の経験まで五段階にわかれているが、これらの技能水準あるいはそれを判定する基準などは、必ずしも明確でなく、その体系、内容の不備が指摘される。

さらに、法制上の問題として、労働基準法以外の法律では一般に就業資格にかかる免許制度を定めるに際し、法律自体において免許試験、免許資格等について詳細な規定を置き、細部の手続的事項等を政令、省令に委ねているのに対し、上記①ないし②の免許制度は、労働基準法上きわめて抽象的な根拠規定が存するのみであるので、免許試験、免許資格等重要事項については法律に明確な規定を置く必要がある。

また、技能選考指名制度については、現在、技能選考基準が確立されていないため、その実効が期しがたい。

（ロ）業務量の増加とそれに対する体制の整備

最近における大幅な機械化、作業の合理化等により、クレーン等特殊設備の設置が増加していることともなつて試験、講習免許関係の受験者数も年々増加しており昭和 44 年においては、10 年前昭和 35 年に比べボイラー技士試験では約 2 倍、クレーン等運転士では約 3 倍の伸びを示している。

また、技能講習を要件とする就業資格業務の技能講習会実施回数も年々増加しており、そのほとんどが行政官庁が指定した民間団体が実施したものである。

このような受験者あるいは受講者の増加は必然的に行政官庁の事務量の増加をもたらしているが、その増加に見合う体制は、必ずしも十分といえず、とくに、実技試験実施面あるいは民間の指定講習団体に対する監督指導の面で問題があり、行政の簡素化及び行政体制の整備の見地から教習制度等の整備が要請されている。

（ハ）技術の進展に対応する就業資格制度のあり方

技術革新の急激な進展により、一度獲得された技能が数年後は安全衛生上有効でないものとなるケースが増加している。また、現行の免許は終身免許であるため、当該業務から相当期間離れても有効であり、技能講習制度による講習受講についても同様である。

技術の進展に対応し、労働災害防止の徹底を期するためには、再教育、再講習の制度、免許更新制度の整備など危険な作業を行なうに当って必要とされる技能ないし知識を積極的に附与ないし確認する体制の検討が必要であろう。

（10）結び

ロ 安全衛生教育の充実強化

（イ）新技術導入時、職種転換時等における教育の実施

一般労働者について、一定の基準のもとに、新規採用時のみならず、新技術導入時、配置転換時等においても安全衛生教育を実施すること。

（ロ）教育内容の明確化

安全衛生教育を進めるに当っては、業種、企業規模等職場の実態を考慮し、座学のみでなく実技を含む安全衛生教育を実施させるなどその内容の明確化をはかること。

（ハ）職長教育等の明確化

一般作業者を指揮監督する第一線現場監督者として必要な安全衛生に関する知識を重点的、効率的に附与するため、とくに職長に対する安全衛生教育を重点として教育内容等について明確にすること。

また、安全管理者、衛生管理者、特殊技能者に対する教育の充実をはかるとともに、設計技術者に対する啓蒙を行なうこと。

ホ 免許資格体系の整備

現在、複雑多岐にわたっている免許試験、技能講習等の就業資格制度を法的に整備するとともに、資格取得のために必要な技能知識等を積極的、効率的に附与する体制を整備すること。

この報告を受け、免許、技能講習の再編整備が検討され、安衛法第八章「免許等」が規定された。

すなわち、上記(1)(b)で述べた3種類の就業制限業務（ア「免許、技能講習を要求する業務」、イ「技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務」、ウ「未経験者の就業が禁止される業務」）は、第 61 条（就業制限業務）関係や第 59 条第 3 項（特別教育）関係の規定に、就業制限内外で求められる免許と技能講習については、第 72 条（免許）関係、第 76 条（技能講習）関係の規定に再編された。

このうち、免許関係規定には、第 12 条（衛生管理者）、第 14 条（作業主任者）等がある。いずれも、免許以外の資格取得方法が定められている。

なお、衛生管理者免許の手続きについては、旧安衛則でも、衛生管理者の資格（第 13 条の 2）、衛生管理者の免許（第 23 条）、衛生工学に関する衛生管理者の免許（第 24 条）、衛生管理者免許の欠格事項（第 25 条）、衛生管理者免状の交付（第 26 条）、衛生管理者免許の取消（第 27 条）、衛生管理者試験（第 28 条）、衛生管理者試験の受験資格（第 29 条）、衛生管理者試験の試験科目（第 30 条）、試験科目の一部免除（第 31 条）、衛生管理者免状の書換え（第 32 条）、衛生管理者免状の再交付（第 33 条）と細かく規定していた。これらの定めは、法第 72 条および安衛則第七章「免許等」に反映された。

その他の安衛法に基づく免許とそれに対応する旧労働基準法に基づく免許等を並記すると、次表の通りとなる。特筆すべきは、旧労働基準法における免許の殆どが引き継がれ、ガス溶接、ボイラー整備士資格は、技能講習から免許に引き上げられたことである。

安衛法に基づく免許の種類（安衛則第 69 条）		旧労働基準法に基づく免許等
1	第 1 種衛生管理者免許	衛生管理者免許（旧安衛則第 24 条）
1 の 2	第 2 種衛生管理者免許	
2	高圧室内作業主任者免許	高圧室管理者免許（旧高圧則第 49 条）
3	ガス溶接作業主任者免許	ガス溶接技能講習（旧安衛則第 44 条の 2）
4	林業架線作業主任者免許	集材架線技士免許（旧安衛則第 44 条の 5）
5	特級ボイラー技士免許	特級ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 81 条）
6	1 級ボイラー技士免許	一級ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 81 条）
7	2 級ボイラー技士免許	二級ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 81 条）
8	エックス線作業主任者免許	エックス線作業主任者免許（旧電離則第 59 条）
8 の 2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	—

	免許	
9	発破技師免許	発破技師免許（旧安衛則第 44 条の 3）
10	揚貨装置運転士免許	揚貨装置運転士免許（旧安衛則第 44 条の 4）
11	特別ボイラー溶接士免許	特別ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 93 条）
12	普通ボイラー溶接士免許	普通ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 93 条）
13	ボイラー整備士免許	ボイラー整備技能講習（旧ボイラー則第 104 条の 2）
14	クレーン・デリック運転士免許	クレーン運転士免許（旧クレーン則第 104 条） デリック運転士免許（旧クレーン則第 127 条）
15	移動式クレーン運転士免許	移動式クレーン運転士免許（旧クレーン則 126 条の 2）
16	潜水士免許	潜水士免許（旧高圧則第 56 条）

こうした免許制度等の整備充実化に伴い、試験事務の実施方法の改善が急務となったが、昭和 47 年の安衛法制定には間に合わなかった。安衛法による免許試験の業務は都道府県労働局の他の業務に支障を生じさせ、試験の実施回数も制限され、受検者に不便をかける等の問題が生じていた。法定化から約 4 年後の昭和 51 年 4 月 1 日、労働省により、作業環境測定法に基づく試験実施機関として、（財）作業環境測定士試験協会が指定され、作業環境測定士試験が同協会で実施された。その後、昭和 52 年改正で、安衛法第 75 条の 2 以降が追加され、昭和 53 年 4 月 1 日、同協会が改組・名称変更され、広く安全衛生関係の免許試験を実施する（財）安全衛生技術試験協会となり、指定試験機関となった。同協会は、受験者の利便性を考慮し、全国に次の 7 つのセンターを配置し、必要な整備を完了した（これらの 7 つのセンターは出張試験も実施している）。

技能講習の経過を辿ると、旧労働基準法の下では、ガス溶接技能講習（旧安衛則第 327 条）、フォークリフト運転技能講習（旧安衛則第 333 条）、プレス作業主任者技能講習（旧安衛則第 372 条）、ボイラー整備技能講習（旧ボイラー則第 104 条の 2）、玉掛技能講習（クレーン則第 150 条）の 5 種のみが関係省令に規定され、その指定講習は、都道府県労働基準局長又は局長の指定する講習機関が実施していた。

安衛法の制定により、旧安衛則第 45 条所定の技能選考者でなければ就業できない業務の殆どが、技能講習修了者でなければ就くことができない業務となった。

三 逐条解説

1 第 72 条

1. 1 条文

（免許）

第七十二条 第十二条第一項（*衛生管理者）、第十四条（*作業主任者）又は第六十

一条第一項（*クレーンの運転、ボイラーの取扱い、車両系建設機械の運転等の危険業務にかかる就業制限）の免許（以下「免許」という。）は、第七十五条第一項（*都道府県労働局長による免許試験（学科・実技）の実施）の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 第七十四条第二項（第三号を除く。）（*免許にかかる重大事故、安衛法令違背、心身の故障等による免許の取り消し）の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者

二 前号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者

3 第六十一条第一項（*クレーンの運転、ボイラーの取扱い、車両系建設機械の運転等の危険業務にかかる就業制限）の免許については、心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

4 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十一条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

安衛法は、一定の業務に就く場合、国家試験の合格者等に与えられる「免許」を証する免許証の所持者、都道府県労働局長に登録する教習機関の行う「技能講習」の修了証所持者であることを求めており、安衛法第八章はこの「免許」及び「技能講習」について規定している。

本条第 1 項は、「免許」が必要とされる衛生管理者（法第 12 条第 1 項）、作業主任者（法第 14 条）及び就業制限業務（法第 61 条第 1 項）について、原則として試験に合格することが必要であることを規定し、第 2 項、第 3 項は、免許の欠格事由等について規定している⁴⁰。

1. 2. 2 内容

〔免許の種類及び取得方法〕

本条が定める「厚生労働省令で定める資格を有する者」、すなわち衛生管理者、作業主任者、及び就業制限業務に就く者に係る免許は、種類ごとの免許試験に合格した者、及びその他一定の資格を有する者に対して交付される（安衛則第 62 条、別表第 4）⁴¹。

免許の種類は次の 20 種類である。

<法第 12 条（衛生管理者）第 1 項の免許>

- 1 第 1 種衛生管理者免許
- 2 第 2 種衛生管理者免許
- 3 衛生工学衛生管理者免許

<第 14 条（作業主任者）の免許>

- 4 高圧室内作業主任者免許

5 ガス溶接作業主任者免許

*次項にも重複該当する。

6 林業架線作業主任者免許

<法第 61 条（就業制限）第 1 項の免許>

7 特級ボイラー技士免許

8 1 級ボイラー技士免許

9 2 級ボイラー技士免許

10 エックス線作業主任者免許

11 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許

12 特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許

13 発破技師免許

14 揚貨装置運転士免許

15 特別ボイラー溶接士免許

16 普通ボイラー溶接士免許

17 ボイラー整備士免許

18 クレーン・デリック運転士免許

19 移動式クレーン運転士免許

20 潜水土免許

*5 も重複該当する。

以上のうち、衛生工学衛生管理者免許については、一定の学力を有すると認められた者で都道府県労働局長に登録した登録教習機関が行う衛生工学衛生管理者講習を修了した者等に与えられる。

また、特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許は、①電気事業法で定める第 1 種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第 2 種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者、②高压ガス保安法で定める製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者、③ガス事業法で定めるガス主任技術者免状の交付を受けている者に対して与えられる。

このように、衛生工学衛生管理者免許、特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許については試験が実施されないため、実際に免許試験が行われるのは 18 種類である。

〔免許証の交付〕

衛生管理者、作業主任者又は就業制限業務に就く者に係る免許は、免許の種類ごとに、免許試験に合格した者やその他一定の資格を有する者に対し、免許証を交付することで行われる⁴²。

昭和 63 年より、行政手続の簡素化等のため、免許証の交付において、同一人が同日に 2 種類以上の免許を受けるときは、1 つの免許証に他の種類の免許に係る事項を記載し、当該種類の免許に係る免許証の交付に代えることとなった（安衛則第 66 条の 2）。

免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載し、その者が現に有する免許証と引換えに交付する（安衛則第 66 条の 2）。

クレーン・デリック運転士に係る限定免許を現に受けている者に限定しない免許を交付するときは、その者が現に有する免許証と引き換えにクレーン・デリック運転士に係る免許証を交付する。この場合において、その者がクレーン・デリック運転士免許と異なる種類の免許を現に受けているときは、当該クレーン・デリック運転士免許に係る免許証に、その異なる種類の免許に係る事項を記載するものとする（安衛則第 66 条の 2）。

〔免許の申請手続〕

免許試験に合格した者で免許を受けようとする者は、免許試験合格後に遅滞なく免許申請書を所轄の都道府県労働局長に提出しなければならない。指定試験機関が行う免許試験に合格した者で免許を受けようとする者も、免許試験合格後に遅滞なく免許申請書に合格の通知を添えて、当該免許試験を行った指定試験機関の事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（安衛則第 66 条の 3）。

また、免許試験に合格した者以外の者で免許を受けようとする者に関しても、免許申請書を、住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（安衛則第 66 条の 3）。

〔免許証の再交付又は書替え〕

免許証を滅失又は損傷したときは、免許証再交付申請書を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又は住所を管轄する都道府県労働局長に提出し、免許証の再交付を受けなければならない。また、氏名を変更したときは、免許証書替申請書を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又は住所を管轄する都道府県労働局長に提出し、免許証の書替えを受けなければならない（安衛則第 67 条）。

〔免許証の返還〕

免許の取消しの処分を受けた者は、遅滞なく免許の取消しをした都道府県労働局長に免許証を返還しなければならない（安衛則第 68 条）。

〔免許の欠格事項〕

第 72 条第 2 項は、次の①～③のいずれかに該当する者には免許を与えないことを規定している⁴³。

② 免許の取消しの日から一年を経過しない者。

② 満 18 歳に満たない者（揚貨装置（*船舶に取り付けられたクレーンやデリック）運転士免許、特級ボイラー技士免許、1 級ボイラー技士免許、2 級ボイラー技士免許、特別ボイラー溶接士免許、普通ボイラー溶接士免許、ボイラー整備士免許、クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、ガス溶接作業主任者免許、林業架線作業主任者免許、発破技士免許、エックス線作業主任者免許、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許及び潜水士免許）（安衛則第 63 条、ボイラー則第 98 条・第 105 条・第 114 条、クレーン則第 224 条・第 230 条、電離則第 49 条・第 52 条の 4 の 2、高圧則第 53 条）。

③満 20 歳に満たない者（高圧室内作業主任者免許）（高圧則第 48 条）。

免許試験の受験資格には年齢制限がなく、免許の年齢制限に抵触する年齢で免許試験を受けることは可能であるが、合格した場合においても、免許の申請は所定の年齢に達してから行わなければならない⁴⁴。

〔免許の重複取得の禁止〕

免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類を兼ねて受けることができない。ただし、次の①～②に掲げる者が当該各号に定める免許を受けるときはこの限りではない（安衛則第 64 条、クレーン則第 224 条の 4）⁴⁵。

①取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者が、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許又は取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定した（*しかし、クレーンの運転上限定のない）クレーン・デリック運転士免許を受ける場合。

②取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者が、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許を受ける場合。

〔法第 72 条第 3 項の厚生労働省令で定める者〕

第 72 条第 3 項は、法第 61 条第 1 項に基づく免許に関し、免許の種類に応じ、心身の障害により、免許に係る業務を適正に行うことができない者として免許を与えないことがある者を、厚生労働省令で規定する旨定めている。この「法第 61 条第 1 項に基づく免許」は次の 12 種類の免許を指す。

- ①発破技士免許
- ②揚貨装置運転士免許
- ③ 特級ボイラー技士免許
- ④ 1 級ボイラー技士免許
- ⑤2 級ボイラー技士免許
- ⑥特別ボイラー溶接士免許
- ⑦普通ボイラー溶接士免許
- ⑧ボイラー整備士免許
- ⑨クレーン・デリック運転士免許
- ⑩移動式クレーン運転士免許
- ⑪潜水土免許
- ⑫ガス溶接士作業主任者免許

すなわち、エックス線作業主任者免許、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許、特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許は対象から除外されている。

第 14 条（作業主任者）の免許と重複該当する⑫も含まれている。

第 72 条第 4 項では、都道府県労働局長が免許を申請した者に免許を与えないこととするとき、あらかじめ申請者にその旨を通知し、求めがあったとき場合には、都道府県労働局長の指定する職員に意見を聴取させなければならないことを規定している。

なお、2001（平成 13）年の法改正に基づき、衛生管理者と作業主任者の免許に関し障害者に係る欠格事由が廃止され、また、法第 61 条第 1 項関係（就業制限）の免許に関し、心身の障害により免許を与えないことがある者を厚生労働省令により規定することとされた⁴⁶。

就業制限業務の免許に関しては、心身の障害により業務を適正に行うことができない者として免許が付与されない場合や作業に関し、条件付きの免許が与えられる場合がある（参考 5・表 2 参照）⁴⁷。この場合において免許を付与するか否かを決定する際には、現に利用している障害を補う手段又は現に受けている治療などにより障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況などが考慮される⁴⁸。

1. 2. 3 関連規定

1) 第 1 項の厚生労働省令で定める資格関係

安衛則第 62 条・別表 4（免許の種類及び取得方法。参考 5・表 1 に記載）

ボイラー則第 97 条（ボイラー技師免許（特級、1 級、2 級）の付与の要件）、第 104 条（特別ボイラー溶接士免許の付与の要件）、第 113 条（ボイラー整備士免許の付与の要件）、第 119 条（特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許の付与の要件及び免許取り消し・効力停止の事由のうち省令で定めるもの）

クレーン則第 223 条（クレーン・デリック運転免許の付与の要件）、第 229 条（移動式クレーン運転士免許の付与の要件）

高圧則第 47 条（高圧室内作業主任者免許の付与の要件）、第 52 条（潜水士免許の付与の要件）

電離則第 48 条（エックス線作業主任者免許の付与の要件）、第 52 条の 4（ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許の付与の要件）

2) 第 2 項第二号の厚生労働省令で定める者関係

安衛則第 63 条（ガス溶接作業主任者免許、林業架線作業主任者免許、発破技師免許又は揚貨装置運転士免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳未満とすること）

ボイラー則第 98 条（各種ボイラー技士免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳未満とすること）、第 105 条（各種ボイラー溶接士免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳未満とすること）、第 114 条（ボイラー整備士免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳未満とすること）

クレーン則第 224 条（クレーン・デリック運転士免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳未満とすること）、第 230 条（移動式クレーン運転士免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳未満とすること）

高圧則第 48 条（高圧室内作業主任者免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳未満とすること）、第 53 条（潜水士免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳才未満とすること）

電離則第 49 条（エックス線作業主任者免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳未満とすること）、第 52 条の 4 の 2（ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許の省令所定の欠格事由を満 18 歳未満とすること）

3) 第 3 項の厚生労働省令で定める者関係

安衛則第 65 条（発破技士免許、揚貨装置運転士免許、ガス溶接作業主任者免許の心身の故障による省令所定の欠格事由）

ボイラー則第 98 条の 2（各種ボイラー技士免許の心身の故障による省令所定の欠格事由）、第 105 条の 2（各種ボイラー溶接士免許の心身の故障による省令所定の欠格事由）、第 114 条の 2（ボイラー整備士免許の心身の故障による省令所定の欠格事由）

クレーン則第 224 条の 2（クレーン・デリック運転士免許の心身の故障による省令所定の欠格事由）、第 230 条の 2（移動式クレーン運転士免許の心身の故障による省令所定の欠格事由）

高圧則第 53 条の 2（潜水士免許の心身の故障による省令所定の欠格事由）

2 第 73 条

2. 1 条文

第七十三条 免許には、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働局長は、免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許を受けた者が厚生労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

2. 2 趣旨・内容

2. 2. 1 趣旨

第 73 条は、必要に応じて免許に有効期間を設けることができること、また、都道府県労働局長が免許の有効期間を更新する場合には一定の要件に基づかなければならないことを定めている。

免許証の交付を受けても、期間の経過によりその技能が低下する恐れがある場合がある。また、新技術・新工法等の導入に伴う労働災害防止のための最新の知識を付与すること、関係法令の改正内容について正確な情報を理解させる必要がある。

このため、免許について必要に応じて有効期間を定めることができると及び都道府県労働局長が免許の有効期間を更新する場合の要件について規定したものである。

2. 2. 2 内容

免許証の交付後に技能が低下するおそれがある業務に関し、免許の種類・有効期間・更

新する場合の基準を厚生労働省令で定めることとしている⁴⁹。

この点、厚生労働省令では、ボイラー溶接士について、特別ボイラー溶接士免許と普通ボイラー溶接士免許の有効期間を 2 年と規定している（ボイラー則第 107 条第 1 項）が、他の免許には有効期間を設けていない⁵⁰。

特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許の有効期間の更新を受けようとする者は、その有効期間の満了前に、免許更新申請書を当該免許を受けた都道府県労働局長又は住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（ボイラー則第 107 条第 3 項）。

都道府県労働局長は、特別ボイラー溶接士又は普通ボイラー溶接士が、当該免許の有効期間の満了前 1 年間にボイラー又は第 1 種圧力容器を溶接し、かつ、当該免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第 1 種圧力容器のすべてが所定の溶接検査又は変更検査に合格している場合、その他ボイラー溶接士としての技能の低下が認められない場合に当該免許の有効期間を更新することとされている（ボイラー則第 107 条第 2 項）。

2. 2. 3 関連規定

1) 有効期間が設けられている免許関係

ボイラー則第 107 条第 1 項（各種ボイラー溶接士免許の有効期間：2 年）

2) 第 2 項の省令で定める要件関係

ボイラー則第 107 条第 2 項（各種ボイラー溶接士免許の有効期間の更新要件：期間満了前 1 年間に所定の溶接検査・変更検査に合格し、技能低下が認められない場合）

3 第 74 条・第 74 条の 2

3. 1 条文

（免許の取消し等）

第七十四条 都道府県労働局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第二号（*免許の種類に応じて省令で定める欠格事由。年齢制限が該当）に該当するに至ったとき（*年齢を偽った場合）は、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消し、又は期間（第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する場合にあつては、六月を超えない範囲内の期間）を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 当該免許が第六十一条第一項（*クレーンの運転、ボイラーの取扱い、車両系建設

機械の運転等の危険業務にかかる就業制限）の免許である場合にあつては、第七十二条第三項（*心身の故障による業務不適應による欠格）に規定する厚生労働省令で定める者となつたとき。

四 第一百十条第一項（*免許等に際しての条件の設定や変更）の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定めるとき。

3 前項第三号に該当し、同項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

（厚生労働省令への委任）

第七十四条の二 前三条に定めるもののほか、免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3. 2 趣旨・内容

3. 2. 1 趣旨

第 74 条は、都道府県労働局長による免許の取消し、効力の停止及び再免許について規定している。

また、第 74 条の 2 は、厚生労働省令が規定する免許証の交付の手續その他免許に関する必要な事項が、法律を根拠として規定されていることを明確化するものである⁵¹。

3. 2. 2 内容

第 74 条第 1 項は免許の必要的取消しに関する規定であり、免許を受けた者が法第 72 条第 2 項第二号に該当する場合（18 歳以上という年齢制限があるにもかかわらず年齢を偽って免許を取得した場合）は、都道府県労働局長が免許を取り消すべきことを規定する⁵²。

また、第 74 条第 2 項は、免許の任意的取消しと効力の一時停止を定めるものであり、免許を有する者が次の①～⑦のいずれかに該当した場合、都道府県労働局長は、個々の具体的事情を検討して、免許の取消しあるいは効力の一時停止を行うことができる（安衛則第 66 条）⁵³。

①故意又は重大な過失により免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

②免許に係る業務について労働安全衛生法令に違反したとき。

③就業制限業務の免許の場合には、心身の障害により免許の業務を適正に行うことができない者となつたとき。

④免許に付せられた条件に違反したとき。

⑤免許試験の受験についての不正その他の不正の行為があつたとき。

⑥免許証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

⑦免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。

免許の効力の停止を行う場合には、免許証を提出させて効力の停止とその期間を記入したうえで、都道府県労働局の掲示板に掲示するなどの方法により公示するほか、免許証が提出されない場合には免許を取り消すことも考慮する⁵⁴。

第 74 条第 3 項は、障害者に係る欠格事由に該当し免許を取り消された者について、取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、都道府県労働局長は再免許を与えることができることを定める⁵⁵。

第 74 条の 2 は、第 72 条（免許）、第 73 条（免許の有効期間・更新）、第 74 条（免許の取消し）に定めるもののほか、免許証の交付（安衛則第 66 条の 2）、免許の申請手続（安衛則第 67 条）、免許証の再交付又は書替え（安衛則第 67 条）、免許の取り消し申請手続（安衛則第 67 条の 2）など免許に関する必要な事項は、厚生労働省令（労働安全衛生規則：第 62 条～第 72 条）が規定することを定めている。

3. 2. 3 関連規定

<第 74 条関係>

1) 第 2 項第五号の厚生労働省令で定めるとき関係

安衛則第 66 条（省令所定の諸種の免許の取り消し事由：免許試験の受験にかかる不正行為、免許証の譲渡・貸与、本人からの申請）

ボイラー則第 119 条第 2 項（特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許の省令所定の取り消し事由：電気事業法等他の法律に基づく免許により免許を与えられた者が、当該他の法律に基づく免許の返納を命じられたとき）

2) 免許証の返還関係

安衛則第 68 条（法定事由による免許取り消しを受けた者の免許証返還義務等）

<第 74 条の 2 関係>

1) 免許証の交付手続き関係

安衛則第 66 条の 2（免許に際しての免許証の交付、異なる種類の免許を付与する場合の免許証への追記等）

2) 免許の申請手続関係

安衛則第 66 条の 3（免許試験合格者による免許申請）

3) 免許の手数料関係

法第 112 条第 1 項（資格試験の受験者、登録更新者等の政令所定の手数料の納付義務）

手数料令第 1 条第 1 項（法第 112 条第 1 項から定めを委任された手数料の金額）

4) 免許の再交付又は書換え関係

安衛則第 67 条（免許証を滅失・損傷した場合に再交付を受ける義務、氏名変更時に書き換えを受ける義務）

5) 免許の取消しの申請手続き関係

安衛則第 67 条の 2（免許取得者による自発的な取り消し申請）

4 第 72 条～第 74 条の 2 に共通する主な関連規定

第 72 条～第 74 条の 2 に共通する関連規定は、以下の通り。

<免許資格の必要な業務>

1) 衛生管理者関係

法第 12 条（所定の資格を持つ衛生管理者の選任及び衛生管理関係業務を行わせる義務）

施行令第 4 条（衛生管理者を選任すべき規模の事業場を、常時使用労働者数 50 人以上とすること）

安衛則第 7 条（選任の方法：事業場の業種、規模等に応じて必要な数、資格、専任とすべきか否か等。このうち事業場の規模と必要な数の関係については、資料 8-2 [本条第 4 号]）

事業場の規模（常時使用する労働者数）	衛生管理者数
五十人以上二百人以下	一人
二百人を超え五百人以下	二人
五百人を超え千人以下	三人
千人を超え二千人以下	四人
二千人を超え三千人以下	五人
三千人を超える場合	六人

（第 7 条第 4 号）

安衛則・別表第 5 第 1 号（第 1 種衛生管理者試験に関すること（受験資格、試験科目、免除を受けられる者、免除試験科目））、第 2 号（第 2 種衛生管理者試験に関すること（同前））

衛生管理者規程（無試験でそのまま衛生管理者となれる者、安衛則第 62 条所定の免許を受けられる者、衛生工学衛生管理者となるための講習、講習を受けずにそのまま衛生工学衛生管理者になれる者、衛生工学衛生管理者となるための講習の一部を免除される者、第 1 種衛生管理者試験の受験資格のうち安衛則で大臣に定めが委任されているもの、第 2 種衛生管理者試験の範囲の詳細等）

2) 作業主任者関係

法第 14 条（政令所定の危険作業につき所定の技能講習修了者や免許試験合格者の中から作業主任者を選任し、作業従事者の指揮等所定の事項を行わせるべきこと）

施行令第 6 条（作業主任者を選任すべき危険作業）

安衛則第 16 条（作業主任者の選任は、別表第 1 所定の区分ごとに所定の要件を充たす者について行うべきこと）、第 17 条（複数の作業主任者を選任した場合の事業者による分担の決定）

安衛則・別表第 1（安衛則第 16 条、第 17 条に基づく区分と作業主任者の資格要件）、別表第 5（第 2 号～第 5 号）（第 2 号：ガス溶接作業主任者免許試験の受験資格、試験科目、科目免除を受けられる者、免除試験科目、第 3 号：林業下線作業主任者について以下同じ（但し、受験資格なし）、第 4 号：発破技師免許について以下同じ（但し、受験資格、試験科目免除を受けられる者、免除試験科目なし）、第 5 号：揚貨装置運転士免許試験について以下同じ（但し、受験資格なし））、別表第 6（木材加工用機械作業主任者ほか技能講習で資格が得られるものの区分、受講資格、講習科目）

3) 就業制限業務関係

法第 61 条（クレーンの運転その他政令所定の危険業務については、所定の免許取得者か技能講習を修了した資格保有者に就業を制限する旨の定め）

施行令第 20 条（法第 61 条が定める就業制限がかかる指定危険業務：発破に係る複数の業務、一定重量以上の揚貨装置の運転、ボイラーの取扱い業務等 16 項目）

安衛則第 41 条（就業制限業務に就業できる者を別表に定めること）

安衛則・別表第 3（第 41 条を受けて、施行令第 20 条所定の危険業務ごとに就業可能な者を列挙）、別表第 4（第 62 条（試験の受験資格を別表に定めること）を受けて、20 種の免許の受験資格を列挙）

<ボイラー及び圧力容器の取扱い、溶接、整備に関する規定>

1) 特級（1 級、2 級）ボイラー技士免許関係

施行令第 20 条第三号（就業制限対象業務：ボイラー取扱い業務）

ボイラー則第 23 条（施行令第 20 条第 3 号所定のボイラー取扱い業務にかかる所定の資格保有者以外の就業制限の原則）、第 97 条～第 98 条の 2（第一号：特級ボイラー技師免許の取得要件、第二号：1 級ボイラー技師免許の取得要件、第三号：2 級ボイラー技師免許の取得要件）、第 101 条（特級、1 級ボイラー技師免許試験の受験資格）、第 102 条（特級、1 級、2 級ボイラー技士免許試験の学科試験科目）、第 102 条の 2（特級ボイラー技士免許試験の科目合格者の試験科目免除措置）、第 103 条（免許試験の細目にかかる大臣への決定の委任）

2) 特別（普通）ボイラー溶接士免許関係

施行令第 20 条第四号（就業制限対象業務：ボイラー溶接業務）

ボイラー則第 9 条（ボイラー溶接業務にかかる特別ボイラー溶接士免許取得者以外（溶接部の厚さが 25mm 以下の場合等には普通ボイラー溶接士免許取得者以外）の就業制限の原則）、第 55 条（第 1 種圧力容器の溶接業務にかかる特別ボイラー溶接士免許取得者以

外の就業制限の原則）、第 104 条（特別ボイラー溶接士免許、普通ボイラー溶接士免許を受けることができる者：免許試験合格者と、後者の場合は試験免除者も該当）、第 105 条（法第 72 条第 2 項第二号所定の免許の欠格事由：満 18 歳未満）、第 105 条の 2（法第 72 条第 3 項所定の心身の故障による欠格事由：心身の故障により当該免許に係る業務を適切に行い得ない者）、第 109 条（特別ボイラー溶接士免許試験の受験資格：普通ボイラー溶接士免許の取得後一定期間の溶接作業経験）、第 110 条（特別ボイラー溶接士免許試験及び普通ボイラー溶接士免許試験の試験方法と試験科目）、第 111 条（所定の条件を充たす者にかかる特別ボイラー溶接士及び普通ボイラー溶接士免許試験の試験科目の免除）、第 112 条（免許試験の細目にかかる大臣への決定の委任）

3) ボイラー整備士免許関係

施行令第 20 条第五号（就業制限対象業務：ボイラーや第 1 種圧力容器の整備業務）

ボイラー則第 35 条（ボイラー整備業務についてのボイラー整備士免許取得者以外の実業制限）、第 70 条（第 1 種圧力容器整備業務についてのボイラー整備士以外の実業制限）、第 113 条（ボイラー整備士免許試験の受験資格：ボイラー整備等の業務補助に 6 ヶ月以上従事等）、第 114 条（免許の欠格事由：満 18 歳未満）、第 114 条の 2（法第 72 条第 3 項所定の心身の故障による欠格事由：心身の故障により当該免許にかかる業務を適切に行い得ない者）

※ボイラーは、圧力、伝熱面積、胴の内径・長さにより、ボイラー、小型ボイラー、簡易ボイラーに区分される。圧力容器も最高使用圧力と内容積等によって、第 1 種圧力容器、小型圧力容器、簡易容器の 3 つに区分される。詳細については参考 2「1 ボイラー、圧力容器」を参照。

<クレーン、移動式クレーン、デリック運転免許に関する規定>

クレーン、デリック運転士免許関係

施行令第 20 条第六号（就業制限対象業務：つり上げ荷重 5 t 以上のクレーンの運転業務）、第七号（同：つり上げ荷重 1 t 以上の移動式クレーンの運転業務）、第八号（同：つり上げ荷重 5 t 以上のデリックの運転業務）

クレーン則第 22 条（クレーン・デリック運転士免許を持つ者以外のクレーン運転業務への就業制限の原則）、第 21 条（小型クレーンの運転業務に従事させる労働者への特別教育の必要性）、第 68 条（移動式クレーン運転士免許を持つ者以外の実業制限の原則）・第 67 条（小型移動式クレーンの運転業務に従事させる労働者への特別教育の必要性）

クレーン則第 108 条（クレーン・デリック運転士免許を持つ者以外のデリック運転業務への就業制限の原則）、第 107 条（小型デリックの運転業務に従事させる労働者への特別教育の必要性）、第 223 条（クレーン・デリック運転士免許の要件：免許試験合格者、学

科試験合格後 1 年以内に実技教習を修了した者等）、第 224 条（免許の欠格事由：満 18 歳未満）、第 224 条の 2（法第 72 条第 3 項所定の心身の故障による欠格事由：心身の故障により当該免許にかかる業務を適切に行い得ない者）

クレーン則第 226 条（免許試験の試験方法（学科及び実技）と試験科目）、第 227 条（試験科目の免除）、第 228 条（クレーン・デリック運転士免許に関する詳細の決定の厚生労働大臣への委任）

※クレーン、移動式クレーンの取扱い資格は、つり上げ荷重によって異なる。詳細については参考 2「2 クレーン、移動式クレーン、デリック」を参照。

5 第 75 条

5. 1 条文

（免許試験）

第 75 条 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働局長が行う。

2 前項の免許試験（以下「免許試験」という。）は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行う。

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習（以下「教習」という。）は、別表第 17 に掲げる区分ごとに行う。

5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5. 2 趣旨・内容

5. 2. 1 趣旨

第 75 条は、免許試験の実施方法、免許試験の一部免除などの事項を定めている。

5. 2. 2 内容

免許試験は、厚生労働省令（安衛則第 69 条）で定める 18 種の区分ごとに学科試験・実技試験又はそのいずれかによつて都道府県労働局長が行うこととされ、実際には第 75 条の 2（指定試験機関の指定）の規定に基づき、指定試験機関である公益財団法人安全衛生技術試験協会が都道府県労働局長の行う事務試験を実施している（同協会は、法第 82 条に基づく労働安全コンサルタント試験、第 83 条に基づく労働衛生コンサルタント試験、作業環境測定法第 5 条に基づく作業環境測定士試験の指定試験機関として試験事務も行っている。）⁵⁶。

第 75 条第 1 項中「厚生労働省令で定める区分」とは、①第 1 種衛生管理者免許試験、②第 2 種衛生管理者免許試験、③高圧室内作業主任者免許試験、④ガス溶接作業主任者免

許試験、⑤林業架線作業主任者免許試験、⑥特級ボイラー技士免許試験、⑦1 級ボイラー技士免許試験、⑧2 級ボイラー技士免許試験、⑨エツクス線作業主任者免許試験、⑩ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験、⑪発破技士免許試験、⑫揚貨装置運転士免許試験、⑬特別ボイラー溶接士免許試験、⑭普通ボイラー溶接士免許試験、⑮ボイラー整備士免許試験、⑯クレーン・デリック運転士免許試験、⑰移動式クレーン運転士免許試験、⑱潜水士免許試験の 18 種の免許試験の区分を指す（安衛則第 69 条）。なお、衛生工学衛生管理者免許及び特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許に関しては免許試験は存在せず、決められた資格に基づき取得するものとされている⁵⁷。

第 75 条第 3 項では、省令による定めを前提に試験免除の要件を定めており、登録教習機関が行う一定の教習を修了した者で、修了日から 1 年以内のものや、厚生労働省令が定める一定の資格の保有者について試験を免除することとしており、安衛則第 70 条が定める別表第 5 により、前者（試験免除の対象となる教習修了者となる）には、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習、揚貨装置運転実技教習及びデリック運転実技教習が該当する⁵⁸。

第 75 条第 5 項中「厚生労働省令で定める事項」とは、安衛則、ボイラー則、クレーン則、高圧則、電離則が定める免許試験の区分ごとの受験資格、試験科目、試験免除資格、免除試験科目、受験手続などである⁵⁹。

〔免許試験の種類〕

免許試験の種類ごとの受験資格及び試験科目は参考 3 の通りである（法第 75 条第 1 項・第 2 項、安衛則第 70 条・別表第 5）。

5. 2. 3 関連規定

1) 第 1 項の厚生労働省令で定める免許試験の区分関係

安衛則第 69 条（第 1 種衛生管理者免許試験から潜水士免許試験に至る 18 種類の免許試験を列挙）

2) 第 3 項の厚生労働省令で定める（免許試験免除の要件となる）資格関係

安衛則第 70 条（免許試験の試験区分に関する第 69 条で列挙された 18 種類の免許試験のうち、第 1 種衛生管理者、第 2 種衛生管理者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、発破技師、揚貨装置運転士の免許試験の受験資格、試験科目、科目免除の対象者と対象科目につき、別表第 5 で定めることを規定）・別表第 5（第 70 条を受けた具体的な定め）

ボイラー則第 102 条の 2（特級ボイラー技士免許試験につき、第 102 条所定の試験科目（第一号：ボイラーの構造、第二号、ボイラーの取扱い、第三号：燃料及び燃焼、第四号：関係法令）の一部で合格点を得た者につき、当該科目を免除できること）、第 111 条（免許試験の区分（現在のところ、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士）に応じた

試験科目の免除）、第 117 条（ボイラー技士等について、第 116 条所定の学科試験科目（第一号：ボイラー及び第 1 種圧力容器、第二号：同じくその整備作業、第三号：同じくその整備作業に使う器材、薬品等、第四号：関係法令）を免除できること）

クレーン則第 227 条（一定の実技教習受講者や実務経験者、最近の学科試験合格者等についてのクレーン・デリック運転士免許試験の学科・実技試験の全部／一部の免除）、第 233 条（一定の実技教習受講者や実務経験者、最近の学科試験合格者等についての移動式クレーン運転士免許試験の学科・実技試験の全部／一部の免除）

電離則第 51 条（関連法規に基づき免状を持つ者や、ガンマ線透過写真撮影作業主任者の免許試験合格者につき、一定の試験科目を免除すること）、第 52 条の 4 の 4（エックス線作業主任者の免許試験合格者につき、第 52 条の 4 の 3 所定のガンマ線透過写真撮影作業主任者の学科試験科目（第一号：撮影作業、第二号：照射装置、第三号：生体影響、第四号：関係法令）のうちの一部（生体影響）を免除すること）

3) 第 5 項（免許試験に関する必要事項につき省令で定める旨の規定）関係

安衛則第 70 条（免許試験の区分に関する第 69 条で列举された 18 種類の免許試験のうち、第 1 種衛生管理者、第 2 種衛生管理者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、発破技師、揚貨装置運転士の免許試験の受験資格、試験科目、科目免除の対象者と対象科目につき、別表第 5 で定めることを規定）・別表第 5（第 70 条を受けた具体的な定め）

ボイラー則第 101 条（免許試験の受験資格：特級ボイラー技士の場合、1 級ボイラー技士免許を受けた者、大学や高専でボイラー関係講座等を履修して卒業し、2 年以上実地修習した者等。1 級ボイラー技士の場合、2 級ボイラー技士免許を受けた者、大学、高専、中学高校でボイラー関係講座等を履修して卒業し、1 年以上実地修習した者等）、第 102 条（免許試験の学科試験科目（第一号：ボイラーの構造、第二号、ボイラーの取扱い、第三号：燃料及び燃焼、第四号：関係法令））、第 102 条の 2（特級ボイラー技士免許試験につき、第 102 条所定の試験科目の一部で合格点を得た者につき、当該科目を免除できること）、第 103 条（特別、1 級、2 級ボイラー技士免許試験の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）、

第 109 条（特別ボイラー溶接士免許試験の受験資格：普通ボイラー溶接士免許取得後 1 年以上の実務経験、普通ボイラー溶接士免許試験の受験資格：1 年以上の実務経験）、第 110 条（特別ボイラー溶接士及び普通ボイラー溶接士免許試験の試験方法（学科試験合格者のみに実技試験を行うこと等）、学科試験科目（第一号：構造、材料、第二号：工作・修繕方法、第三号：溶接施工方法の概要、第四号：溶接棒と溶接部の性質、第五号：溶接部の検査方法の概要等）等）、第 112 条（特別、普通ボイラー溶接士免許試験の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）、

第 116 条（ボイラー整備士免許試験の試験方法（学科試験）、学科試験科目（第一号：ボイラー及び第 1 種圧力容器、第二号：同じくその整備作業、第三号：同じくその整備作

業に使う器材、薬品等、第四号：関係法令））、第 118 条（ボイラー整備士免許試験の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）

クレーン則第 226 条（クレーン・デリック運転士免許試験の方法（学科試験と実技試験）と試験科目（学科試験について、第一号：クレーンとデリック、第二号：原動機と電気、第三号：力学、第四号：関係法令。実技試験について、第一号：運転、第二号：運転のための合図））、第 228 条（クレーン・デリック運転士免許試験の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）、第 232 条（移動式クレーン運転士免許試験の方法（学科試験と実技試験）と試験科目（学科試験について、第一号：移動式クレーン、第二号：原動機と電気、第三号：力学、第四号：関係法令。実技試験について、第一号：運転、第二号：運転のための合図））、第 234 条（移動式クレーン運転士免許試験の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）

高圧則第 50 条（高圧室内作業主任者免許試験の試験方法（学科試験）、学科試験科目（第一号：圧気工法、第二号：送気及び排気、第三号：高気圧障害、第四号：関係法令））、第 51 条（高圧室内作業主任者免許試験の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）、

第 54 条（潜水士免許試験の試験方法（学科試験）、学科試験科目（第一号：潜水業務、第二号：送気、潜降及び浮上、第三号：高気圧障害、第四号：関係法令））、第 55 条（潜水士免許試験の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）

電離則第 50 条（エックス線作業主任者免許試験の試験方法（学科試験）、学科試験科目（第一号：管理、第二号：測定、第三号：生体影響、第四号：関係法令））、第 52 条（エックス線作業主任者免許試験の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）

第 52 条の 4 の 2（ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許の欠格事由：満 18 歳未満）、第 52 条の 4 の 3（ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験の試験方法（学科試験）、学科試験科目（第一号：撮影作業、第二号：照射装置、第三号：生体影響、第四号：関係法令））、第 52 条の 4 の 5（ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）

4) 免許試験の手数料関係

法 112 条第 1 項第十一号（免許試験を受けようとする者は、国等に手数料を支払うべきこと）、安衛法関係手数料令第 6 条第一号～第四号（法第 112 条第 1 項第十一号に基づき支払うべき手数料の額）

5) 受験手続関係

安衛則第 71 条（免許試験の申請手続は所定の免許試験受験申請書によるべきこと）・第 72 条（法第 69 条所定の免許試験のうち所定の 6 種の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）

6) 教習関係

安衛則第 74 条（揚貨装置運転実技教習の科目（第一号：基本運転、第二号：応用運転、第三号：合図の基本作業））、第 75 条（教習受講の申請手続は所定の申請書によるべきこと）、第 77 条（揚貨装置運転実技教習の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）、クレーン則第 240 条（クレーン運転実技教習の科目（第一号：基本運転、第二号：応用運転、第三号：合図の基本作業））、第 243 条（クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習の実施に関する細目の決定の厚生労働大臣への委任）、揚貨装置運転実技教習・クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程

6 第 75 条の 2

6. 1 条文

（指定試験機関の指定）

第 75 条の 2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に前条第 1 項の規定により都道府県労働局長が行う免許試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定（以下第 75 条の 12 までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県労働局長は、第 1 項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

6. 2 趣旨・内容

6. 2. 1 趣旨

本条は、都道府県労働局長が行う試験事務の全部又は一部を、試験事務を行おうとする者の申請により、指定試験機関に指定して行わせることができる旨を規定している。

免許試験は 18 種類で行われており、これらの免許試験の業務は膨大であるため、都道府県労働局の他の業務に支障を生じさせ、他方、試験場の確保が困難なことから試験の実施回数が制限されるなど受験者に多くの不便をかける問題が生じていた。

そこで、昭和 52 年の法改正で、指定試験機関を指定し、常時試験を実施し得る体制を整備することによって、受験者の不便の解消と行政事務の効率化を図ることとしたものである。

6. 2. 2 内容

〔指定試験機関〕

労働安全衛生法に基づく免許試験に関する業務は膨大であるため、1977（昭和 52）年の法改正により、都道府県労働局長の行う免許試験を厚生労働大臣が指定する指定試験機関（全国で 1 つに限る）に行わせることができる制度を設け、常時試験を実施できる体制

を整備し、受験者の利便性の向上と行政事務の効率化（都道府県労働局の負担の軽減）を目指した⁶⁰。

今日、指定試験機関として公益財団法人安全衛生技術試験協会が指定されており、都道府県労働局長が行う試験事務を実施している⁶¹。

同協会は、昭和 52 年の法改正で、安衛法第 75 条の 2 以降が追加され、昭和 53 年 4 月 1 日、（財）作業環境測定士試験協会が改組・名称変更されて、労働安全衛生法免許試験指定試験機関の指定を受けた。昭和 53 年 10 月に開所した近畿安全衛生技術センターで免許試験を開始し、その後、次のとおり各地の安全衛生技術センターを開所し、試験事務を開始した。

- ・北海道安全衛生技術センター（北海道恵庭市、昭和 62 年 11 月開所）
- ・東北安全衛生技術センター（宮城県岩沼市、昭和 61 年 12 月開所）
- ・関東安全衛生技術センター（千葉県市原市、昭和 54 年 4 月開所）
- ・中部安全衛生技術センター（愛知県東海市、昭和 59 年 11 月）
- ・近畿安全衛生技術センター（兵庫県加古川市、昭和 53 年 11 月）
- ・中国四国安全衛生技術センター（広島県福山市、昭和 61 年 3 月）
- ・九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市、昭和 54 年 4 月開所）

これらのセンターは、受験者の利便を考慮し、都道府県単位に出張試験も実施している。

なお、同協会は、昭和 51 年 4 月、作業環境測定士試験指定試験機関の指定を受け測定士試験を実施するとともに、平成 12 年 4 月、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験指定試験機関の指定を受け、これらの試験も実施している。

参考 1 に「表 1 労働安全衛生法に基づく免許試験実施状況（令和 2 年度）（公財）安全衛生技術試験協会」を示した。

令和 2 年度における安衛法関係免許試験受験者 12 万 577 人のうち過半数の 6 万 5377 人が衛生管理者試験に挑戦した。業種に関わらず常時 50 人以上の従業員が従事する事業場では、衛生管理者を 1 人以上置くことが義務付けられていることからこれを満たすため、また、総務・労務などのスペシャリストとして昇進・昇給、キャリアアップを目指す人の人気の資格となっている。

〔試験事務の範囲〕

厚生労働大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせようとするときは、指定試験機関に行わせる試験事務の範囲を定めるものとされている（登録省令第 19 条の 25）。

指定試験機関に行わせる試験事務の範囲とは、労働安全衛生規則第 69 条で定められた免許試験の区分について、試験日時及び試験場の公示、受験申請書の受理、試験問題の作成、試験の実施、合否の決定及び合否の通知の事務である⁶²。

〔指定の申請〕

指定試験機関としての指定を受けようとする者は、①～③の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第 19 条の 26 第 1 項）。

- ①名称及び住所
- ②試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③試験事務を開始しようとする年月日

〔申請書に添える書面〕

また、申請書には、①～④に掲げる書面を添えなければならない（登録省令第 19 条の 26 第 2 項）。

- ①定数及び登記事項証明書
- ②申請の日を含む事業年度の全事業年度における財産目録及び貸借対照表
- ③申請の日を含む事業年度及び事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ④役員の氏名及び略歴を記載した書面

6. 2. 3 関連規定

登録省令第三章の四（厚生労働大臣は指定試験機関に行わせる試験事務の範囲を定めるべきこと、指定を受けようとする者は、所定事項を記載した申請書を提出すべきこと、指定機関が住所や事務所名称等を変更ないし新設・廃止しようとする場合には届出書を提出すべきこと、同じく役員の選任／解任の認可を受けようとする場合には所定の申請書を提出すべきこと、免許試験員の要件、免許試験員の選任／解任につき理由を添えて届け出るべきこと、作成した試験事務規程の認可は、それを添えて書面により申請すべきこと、試験事務規程の必要記載事項、試験事務規程の変更の認可は、理由等を記載した書面により申請すべきこと、指定試験機関は、免許試験実施後、遅滞なく、受験申請者数、合格者数等を含む結果報告を行うべきこと、指定試験機関は、合格者氏名等の情報を記載した帳簿を作成し、保存すべきこと、指定試験機関が休廃止の許可を受けようとする場合、所要の事項（休廃止の年月日、休止の場合の期間、休廃止の理由等）を記した申請書を提出すべきこと、指定試験機関は、指定を取り消された場合、試験事務につき許可を受けて休廃止する場合には、都道府県労働局長に所定の事務や書類等を引き継ぐべきこと、行政が試験機関の指定、休廃止の許可等、この章に定める行政処分を行った場合には官報で告示すべきこと）

法第 112 条第 1 項（資格試験の受験者、登録更新者等による政令所定の手数料の納付義務）

手数料令第 1 条第 1 項（法第 112 条第 1 項から定めを委任された手数料の金額）

7 第 75 条の 3・第 75 条の 4・第 75 条の 5

7. 1 条文

（指定の基準）

第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する

る計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。
六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

（役員を選任及び解任）

第七十五条の四 試験事務に従事する指定試験機関の役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

（免許試験員）

第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、免許試験員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

7. 2 趣旨・内容

7. 2. 1 趣旨

第 75 条の 3 は、指定試験機関の基準（試験事務を実施する能力）を規定する。また、第 75 条の 4 は指定試験機関の役員を選任と解任について、第 75 条の 5 は免許試験員について所要の事項を定めている。

7. 2. 2 内容

〔指定の基準〕

国に代わり試験事務を行う指定試験機関には、社会的信頼性や技術的な基盤などを備えるだけでなく、試験の実施に際しては高度な公正・中立性・斉一性を保つことが求められる⁶³。第 75 条の 3 は、このような観点に基づいて指定試験機関の指定基準を定めている（現在、指定試験機関として公益財団法人安全衛生技術試験協会が指定されている）⁶⁴。具体的には、指定試験機関は、職員、設備、試験事務の実施の方法、加えて経理的及び技術的な基礎が、試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること等を規定している。これらが、安定的に公共的な業務を遂行していく上での要素と考えられたということである。

〔役員を選任及び解任〕

第 75 条の 4 は、指定試験機関の役員を選任・解任に関しては、厚生労働大臣の許可を受けなければ効力を生じないこととし、指定試験機関の役員としての適格性を確認すること定めている⁶⁵。また、厚生労働大臣は、指定試験機関の役員に不正な行為があった場合には、指定試験機関に対しその役員を解任を命ずることができる。

指定試験機関は、役員を選任及び解任について、厚生労働大臣の認可を受けようとするときは、次の①～②の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第 19 条の 28）。

- ①選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
- ②選任又は解任の理由

〔免許試験員〕

第 75 条の 5 では、免許試験を受験する者の知識・能力の判定に関する事務（試験の合否に関する事務）に関し、試験の適正な水準を確保するために一定の要件を備えた免許試験員に行わせなければならないことを定めている。免許試験員に求められる要件は、免許試験の種類に応じて厚生労働省令が規定している（登録省令第 19 条の 29 及び別表）（参考 5・表 3 参照）。

指定試験機関は、免許試験員を選任又は変更した場合は、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。また、厚生労働大臣は、免許試験員が不正な行為を行った場合、指定試験機関に対しその免許試験員の解任を命ずることができる。

7. 2. 3 関連規定

登録省令第 19 条の 26 から 30（試験機関の指定を受けようとする者は、所定事項を記載した申請書を提出すべきこと、指定機関が住所や事務所名称等を変更ないし新設・廃止しようとする場合には届出書を提出すべきこと、同じく役員を選任／解任の認可を受けようとする場合には所定の申請書を提出すべきこと、免許試験員の要件の定め、免許試験員の選任／解任につき、理由を添えて届け出るべきこと）

8 第 75 条の 6

8. 1 条文

（試験事務規程）

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

8. 2 趣旨・内容

8. 2. 1 趣旨

第 75 条の 6 は、指定試験機関の試験事務規程について定めている。

8. 2. 2 内容

試験事務は公正・的確に実施される必要があるため、指定試験機関は試験事務規程を定め、試験事務規程を制定又は変更する場合には厚生労働大臣の認可を受ける必要がある⁶⁶。また、適正かつ確実な試験事務を実施するために試験事務規程が不適当となった場合には、厚生労働大臣はその変更を命ずることができる⁶⁷。

試験事務規程で定めるべき事項（絶対的・必要記載事項）としては、次の①～⑥が挙げられる（登録省令第 19 条の 32）。

- ①免許試験の実施の方法に関する事項
- ②手数料の収納の方法に関する事項
- ③合格の通知に関する事項
- ④試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ⑤試験事務に関する帳簿及び書類の保管に関する事項
- ⑥その他試験事務の実施に関し必要な事項

8. 2. 3 関連規定

登録省令第 19 条の 31～第 19 条の 33（作成した試験事務規程の認可は、それを添えて書面により申請すべきこと、試験事務規程の必要記載事項、試験事務規程の変更の認可は、理由等を記載した書面により申請すべきこと）

手数料令第 7 条（手数料の納付は、国に納付するものは、申請書等に相当額の収入印紙を貼り、指定試験機関等に納付するものは、法定の登録事務の実施に関する規程の定めにより納付すべきこと）

9 第 75 条の 7

9. 1 条文

（事業計画の認可等）

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

9. 2 趣旨・内容

9. 2. 1 趣旨

第 75 条の 7 は、指定試験機関が作成する事業計画の認可などに関する規定である。

9. 2. 2 内容

本条は、指定試験機関における適正な業務運営を確保するため、指定試験機関には事業年度ごとに事業計画及び収支予算の作成及び厚生労働大臣の認可を受けることを義務付けているほか、指定試験機関が認可を受けた事業計画及び収支予算を作成・変更する際にも厚生労働大臣の認可を受けることを求めている。

また、指定試験機関に、事業年度終了後に事業報告書、収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出するよう求めている。

安衛則、登録省令に、事業計画、事業報告のための提出書類の内容について具体的な規定はないが、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）に、以下のような定めがある。すなわち、「公益法人は、毎事業年度の開始の日の前日までに、当該年度の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（事業計画書等）を作成し、当該事業年度の末日までの間、事業計画書等を事務所に備え付けなければならない」（認定法第 21 条第 1 項）、と。

また、公益社団法人や公益財団法人も殆どの定めを適用を受ける一般社団法人および一般財団法人に関する法律（法人法）には²、計算書類等（貸借対照表及び損益計算書、事業報告並びにこれらの付属明細書（監査報告又は会計監査報告を含む））のほか、毎事業年度経過後 3 カ月以内に、財産目録、役員名簿、役員等の報酬等の支給基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成し、これらの書類を 5 年間事務所に備え付けておく必要がある旨定められている（認定法第 21 条第 2 項）。

² もとより、法第 75 条の 3 第 2 項第 1 号は、一般社団法人または一般財団法人であることを指定試験機関の要件としている。公益社団法人または公益財団法人は、公益目的事業を行うものとして行政庁から認可を受けたものである（認定法第 2 条、第 4 条）。

よって、指定試験機関であり、公益財団法人である安全衛生技術試験協会が作成する事業計画は、認定法に準じたものでなければならず、事業報告は、法人法に準じたものでなければならない。指定試験機関である以上、試験の種類別の実施日、実施場所が事業計画の中心であることはいうまでもない。

10 第 75 条の 8

10. 1 条文

（秘密保持義務等）

第 75 条の 8 指定試験機関の役員若しくは職員（免許試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（免許試験員を含む。）は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

10. 2 趣旨・内容

10. 2. 1 趣旨

第 75 条の 8 は、指定試験機関の役職員等の守秘義務について規定している。

10. 2. 2 内容

指定試験機関の役職員等（元役職員を含む）は、試験事務の実施に関し秘密を知り得る立場にあるので、本条第 1 項では、試験事務の実施に関し知り得た秘密を漏らしてはならないこととされ、守秘義務が課せられている⁶⁸。

また、試験事務の公正な遂行を図るため、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により指定試験機関の役職員につき、ある場合には、必要な保護を加え、ある場合には特定の義務を科す必要があるので、公務に従事する職員とみなし、必要な保護や特定の義務を課している⁶⁹。

先ず、第 75 条の 8 第 1 項の規定に違反して指定試験機関の役職員等（元役職員を含む）が知り得た秘密を漏らした場合には、安衛法により、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 117 条）。

また、第 2 項により指定試験機関の役職員はみなし公務員とされ、国家公務員法に基づく秘密を守る義務が適用される。よって、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」とする国家公務員法第 100 条が適用され、これに違反した場合、同法第 109 条により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

10. 2. 3 関連規定

法第 117 条（指定試験機関の役員や免許試験員を含む職員及びその退職者の守秘義務を定めた第 75 条の 8 第 1 項〔第 83 条の 3（指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント

ト試験事務におけるコンサルタント試験員への準用）及び第 85 条の 3（指定登録機関によるコンサルタントの登録事務における職員への準用）で準用する場合も含む] 違反：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）、

第 122 条（第 117 条等に関する両罰規定）。

なお、現在、指定コンサルタント試験機関も安全衛生技術試験協会である。

11 第 75 条の 9・第 75 条の 10・第 75 条の 11・第 75 条の 12

11. 1 条文

（監督命令）

第七十五条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（試験事務の休廃止）

第七十五条の十 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第七十五条の十一 厚生労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五号（*申請者又は申請者の役員が本法違反の犯罪を犯し、刑の執行から 2 年経過していない場合の欠格）に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十五条の三第二項第六号（*申請者の役員による本法違反または試験事務規程違反等の不正行為があつて解任されてから 2 年を経過しない場合の欠格）に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項（*指定試験機関の役員による本法違反または試験事務規程違反等の不正行為があつた場合の大臣による解任命令）、第七十五条の五第四項（*指定試験機関の免許試験員による本法違反または試験事務規程違反等の不正行為があつた場合の大臣による解任命令）、第七十五条の六第三項（*試験事務規程が不相当となった場合の大臣による変更命令）又は第七十五条の九（*大臣による試験事務に関する監督上の命令）の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで（*判定事務に際しての免許試験員の選任、選任に際しての省令所定要件の遵守、選任・変更時の大臣への届出）、第七十五条の七（*事業計画と収支予算の作成と大臣の認可等）又は前条の規定（*試験事務の休廃止に際しての大臣の許可）に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項（*試験事務規程の策定と大臣の認可等）の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第一百十条第一項（*許可、免許等についての条件の設定）の条件に違反したとき。

（都道府県労働局長による免許試験の実施）

第七十五条の十二 都道府県労働局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を

命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により厚生労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

11. 2 趣旨・内容

11. 2. 1 趣旨

第 75 条の 9 は指定試験機関に対する監督命令について、第 75 条の 10 は試験事務の休廃止について、第 75 条の 11 は指定試験機関の指定の取消し等について、第 75 条の 12 は指定試験機関が実施する試験事務の休止等の場合における都道府県労働局長による免許試験の実施等をそれぞれ規定している。

11. 2. 2 内容

〔監督命令〕

指定試験機関は、法第 75 条の 5 に基づく免許試験員を配置し、法第 75 条の 6 に基づく事務規程を作成してこれに基づき試験事務を実施する。また、試験の実施結果等については、登録省令第 19 条の 34、第 19 条の 35 に基づき、結果報告、帳簿の作成保存が義務付けられている。

第 75 条の 9 は、試験事務の適正かつ公正な実施を図るため、指定試験機関に対して厚生労働大臣がいつでも監督上必要な命令をすることができることを規定している⁷⁰。これにより、試験を実施する事務所を管轄する都道府県労働局長は、試験が適正に行われているか監督し、必要な命令をすることができる。

〔試験事務の休廃止〕

第 75 条の 10 は、指定試験機関が試験事務を休廃止しようとする場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないことを定めている。

免許試験は一定の業務などに就くための資格を付与するために行われる、労働安全衛生法の施行上重要な制度であり、免許試験制度の適正な運用を図るため、指定試験機関が試験事務を休廃止する場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととしている⁷¹。

指定試験機関が休廃止の許可を受けようとする場合には、次の①～④の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第 19 条の 36）。

- ① 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- ② 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- ③ 試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

⑤ 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

また、指定試験機関の役職員が、第 75 条の 10 の規定に違反し、厚生労働大臣の許可を受けずに試験事務の業務の全部を廃止した場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 121 条第二号）⁷²。

〔指定の取消し等〕

第 75 条の 11 では、指定試験機関の指定の取消しに関し、必要的取消し事由と任意的取消し事由を定め、併せて試験事務の全部又は一部の停止命令を規定している⁷³。

指定試験機関としての指定を受けた後、指定試験機関又はその役員が安衛法令の規定に違反して刑に処せられた場合、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない場合、厚生労働大臣は、指定試験機関としての指定を取り消さなければならない。このような場合には、もはや指定試験機関としての公正な運営が期待できないので、必ず指定を取り消すこととしたものである。

また、次の①～⑤の場合には、厚生労働大臣はその裁量により、指定試験機関としての指定を取消し、又は期間を定めて試験事務の全部又は一部の停止を命ずることができる⁷⁴。

①申請者の役員の中に解任命令により解任され、その日から二年を経過しない者がいる場合

②役員の解任命令、免許試験員の解任命令、試験事務規程の変更命令又は監督命令に違反した場合

③免許試験員に関する規定（判定事務に際しての免許試験員の選任、選任に際しての省令所定要件の遵守、選任・変更時の大臣への届出）、事業計画及び収支予算の大臣による認可等の規定又は試験事務の休廃止に際して大臣の許可を要する旨の規定に違反した場合

④認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行った場合

⑤指定や許可に厚生労働大臣による付された条件がある場合でその条件に違反した場合

なお、指定試験機関の役職員が、第 75 条の 11 第 2 項に規定する業務の停止の命令（*所定事項を充たした場合の裁量による指定取り消し又は業務停止命令）に違反した場合には、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 118 条）⁷⁵。

〔都道府県労働局長による免許試験の実施〕

第 75 条の 12 は、都道府県労働局長が自ら試験事務を実施する場合を規定している。

都道府県労働局長は、次の①～③の場合には、試験事務の全部又は一部を行わなければならない⁷⁶。

①指定試験機関が厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部又は一部を休止した場合

②厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合

③指定試験機関が天災等により試験事務の全部又は一部を実施することが困難な場合で、必要があると認める場合

また、都道府県労働局長が試験事務を引き継ぐ場合、指定試験機関は次の①～②の事項を行わなければならない（登録省令第 19 条の 37）。

①試験事務を行った事務所ごとに、事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に試験事務並びに試験事務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと

②その他試験事務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

11. 2. 3 関連規定

<第 75 条の 10 関係（試験事務の休廃止の許可制）>

登録省令第 19 条の 36（指定試験機関が休廃止の許可を受けようとする場合、所要の事項（休廃止の年月日、休止の場合の期間、休廃止の理由等）を記した申請書を提出すべきこと、）、第 19 条の 38（行政が試験機関の指定、休廃止の許可等、第三章の四に定める行政処分を行った場合には官報で告示すべきこと）

<第 75 条の 11 関係（必要的指定取り消し及び裁量的指定取り消し）>

登録省令第 19 条の 38（行政が試験機関の指定、休廃止の許可等、第三章の四に定める行政処分を行った場合には官報で告示すべきこと）

<第 75 条の 12 関係（都道府県労働局長による試験実施）>

登録省令第 19 条の 37（指定試験機関は、指定を取り消された場合、試験事務につき許可を受けて休廃止する場合には、都道府県労働局長に所定の事務や書類等を引き継ぐべきこと）

登録省令第 19 条の 38（行政が試験機関の指定、休廃止の許可等、第三章の四に定める行政処分を行った場合には官報で告示すべきこと）

12 第 76 条

12. 1 条文

（技能講習）

第 76 条 第 14 条又は第 61 条第一項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、別表第 18 に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

12. 1 趣旨・内容

12. 2. 1 趣旨

第 76 条は、都道府県労働局長又はその指定する者が行う作業主任者及び就業制限業務に係る技能講習の実施方法、修了証の交付等に関する規定であり⁷⁷、第 72 条の免許と対

を為す。

12. 2. 2 内容

作業主任者に必要な資格、就業制限業務に必要な資格に係る技能講習は、法別表第 18 に掲げる 37 種の区分ごとに、学科講習・実技講習により行われる⁷⁸。

技能講習の実施に必要な具体的事項に関する定めは省令に委任され、現段階では、安衛則・ボイラー則・クレーン則・有機則・鉛則・四アルキル鉛則・特化則・酸欠則・石綿則と各規則に基づく技能講習規程に定められている⁷⁹。

就業制限業務は、法第 61 条の委任を受けて施行令第 20 条が 16 種の業務を定め、安衛則第 41 条関係の別表第 3 が、就業可能な資格を列挙している。多くは免許者と技能講習修了者が占め、作業主任者資格では、ガス溶接作業主任者免許を受けた者に限られている。就業制限は、比較的高いリスクレベルの業務にかけられており、特別教育（法第 59 条第 3 項）の修了者の就業は認められていない。

他方、作業主任者については、法第 14 条の委任を受けて施行令第 6 条が選任すべき 31 業務を列挙し、このうち、

- ① 高压室内作業（高压室内作業主任者免許）、
- ② アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業（ガス溶接作業主任者免許）、
- ③ 機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体等の作業（林業架線作業主任者免許）、
- ④ 電熱面積が大きいボイラーの取扱作業等（特級・1 級・2 級ボイラー技士免許）、
- ⑤ 放射線業務に係る作業（エックス線作業主任者免許）、
- ⑥ ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影作業（ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許）、

の 6 業務には免許が求められ、その他は技能講習で足りる（：作業主任者資格を得られる）とされている。つまり、作業主任者になるには、免許の取得か技能講習の修了のいずれかが求められる。

内容の類似する免許や技能講習を既に修得している場合に講習の一部が免除されることがあり、所要日数は 1～4 日程度とさまざまである。誰でも受講できるものと、一定の資格を要するものがあり、また、地域の人口や業務需要の多寡により講習の実施頻度は異なる。

以前は安衛則別表第 6 で規定するものと個別の規則等で直接規定するものに分かれていたが、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）により、技能講習の名称は、労働安全衛生法別表第 18、受講資格は同別表第 20 で定められることとなった。

講習科目と受講資格については、なお従前の規則条項の定めが残っているが、別表第 20 に講習科目のほぼ全部が掲出されている。

法別表第 18 に基づく技能講習の区分は以下の通りである（法別表第 18）。

- 1 木材加工用機械作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 2 プレス機械作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 3 乾燥設備作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 9 足場の組立て等作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 11 鋼橋架設等作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 14 採石のための掘削作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 15 はい作業主任者技能講習（高さ 2m を超える積み付け、積み崩し（はいつけ、はい崩し）の作業）（安衛則別表第 6）
- 16 船内荷役作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（安衛則別表第 6）
- 18 化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習（ボイラー及び圧力容器安全規則第 123 条第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習（ボイラー及び圧力容器安全規則第 123 条第 2 項）
- 20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特定化学物質障害予防規則第 51 条）
- 21 鉛作業主任者技能講習（鉛中毒予防規則第 60 条）
- 22 有機溶剤作業主任者技能講習（有機溶剤中毒予防規則第 37 条）
- 23 石綿作業主任者技能講習（石綿障害予防規則第 48 条の 2）
- 24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習（酸素欠乏症等防止規則第 26 条）
- 25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（酸素欠乏症等防止規則第 27 条）
- 26 床上操作式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重 5 t 以上のもので、走行横行共に荷と共に移動するもの）（クレーン等安全規則第 244 条）
- 27 小型移動式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満のもの）（クレーン等安全規則第 245 条）
- 28 ガス溶接技能講習（安衛則別表第 6）
- 29 フォークリフト運転技能講習（最大荷重 1 t 以上のもの）（安衛則別表第 6）
- 30 ショベルローダー等運転技能講習（最大荷重 1 t 以上のもの）（安衛則別表第 6）

- 31 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（機体重量 3 t 以上のもの）（安衛則別表第 6）
- 32 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（機体重量 3 t 以上のもの）（安衛則別表第 6）
- 33 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習（機体重量 3 t 以上のもの）（安衛則別表第 6）
- 34 不整地運搬車運転技能講習（最大積載量 1 t 以上のもの）（安衛則別表第 6）
- 35 高所作業車運転技能講習（作業床の高さが 10m 以上のもの）（安衛則別表第 6）
- 36 玉掛け技能講習（つり上げ荷重等 1 t 以上のクレーン等に係るワイヤーの掛け外しなどの作業）（クレーン等安全規則第 246 条）
- 37 ボイラー取扱技能講習（小規模ボイラー）（ボイラー及び圧力容器安全規則第 122 条）

技能講習は、厚生労働省令で定める区分に基づき登録教習機関が行うものであり、区分ごとの受講資格及び講習科目は筆者が整理した参考 5・表 4 の通りである⁸⁰。登録教習機関は、技能講習修了者に対し、技能講習修了証（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。

修了証の交付を受けた者が修了証を滅失し、又は損傷したときは、修了証の交付を受けた登録教習機関から修了証の再交付を受けることができる。また、当該登録教習機関が技能講習の業務を廃止した場合等は、厚生労働大臣が指定する技能講習修了証明書発行事務局に申請を行うことにより、技能講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けることができる。

修了証、修了証明書ともに法第 61 条第 3 項が当該業務従事時の携帯を求める「資格を証する書面」に該当する。

12. 2. 3 関連規定

<（免許取得者か技能講習修了者から）作業主任者を選任すべき業務関係>

法第 14 条（事業者は、政令所定の危険有害業務につき、免許取得者又は所定の技能講習修了者から、作業区分に応じて作業主任者を選任して作業指揮等を行わせるべきこと）、施行令第 6 条（法第 14 条所定の危険有害業務を 31 種規定）、安衛則第 16 条（法第 14 条所定の作業主任者の選任を別表第 1 所定の作業区分、資格に即して行うべきこととその名称、高圧ガス保安法等一定の法律の適用を受ける第 1 種圧力容器の取扱い作業にかかる例外（ボイラー則に基づき特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者からの第 1 種圧力容器取扱作業主任者の選任を可とする）等）、安衛則別表第 1（施行令第 6 条第一号所定の作業にかかる 32 種の作業主任者について規定）

＜（免許取得者か技能講習修了者以外の者の）就業を制限すべき業務関係＞

法第 61 条（事業者は、政令所定の危険業務について、免許取得者又は登録機関による技能講習修了者以外を就業させてはならないこと、就業者側も資格なくそれらに就業してはならないこと、免許証等の資格証明を携帯すべきこと、職業訓練を受ける労働者の特例）、施行令第 20 条（法第 61 条第 1 項が定める政令所定の業務として発破関連業務に始まる 16 種を列挙）、安衛則第 41 条（法第 61 条第 1 項所定の業務を行い得る者を、別表第 3 が作業区分に応じて定める者とする）、安衛則別表第 3（安衛則第 41 条を受け、施行令第 20 条各号所定の危険業務ごとに、就業可能な者を規定）

＜手数料関係＞

法第 112 条第 2 項（技能講習の受講希望者は政令所定の手数料を国等に納付すべきこと）、手数料令第 2 条（第 112 条第 1 項第二号所定の手数料額の定め）

＜その他実施上の必要事項＞

安衛則関係：

安衛則第 79 条（技能講習の区分を定めた法別表第 18 のうち所定の技能講習の受講資格及び講習科目を別表第 6 に定めること）、第 80 条（技能講習受講希望者は、所定の申込書を登録講習機関に提出すべきこと）、第 81 条（技能講習修了者には修了証を交付すべきこと）、第 82 条（技能講習修了証を滅失／損傷した場合、所定の申込書を提出して再交付を受けるべきこと等）、第 82 条の 2（都道府県労働局長が技能講習を自ら行う場合における第 80 条から第 82 条の読み替え）、第 83 条（技能講習の実施関連事項に関する決定の厚生労働大臣への委任）、別表 6（法第 79 条を受け、木材加工用機械作業主任者技能講習に始まる 25 種の技能講習を規定）

*各種技能講習規程（概ね、受講資格（一定の学科や職業訓練を修め、職業経験を積んだ者等）、講師（各講習科目に応じた知識経験を有する者）、講習科目の範囲と時間、受講の一部免除、修了試験（筆記、口述等）等を定めている）

- ①木材加工用機械作業主任者技能講習規程
- ②プレス機械作業主任者技能講習規程
- ③乾燥設備作業主任者技能講習規程
- ④コンクリート破砕器作業主任者技能講習規程
- ⑤地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程
- ⑥ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程
- ⑦ずい道等の覆工作業主任者技能講習規程
- ⑧採石のための掘削作業主任者技能講習規程
- ⑨はい作業主任者技能講習規程

- ⑩船内荷役作業主任者技能講習規程
- ⑪型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程
- ⑫足場の組立て等作業主任者技能講習規程
- ⑬鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程
- ⑭鋼橋架設等作業主任者技能講習規程
- ⑮木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程
- ⑯コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程
- ⑰コンクリート橋架設等作業主任者技能講習規程
- ⑱ガス溶接技能講習規程
- ⑲フォークリフト運転技能講習規程
- ⑳ショベルローダー等運転技能講習規程
- ㉑車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程
- ㉒車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習規程
- ㉓車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程
- ㉔不整地運搬車運転技能講習規程
- ㉕高所作業車運転技能講習規程

ボイラー則関係：

ボイラー則第 122 条（技能講習は、5 種（構造、取扱い、点火及び燃焼、点検及び異常時の処置、関係法令）の学科で行うこと）、第 122 条の 2（化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習の受講資格：化学設備の取扱作業の 5 年以上経験者）、第 123 条（化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習の講習科目：構造、取扱い、関係法令は両者共通。化学設備関係では、危険物及び化学反応が加わる）、第 124 条（その他詳細に関する決定の厚生労働大臣への委任）

② ボイラー取扱技能講習規程

②化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程

クレーン則関係：

クレーン則第 244 条（床上操作式クレーン運転技能講習の内容：学科及び実技）、第 245 条（小型移動式クレーン運転技能講習の内容：学科及び実技）、第 246 条（玉掛け技能講習の内容：学科及び実技）、第 247 条（その他詳細に関する決定の厚生労働大臣への委任）

①玉掛け技能講習規程

②床上操作式クレーン運転技能講習規程

③小型移動式クレーン運転技能講習規程

有機則関係：

有機則第 37 条（有機溶剤作業主任者技能講習の内容：学科講習（健康障害と予防措置、作業環境改善方法、保護具、関係法令）、その他詳細に関する決定の厚生労働大臣への委任）

鉛則関係：

鉛則第 60 条（鉛作業主任者技能講習の内容：学科講習（健康障害と予防措置、作業環境改善方法、保護具、関係法令）、その他詳細に関する決定の厚生労働大臣への委任）

四アルキル則関係：

四アルキル則第 27 条（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の内容は特化則の定めによること）

特化則関係：

特化則第 51 条（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の内容：学科講習（健康障害と予防措置、作業環境改善方法、保護具、関係法令）、その他詳細に関する決定の厚生労働大臣への委任）

化学物質作業主任者技能講習規程

酸素欠関係：

酸素欠第 26 条（酸素欠乏危険作業主任者技能講習の内容：学科（酸素欠症及び救急そ生、酸素の発生原因と防止、保護具、関係法令）及び実技（救急そ生方法、酸素濃度測定方法））、第 27 条（第 26 条の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習への準用）、第 28 条（酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の詳細に関する決定の厚生労働大臣への委任）

酸素欠乏危険作業主任者技能講習規程

石綿則関係：

石綿予防規則第 48 条の 5（石綿作業主任者技能講習の内容：学科講習（健康障害と予防措置、作業環境改善方法、保護具、関係法令）、その他詳細に関する決定の厚生労働大臣への委任）

石綿作業主任者技能講習規程

13 第 77 条

13. 1 条文

(登録教習機関)

第 77 条 第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第 19 の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備及び施設を用いて行うものであること。

二 技能講習にあつては別表第 20 各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第 21 の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。

三 技能講習又は教習の業務を管理する者（教習にあつては、別表第 22 の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。）が置かれていること。

四 教習にあつては、前項の申請の日前 6 月の間に登録申請者が行つた教習に相当するものを修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

3 第 46 条第 2 項（*製造時検査機関登録の欠格事由：本法違反による処罰から所定期間を経ない者、所定の規定違反による登録取り消し等から所定期間を経ない者等）及び第 4 項（*登録製造時等検査機関登録簿の必要記載事項：登録年月日・登録番号、氏名や代表者氏名、事務所の名称・所在地等）の規定は第一項の登録について、第 47 条の 2 から第 49 条まで（*第 47 条の 2：登録製造時等検査機関が登録事項の一部を変更する場合の厚生労働大臣への届出義務、第 48 条：登録製造時等検査機関の検査の業務規程の作成・届出義務（第 1 項）、業務規程の必要的記載事項（第 2 項）、第 49 条：休廃止時の大臣への届出義務）、第 50 条第 1 項（*事業報告書・財務諸表等の作成及び保管義務）、第 2 項（*検査を受けようとする者等の請求への対応（財務諸表等の書面の閲覧等）義務）及び第 4 項（*事業年度経過後の事業報告書・損益計算書等の大臣への提出義務）、第 52 条（*第 46 条第 3 項各号の登録要件に不適合となった登録製造時等検査機関への大臣による適合命令）、第 52 条の 2（*第 47 条（求められた検査の速やかで公正・適正な実施）違反者に対する大臣による改善命令）、第 53 条第 1 項（第四号を除く。以下この項において同じ。）（*所定の事由に該当した場合の検査機関の大臣による登録の取り消し又は業務停止命令）並びに第 53 条の 2（*登録を受ける者がいない場合、休廃止、登録取り消し、業務停止命令を下した等により検査機関による検査業務が困難な場合、都道府県労働局長自らが検査業務を行い得ること等）の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第 46 条第 2 項各号列記以外の部分	登録	第 77 条第 1 項に規定する登録（以下この条、第 53
----------------------	----	-------------------------------

		条第 1 項及び第 53 条の 2 第 1 項において「登録」という。)
第 46 条第 4 項	登録製造時等検査機関登録簿	登録教習機関登録簿
第 47 七条の 2	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第 48 条第 1 項	製造時等検査	第 14 条若しくは第 61 条第 1 項の技能講習又は第 75 条第 3 項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第 48 条第 2 項	製造時等検査	第 14 条若しくは第 61 条第 1 項の技能講習又は第 75 条第 3 項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第 49 条	製造時等検査	第 14 条若しくは第 61 条第 1 項の技能講習又は第 75 条第 3 項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第 50 条第 1 項	事業報告書	事業報告書 (登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書)
第 50 条第 2 項	製造時等検査	第 14 条若しくは第 61 条第 1 項の技能講習又は第 75 条第 3 項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第 50 条第 4 項	事業報告書	事業報告書 (登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書)
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第 52 条	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	第四十六条第三項各号	第 77 条第 2 項各号
第 52 条の 2	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	第 47 条	第 77 条第 6 又は第 7 項
	製造時等検査	第 14 条若しくは第 61 条第 1 項の技能講習若しくは第 75 条第 3 項の教習
第 53 条第 1 項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第 14 条若しくは第 61 条第 1 項の技能講習若しくは第 75 条第 3 項の教習
第 53 条第 1 項第二号	第 47 条から第 49 条まで、第 50 条第 1 項若しくは第 4 項	第 47 条の 2 から第 49 条まで、第 50 条第 1 項若しくは第 4 項、第 77 条第 6 項若しくは第 7 項
第 53 条第 1 項第三号	第 50 条第 2 項各号又は第 3 項各号	第 50 条第 2 項各号
第 53 条の 2	製造時等検査	第 14 条若しくは第 61 条第

		1 項の技能講習
<p>4 登録は、5 年以上 10 年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>5 第 2 項（*登録教習機関の登録要件）並びに第 46 条第 2 項（*登録製造時等検査機関の登録の欠格事由：本法違反により処罰されたり、所定の理由で登録を取り消された者等）及び第 4 項（*登録時の登録簿への必要的記載事項）の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第 46 条第 2 項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第 77 条第 1 項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第 4 項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。</p> <p>6 登録教習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない。</p> <p>7 登録教習機関は、公正に、かつ、第 75 条第 5 項又は前条第 3 項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。</p>		

13. 2 趣旨・内容

13. 2. 1 趣旨

第 77 条は、法第 14 条の作業主任者技能講習、法第 61 条第 1 項の就業制限業務に係る技能講習、法第 75 条第 3 項の教習に係る登録を受けようとする者は、管轄の都道府県労働局長に対し、登録省令第 20 条の区分ごとに登録の申請を行うことを規定している⁸¹。

この他、公的な性格を有する技能講習や教習を行う機関には、登録性能検査機関（第 41 条を参照。法第 53 条の 3 により、登録製造時等検査機関に関する第 47 条から第 53 条の 2 の定めが準用される。性能検査とは、検査証の有効期間の更新を受けようとするときに厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関が行なう検査を意味する）と同じく十分な社会的信頼性が求められるため、登録製造時検査機関に関する規定が準用される⁸²。

13. 2. 2 内容

作業主任者、就業制限に関する技能講習、免許試験に関する教習は、都道府県労働局長による登録を受けた登録教習機関が行う。

登録教習機関には、以下の①～④の要件に全て適合していることが求められる（第 77 条第 1 項・第 2 項）⁸³。

①機械設備・施設等を用いて行う技能講習又は教習については、技能講習又は教習の種類に応じて定められた機械設備・施設等を用いて行うこと。

②技能講習の場合、技能講習の講習科目に応じて定められた条件に適合する知識経験を有する者（人数は事業所ごとに 1 名以上）が技能講習を実施すること。教習の場合、教習に応じて定められた条件に適合する知識経験を有する者（人数は事業所ごとに 2 名以上）が教習を実施すること。

③技能講習又は教習の業務を管理する者（教習の場合は、教習の内容に応じて定められた条件に適合する知識経験を有する者に限る）が置かれていること。

④教習の場合、申請の日前 6 月の間に登録申請者が行った教習を修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうち、当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が 95%以上であること。

また、登録教習機関の登録に関する詳細は以下の通りである⁸⁴。

〔登録の申請〕

第 77 条第 1 項の「登録」とは、申請に基づき都道府県労働局長が行う登録を単位とするものであり、「技能講習又は教習を行おうとする者」とは法人又は個人を指す。

ただし、法人の支部・支店等については、法人から当該支部・支店等に対し、登録の申請を行う権限が委任されている場合には、登録の申請を行うことができる。支部・支店等が技能講習又は教習の業務を実施する場合は、業務の実施等に係る権限が法人から委任されている必要がある。

〔機械器具等〕

第 77 条第 2 項第一号の「機械器具その他の設備及び施設を用いておこなうものであること」とは、機械器具その他の設備及び施設（以下「機械設備等」という。）を所有して技能講習又は教習を行うほか、機械設備等を借り上げて行うことも含む趣旨とされる。ただしこの場合でも、登録教習機関として賃貸借契約を締結しているなど、機械設備等を正當に占有できることが明らかとなっていることが必要とされる。

〔講師等〕

法別表第 20 又は第 21 の条件の欄に掲げる知識経験を有する者に関しては、登録教習機関が雇用する者以外の者について、契約により確保されていることが明らかにされている必要がある。

〔実施管理者〕

第 77 条第 2 項第三号の「技能講習又は教習の業務」の例示として、以下の①～⑩の業務が挙げられる。

- ①技能講習又は教習に関する実施計画の策定
- ②技能講習の講師又は教習の指導員及び技能検定員の選定
- ③使用する機械器具その他の設備及び施設の整備
- ④技能講習の受講資格の確認
- ⑤技能講習又は教習の科目及び時間の決定並びに実施状況の把握
- ⑥修了試験の作成、修了試験の可否の判定及び修了者の決定
- ⑦関係帳簿の作成
- ⑧修了証の再交付及び書替えの業務
- ⑨関係者からの照会及び苦情処理
- ⑩その他の技能講習又は教習に関する重要な業務

また、第三号の「技能講習又は教習の業務を管理する者」（以下「実施管理者」という。）は、第 1 項各号の業務の管理に係る職務権限を有し、管理の業務を直接行うものを

指す。なお、実施管理者が管理を確実にを行うためには、法及び関係法令などを十分に理解している必要がある。

〔登録教習機関に係る要件〕

第 77 条第 2 項第四号の「教習に相当するもの」とは、揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習規程（昭和 47 年労働省告示第 99 号）の規定に従って行われるものを指す。また、第四号の適用には、「学科試験又は実技試験を受けた者」が 20 人以上いることが必要とされる。

また、登録教習機関には、登録製造時等検査機関に関する規定（第 46 条第 2 項・第 4 項、第 47 条の 2、第 48 条、第 49 条、第 50 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 52 条、第 52 条の 2、第 53 条第 1 項（第四号を除く）、第 53 条の 2）が準用（第 77 条第 3 項）され、その概要は以下の通りである⁸⁵。

〔都道府県労働局長による登録教習機関の登録を受けることができない場合〕

以下の①～③のいずれかに該当する者は、都道府県労働局長の登録を受けることができない。

①安衛法令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者。

②登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

③法人でその役員のうち①～②のいずれかに該当する者があるもの⁸⁶。

〔変更の届出〕

登録教習機関は、代表者の氏名などを変更しようとする場合には、変更の日の 2 週間前までに都道府県労働局長に届け出なければならない⁸⁷。

〔業務規程〕

登録教習機関は、技能講習、教習の実施方法、教習に関する料金などの事項に関する業務規程を定め、業務の開始の日の 2 週間前までに都道府県労働局長に届け出なければならない⁸⁸。

〔業務の休廃止〕

登録教習機関は、業務の全部又は一部を休止し又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県労働局長に届け出なければならない⁸⁹。

〔財務諸表等の備付け及び閲覧等〕

登録教習機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書、事業報告書）を作成し、5 年間事務所に備え置かなければならない⁹⁰。

第 77 条第 3 項において準用する法第 50 条の営業報告又は事業報告書は、登録を受けた事業の内容が明らかになっているもので足り、登録を受けた技能講習又は教習の区分ごとに次の事項が記載されていなければならない。

①実施場所ごとの実施回数（実施場所については市区町村名）

②受講者数

③修了証交付数

また、当該事業期間内に、担当役員、実施管理者、技能講習の講師、教習の指導員及び技能検定員が新たに選任された場合には、その氏名、略歴、担当科目等について付記しなければならない。

利害関係人は財務諸表等の閲覧を求めることができるが、第 77 条第 3 項において準用する第 50 条第 2 項の「その他の利害関係人」には、技能講習又は教習においては受講希望者の所属する事業者等が含まれる。

なお、登録教習機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を都道府県労働局長に提出しなければならない。

〔適合命令〕

都道府県労働局長は、登録教習機関が登録の要件（第 77 条第 2 項各号）のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録教習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる⁹¹。

〔改善命令〕

都道府県労働局長は、登録教習機関が第 77 条第 6 項又は第 7 項の規定に違反していると認めるときは、業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる⁹²。

〔登録の取消し等〕

都道府県労働局長は、登録教習機関が欠格事由（安衛法令に違反し罰金以上の刑に処せられた場合、業務の運営に際し各種の義務を怠った場合、財務諸表等の公開を拒んだ場合、不正な手段により登録を行った場合）該当する場合には、その登録を取り消し又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる⁹³。

〔都道府県労働局長による第 14 条又は第 61 条第 1 項の技能講習の実施〕

登録教習機関が存在しない場合、登録教習機関の業務の全部又は一部が実施できない場合などは、都道府県労働局長が自ら技能講習を行うこととされる⁹⁴。

第 77 条第 4 項は、登録教習機関の登録は、5 年以上 10 年以内において政令で定める期間ごとに更新を受けなければ効力を失うことを規定しており、安衛施行令第 23 条の 2 に基づき、5 年ごとの更新が必要とされている⁹⁵。

第 77 条第 5 項は、登録教習機関の登録の更新の要件は、登録を行う場合と同様のものであることを規定する⁹⁶。

〔実施計画の作成〕

第 77 条第 6 項は、登録教習機関に対し、技能講習・教習の実施に係る計画の作成、計画に基づく技能講習・教習の実施に関する義務を課している⁹⁷。

この実施計画の作成に関し、第 77 条第 6 項の技能講習又は教習の実施に関する計画を

作成できない「正当な理由がある場合」に関しては、第 77 条第 3 項において準用する法第 49 条の規定に基づき登録の業務を休止している場合、受講申込み者数が著しく少ないためその事業年度に技能講習又は教習を行うことが困難な場合などが挙げられる⁹⁸。

〔登録教習機関の義務等〕

第 77 条第 7 項は、登録教習機関に対し、公正かつ法令の義務に従って技能講習、教習を行うことの義務を課す⁹⁹。

第 77 条第 7 項の「公正」とは、特定の者を不当に差別的に取り扱わないことを意味する。公正ではない行為の具体例としては、登録教習機関が受講対象者を不当に制限していること、特定の取引関係のある受講者に対して受講料に差を設けること、受講者によって修了試験の結果に異なる判定基準を適用することなどが例示されている¹⁰⁰。

〔罰則〕

第 77 条に関連する罰則は以下の通りである¹⁰¹。

登録教習機関の役職員が、第 77 条第 3 項で準用する法第 53 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令に従わない場合、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 118 条）。

登録教習機関の役職員が、第 77 条第 3 項で準用される法第 49 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 121 条第一号）。

第 77 条第 3 項で準用される法第 50 条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載を行い、又は正当な理由がないのに法第 50 条第 2 項の規定による請求を拒んだ者は、20 万円以下の過料に処せられる（法第 123 条第一号）。

四 考察：免許・技能講習制度の課題と改正提案

1 現状

労働安全衛生法に基づく免許試験の業務は膨大であるため、公益財団法人安全衛生技術試験協会が指定試験機関として指定され、都道府県労働局長が行う試験事務を実施している（免許試験の種類ごとの受験資格・試験科目は参考 3 の通り）。

このような国家試験の実施事務を外部の機関に委託する仕組みは、「作業環境測定法」制定（1975（昭和 50）年）の際に導入された指定試験機関制度（作業環境測定士試験の実施事務を財団法人作業環境測定士試験協会（当時）に委託）を嚆矢とし、1977（昭和 52）年の安衛法改正の際に同法の制度として採用された¹⁰²。

作業環境測定士試験協会を前身とし、指定試験機関である公益財団法人安全衛生技術試験協会は、労働安全衛生法に基づくボイラー技士、クレーン・デリック運転士、衛生管理

者などの免許試験を実施するほか、労働安全衛生法に基づく労働安全・衛生コンサルタント試験、作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験を国に代行して行っている（労働安全衛生法に基づく免許試験の統計は参考 1 を参照）¹⁰³。

他方、作業主任者に必要な資格、就業制限業務に必要な資格に係る技能講習は、法別表第 18 に掲げる 37 種の区分ごとに、学科講習・実技講習により行われる（参考 5・表 4 を参照）。

技能講習は、厚生労働省令で定める区分に基づき登録教習機関¹⁰⁴が行うものであり、安全関係の技能講習等の登録教習機関の数は参考 5・表 5、安全関係の技能講習等の修了者数は参考 5・表 6、衛生関係の技能講習の登録教習機関の数は参考 5・表 7、衛生関係の技能講習の修了者数は参考 5・表 8 の通りである¹⁰⁵。

2 免許制度の課題と改正提案

2. 1 課題

近年、労働安全衛生法に基づく免許試験に対しては、以下の課題が指摘されるようになった¹⁰⁶。

①免許試験における受験者数の格差

年間受験者数が 6 万人を超える試験があるのに対し、100 人を下回る試験もあること。

②試験の実施体制

受験者の利便性の向上に向けたチェックの必要性があること。

③試験の手数料

受験者負担や収支均衡のあり方の観点からの見直しの必要性。

また、試験制度の見直しの方角性としては、以下の事項が挙げられている¹⁰⁷。

①受験資格に実務経験を求めている試験に関し必要に応じた見直しを行うこと。

②技術の進歩など状況の変化に応じた免許試験の区分の見直しに向けた検討を行うこと。

③試験方法（筆記・口述など）の見直しに向けた検討を行うこと。

④受験者の利便性の向上に向けた試験実施の方法（会場の確保、手数料・試験回数の見直しなど）に取り組むこと。

このような見直しの方角性に関する提起を受けて、高圧室内業務主任者免許などについては、免許試験の受験機会の拡大などを図る観点から、2012（平成 24）年に受験資格の見直しなどの改正が行われたところである¹⁰⁸。

2. 2 改正提案

(1) 免許更新制と能力向上教育制度について

安衛法に基づく免許資格について、

・労働災害を防止するため、当該免許に必要な技能、知識の低下がないか定期的に確認する必要があること

- ・新技術・新工法等の導入に伴う労働災害防止のため、最新の知識を付与する必要があること

- ・関係法令の改正内容について正確な情報を理解させる必要があること

等の理由から有効期間を設けるべきであるとの意見がある。

免許更新制度については、昭和 63 年安衛法改正の際、具体的な検討が行われたが、

- ・ボイラー溶接士免許に有効期間（2 年）が設けられているが、これは旧労働基準法下におけるボイラー溶接士免許の有効期間（1 年）が引き継がれたものであること

- ・その他の免許について、有効期間を設けていないことにより災害につながったとする明確なデータがないこと

- ・取得した免許に新たに有効期間を付すことは既得権の侵害となる恐れがあること

等の理由から、新たに有効期間を設けることは困難と判断された。

なお、経産省所管法令で 27 種類の就業資格に関する免許が設けられているが、そのうち有効期間が付されているのは、中小企業診断士、液化石油ガス設備士のみである（中小企業診断士にあっては、講習会参加等一定の実績による専門知識補充要件、実務要件の両方を満たす場合更新され、液化石油ガス設備士にあっては、有効期間は付されていないが液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 9 に基づき、5 年に 1 回の定時講習の受講が求められている）。

このように、現在においても、免許更新制度を設けることの客観的環境が整っているとはいえない。

昭和 63 年安衛法改正の際、免許更新制に代わり検討され、導入されたのが安全管理者等に対する能力向上教育制度である。

すなわち、労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るためには、免許、技能講習修了者に対し、現在身に着けている知識・技能を反復学習するとともに、その向上を図ることが有効であるとして、能力向上教育の実施の努力義務規定として法第 19 条の 2 が追加された。

法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針において教育の対象者とされているのは、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業主任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、その他の安全衛生業務従事者である。

しかし、法第 19 条の 2 は努力義務規定であり、その結果、作業主任者技能講習等を実施する登録教習機関における能力向上教育の受講需要がほとんどない。

そこで、法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針において教育の対象者とされている者のうち、一定の免許資格者（衛生管理者、作業主任者）に対し、関係法令の改正内容について正確な情報の提供、新技術・新工法等の導入等に関する最新の知識の付与等を目的とする定期的な能力向上教育の義務化を提案したい。

なお、免許資格のうちボイラー技士、発破技師、揚貨装置運転士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士については、個人の技術・技能

を問うものであり、衛生管理者、作業主任者に対する能力向上教育とは趣旨が異なると考
える。

（2）能力向上教育指針で示されたカリキュラムの充実

免許制の資格であって、法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針によりカリキュラム
が示されているのは衛生管理者（初任時、定時又は随時）のほか、作業主任者ではガス溶
接作業主任者（定期又は随時）、林業架線作業主任者（定期又は随時）に係る能力向上教
育のみである。

上記(1) 作業主任者等の免許保持者に対する定期的な能力向上教育の義務化の実施のた
めにも、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、
特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者のカリキュラムを新たに示す必要がある。

3 技能講習制度の課題と改正提案：技能講習に係る能力向上教育カリキュ ラムの策定

技能講習であって、法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針により、能力向上教育カ
リキュラムが示されているのは、法別表第 18 に掲げる以下の 37 種のうち下線を付したも
のに限られる。しかし、少なくとも作業主任者用の技能講習については、その全てについ
てカリキュラムを示す必要がある。

- 1 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 2 プレス機械作業主任者技能講習
- 3 乾燥設備作業主任者技能講習
- 4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 9 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 11 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 14 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 15 はい作業主任者技能講習
- 16 船内荷役作業主任者技能講習
- 17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

- 18 化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 19 普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 21 鉛作業主任者技能講習
- 22 有機溶剤作業主任者技能講習
- 23 石綿作業主任者技能講習
- 24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 26 床上操作式クレーン運転技能講習
- 27 小型移動式クレーン運転技能講習
- 28 ガス溶接技能講習
- 29 フォークリフト運転技能講習
- 30 ショベルローダー等運転技能講習
- 31 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 32 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 33 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- 34 不整地運搬車運転技能講習
- 35 高所作業車運転技能講習
- 36 玉掛け技能講習
- 37 ボイラー取扱技能講習

4 免許・技能講習にまたがる課題と改正提案：規定の整合性の確保と分散規定の統合

免許の種類については、安衛則第 62 条及び同条に関連する別表第 4、第 69 条で規定している。一方、技能講習の種類は、法別表第 18 で規定しており、均衡を欠いている。また、免許試験の受験資格、試験科目、試験科目の免除は、安衛則・別表第 5 のほか、高圧則、ボイラー則、電離則、クレーン則にそれぞれ分散して規定され、技能講習の受講資格、講習内容については、安衛則・別表第 6 のほか、ボイラー則、クレーン則、特化則、鉛則、有機則、石綿則、酸欠則にそれぞれ分かれて規定されており、いずれも分かりにくい。

よって、免許と技能講習の種類は、共に安衛令に整理し、免許試験の受験資格、試験科目、試験科目の免除は、安衛則の別表第 4 と同じ形式で、全て別表第 5 にまとめて規定し、技能講習の受講資格、講習内容については、安衛則・別表第 6 にまとめて規定できないか検討すべきと考える。

参考 1 免許試験、技能講習実施状況

表 1 労働安全衛生法に基づく免許試験実施状況（令和 2 年度）

資料：（公財）安全衛生技術試験協会

<免許試験>

試験区分		受 験 者 数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
学 科 試 験	特級ボイラー技士	430	125	29.1
	1 級ボイラー技士	3,100	1,577	50.9
	2 級ボイラー技士	16,098	9,400	58.4
	特別ボイラー溶接士	104	78	75.0
	普通ボイラー溶接士	716	435	60.8
	ボイラー整備士	1,726	1,219	70.6
	クレーン・デリック運転士	15,760	9,992	63.4
	移動式クレーン運転士	5,359	3,467	64.7
	揚貨装置運転士	376	288	76.6
	発破技士	336	225	67.0
	ガス溶接作業主任者	586	497	84.8
	林業架線作業主任者	90	78	86.7
	第 1 種衛生管理者	43,157	18,916	43.8
	第 2 種衛生管理者	22,220	11,729	52.8
	高圧室内作業主任者	109	71	65.1
	エックス線作業主任者	4,112	2,210	53.7
	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	283	202	71.4
	潜水士	6,015	4,886	81.2
	計	120,577	65,395	54.2

試験区分		受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
実 技 試 験	特別ボイラー溶接士	126	107	84.9
	普通ボイラー溶接士	666	420	63.1
	クレーン・デリック運転士	2,793	1,351	48.4
	移動式クレーン運転士	483	297	61.5
	揚貨装置運転士	231	214	92.6
	計	4,299	2,389	55.6

<作業環境測定士試験>

試験の種類	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合 格 率 (%)
第 1 種作業環境測定士	818	502	61.4
第 2 種作業環境測定士		459	43.3
		486	—
計	1,877	988	52.6

（注）第 2 種作業環境測定士の合格者数欄の下段は、第 1 種試験を申請、受験した者で第 2 種試験にのみ合格した者 26 名及び第 2 種試験科目のうち一部科目について合格点を得て、科目免除を受けた後に当該科目以外の全ての科目が免除となる他の資格を取得し今回の第 2 種試験を受験申請したため、第 2 種試験合格として取り扱った者 1 名を含む合格者数。

＜労働安全・労働衛生コンサルタント試験＞

試験の種類		受験者数（人）	合格者数（人）	最終合格率（%）
労働安全 コンサルタント	筆記試験	1,166	330	22.0
	口述試験	325 (0)	256	
労働衛生 コンサルタント	筆記試験	439	110	23.5
	口述試験	270 (166)	142	

（注 1）労働安全・労働衛生コンサルタント試験の口述試験受験者数欄の（ ）内は、筆記試験全部免除者数で内数。

（注 2）最終合格率は、口述試験合格者数 ÷（筆記試験受験者数 + 筆記試験全部免除者のうち、実際に口述試験を受験した者の数） × 100%。

表 2 登録省令第 20 条に定める登録区分ごとの登録教習機関及び技能講習実施状況（令和 2 年 4 月）

資料：厚生労働省労働基準局安全衛生部

登録省令第 20 条に定める登録区分	登録教習機関数	受講者数
1 木材加工用機械作業主任者技能講習	60	1,103
2 プレス機械作業主任者技能講習	59	6,158
3 乾燥設備作業主任者技能講習	48	7,988
4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習	3	0
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	122	9,154
6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	21	208
6 の 2 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	20	176
7 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	108	3,608
8 足場の組立て等作業主任者技能講習	218	20,778
9 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	92	3,833
10 鋼橋架設等作業主任者技能講習	20	250
11 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	63	2,125
11 の 2 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	20	139
11 の 3 採石のための掘削作業主任者技能講習	17	165
11 の 4 はい作業主任者技能講習	123	14,232
11 の 5 船内荷役作業主任者技能講習	13	409
12 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	130	2,949
13 化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習	22	1,496
14 普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習	49	3,293

15	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	88	36,627
16	鉛作業主任者技能講習	48	2,967
17	有機溶剤作業主任者技能講習	111	55,963
18	石綿作業主任者技能講習	108	13,902
18 の 2	酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	328
18 の 3	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	76	49,654
18 の 4	床上操作式クレーン運転技能講習	175	38,611
18 の 5	小型移動式クレーン運転技能講習	437	67,288
19	ガス溶接技能講習	598	71,769
20	フォークリフト運転技能講習	620	225,141
20 の 2	ショベルローダー等運転技能講習	65	2,965
21	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	288	47,960
21 の 2	車両系建設機械（解体用）運転技能講習	177	19,833
21 の 3	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	20	1,394
21 の 4	不整地運搬車運転技能講習	136	9,708
21 の 5	高所作業車運転技能講習	287	59,879
22	玉掛け技能講習	549	189,060
23	ボイラー取扱技能講習	62	7,294
24	揚貨装置運転実技教習	3	89
25	クレーン運転実技教習	31	10,205
26	移動式クレーン運転実技教習	58	3,390

参考 2 免許に関連する用語等

1 衛生管理者（第 1 種、第 2 種、衛生工学衛生管理者）

衛生管理者免許には、第 1 種衛生管理者と第 2 種衛生管理者の 2 種類がある。

第 1 種衛生管理者と第 2 種衛生管理者の違いは対応できる業種。第 1 種免許を取得していれば、全ての業種に対応できるが、第 2 種免許のみ取得している場合、表の第 1 種衛生管理者の従事できる業種には対応できない。

第 1 種衛生管理者	農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療、清掃業
第 2 種衛生管理	その他の業種

（安衛則第 7 条第三号による）

このほか、大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者で登録教習機関の行う衛生工学衛生管理者講習を修了した者等に与えられる衛生工学衛生管理者がある。

2 高圧室内作業主任者

高圧室内作業とは、潜函工法やシールド工法（湧水を抑えるために密閉の作業室内に水压に対抗する圧縮空気を送って作業する）等大気圧を超える気圧下での作業室またはシャフトの内部において行う作業である。

（国土交通省北陸地方整備局の WEB サイト
http://www.hrr.mlit.go.jp/nyusho/big_bandai.html 最終閲覧日：2022 年 3 月 3 日）

高圧室内業務については、空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管から排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとして把握し、関連する設備や作業方法を安全衛生に十分留意したものとする必要がある。

3 ガス溶接作業主任者

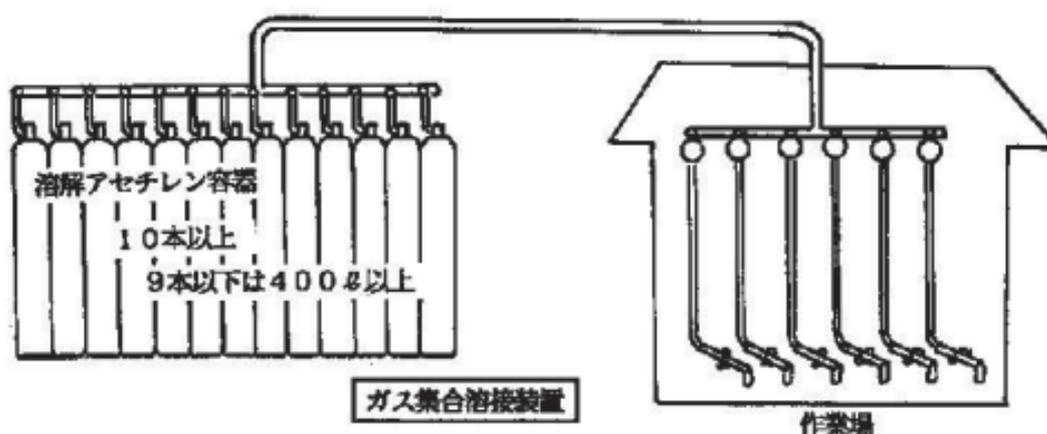
ガス溶接は、アセチレン等の可燃性ガスと酸素を燃焼させ、その炎により母材を溶融させる溶接法である。

アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置を用いた金属の溶接、溶断または加熱の作業においては、ガス溶接作業主任者を選任し、法定の事項を行わなければならない（安衛則第 314 条、第 315 条）。

ア アセチレン溶接装置

（岡谷酸素株式会社の WEB サイト
（<https://www.okayasanso.co.jp/knowledge/welding/machine/3326> 最終閲覧日：2022 年
3 月 3 日））

イ ガス集合溶接装置



（一般財団法人労働安全衛生管理協会の WEB サイト
（<http://www.roudouanzen.com/pdf/g005.pdf> 最終閲覧日：2022 年 11 月 13 日））

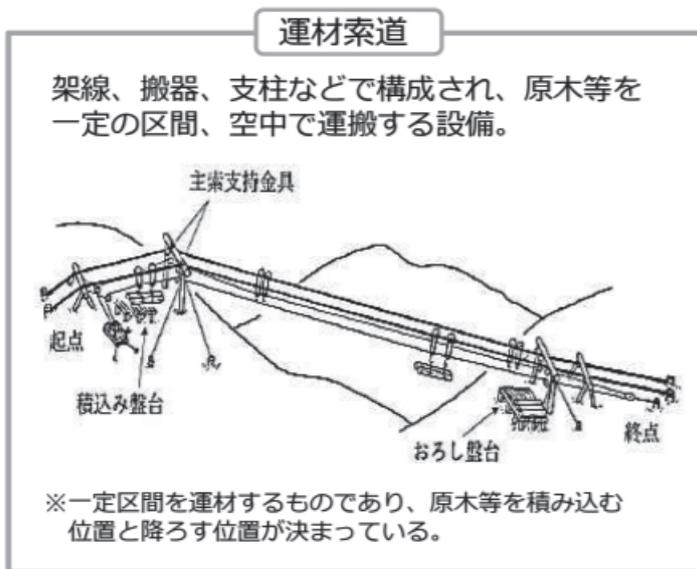
4 林業架線作業主任者

林業では、伐木した木材を土場まで集材する方法として機械集材装置を用いることが多い。

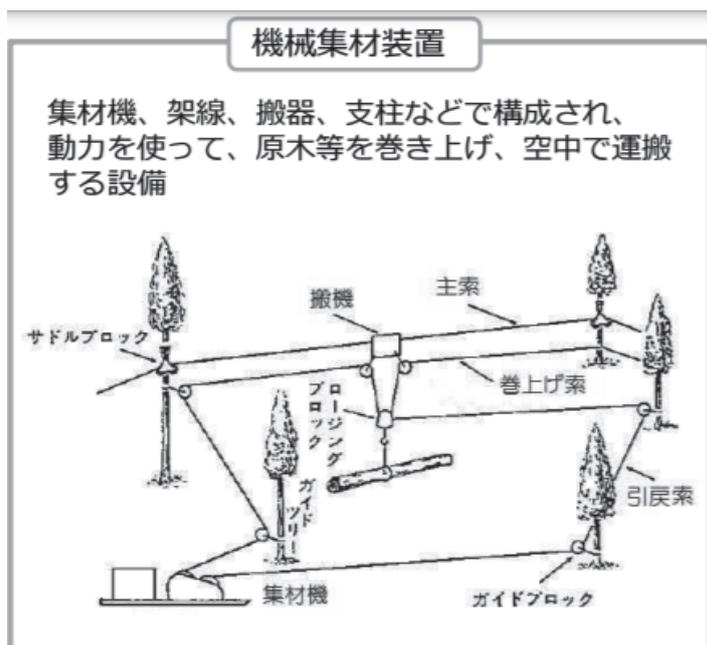
機械集材装置、運材索道の組み立て、解体、変更、修理の作業、及びこれらの設備による集材、運材の作業においては、林業架線主任者を選任し、法定の事項を行わなければならない（安衛則第 151 条の 126、第 151 条の 127）

【運材索道、機械集材装置】

集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備。



(厚生労働省の WEB サイト (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf> 最終閲覧日：2022年3月3日))



(厚生労働省の WEB サイト (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf> 最終閲覧日：2022年3月3日))

【集材機】



（株式会社前田製作所の WEB サイト（<https://www.maesei.co.jp/products/yarding-machine/>最終閲覧日：2022 年 11 月 13 日））

5 特級、1 級、2 級ボイラー技士

(1) ボイラーの定義（令第 1 条第三号）

蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次のイ～へ以外のもの。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 0.5m²以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの

ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003m³以下のもの

ハ 伝熱面積が 2m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4m²以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く）で、伝熱面積が 5m²以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、気水分離器の内径が 200mm 以下で、かつ、その内容積が 0.02m³以下のもの）

へ 内容積が 0.004m³以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.02 以下のもの

(2) 小型ボイラーの定義（令第 1 条第四号）

ボイラーのうち、次に掲げるボイラー。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 1m²以下のもの又は胴の内径が 300mm 以下で、かつ、その長さが 600mm 以下のもの

ロ 伝熱面積が 3.5m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25 mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

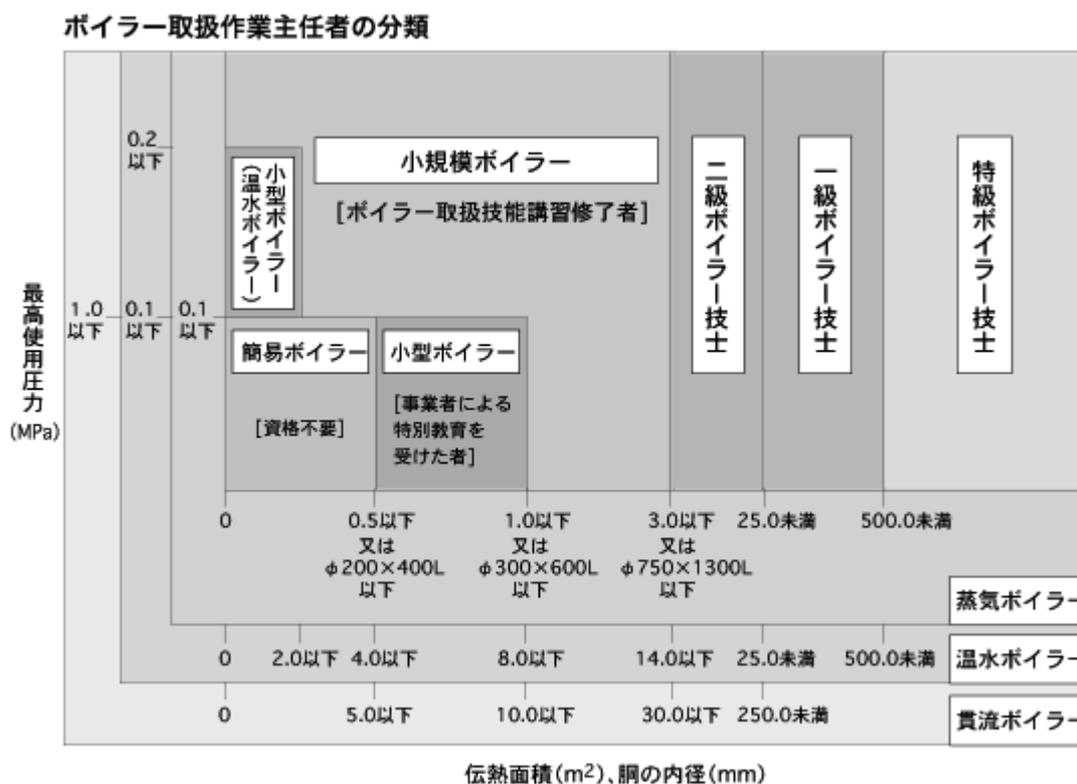
ハ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 8m²以下のもの

ニ ゲージ圧力 0.2MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 2m²以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く）で、伝熱面積が 10m²以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 300 mm 以下で、かつ、その内容積が 0.07m³以下のものに限る）

以上を整理すると次図のとおり。

【ボイラーの区分】



（仙台市ガス局の WEB サイト（<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/> 最終閲覧日：2024年12月3日）

注 1 汽水分離器付の場合

※1 $D \leq 200$ かつ $V \leq 0.02$ に限る

※2 $D \leq 300$ かつ $V \leq 0.07$ に限る

※3 $D \leq 400$ かつ $V \leq 0.4$ に限る

D : 汽水分離器の内径 (mm)

V : 汽水分離器の内容積 (m³)

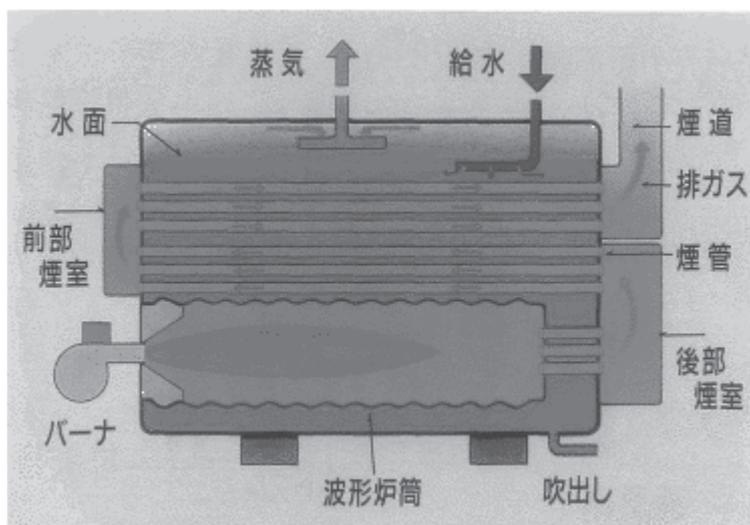
(一般社団法人日本ボイラー協会の WEB サイト [https://www.jbanet.or.jp/license/division/boiler/最終閲覧日 2024 年 4 月 27 日] に掲載された図表を只野が加工した。当該図表は、安衛法第 61 条、第 41 条、安衛法施行令第 20 条第三号～第五号、安衛則別表第三等に基づいて作成されたと思われる。)

(3) 用語の解説

ア 温水ボイラー、蒸気ボイラー

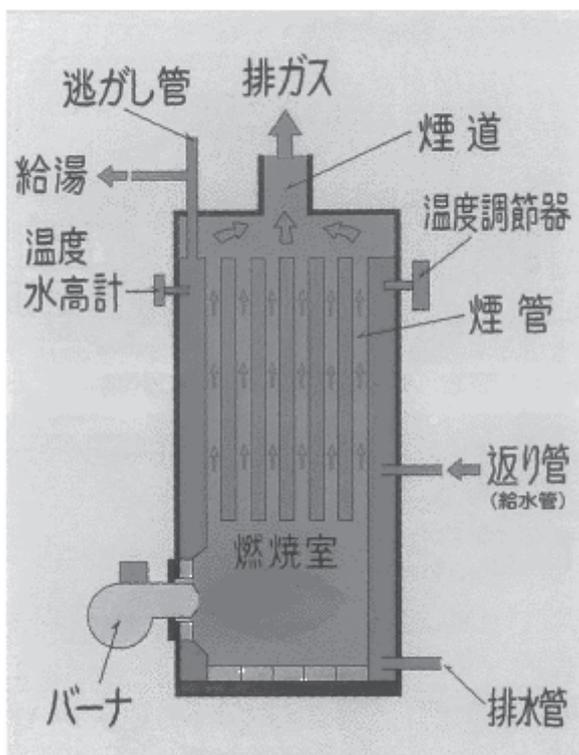
ボイラーとは、水を火気などで加熱して、大気圧を超える蒸気又は温水を作り他に供給する容器をいい、蒸気を作る蒸気ボイラーと、温水を作る温水ボイラーがある。ボイラーから供給される蒸気や温水は、工場にある反応器や加熱器、ビルの暖房や給湯に利用される。

【蒸気ボイラー（炉筒煙管ボイラー）】



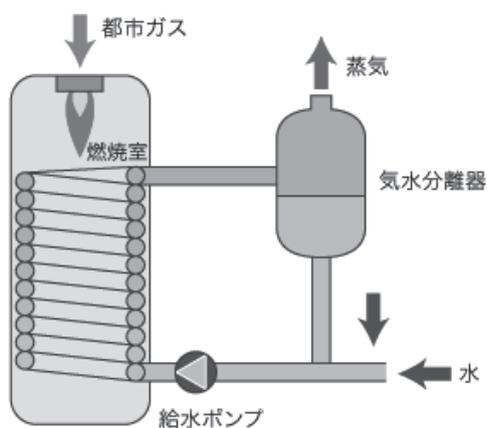
(厚生労働省の WEB サイト (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/08/s0801-4d.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日))

【温水ボイラー（立て温水ボイラー）】



（厚生労働省の WEB サイト（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/08/s0801-4d.html>）
最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日）

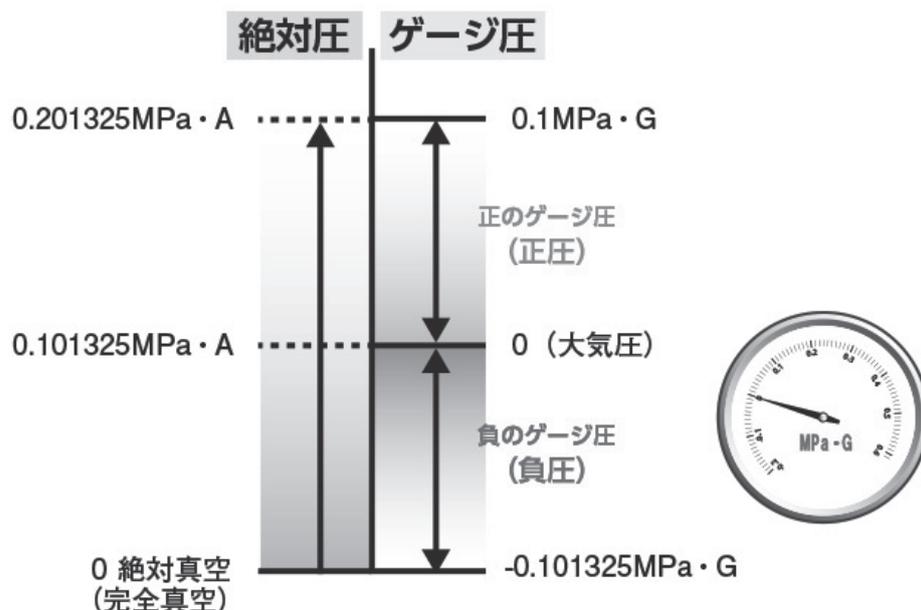
イ 貫流ボイラー



（仙台市ガス局のウェブサイト（<https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/01/index.php>）
最終閲覧日：2020 年 1 月 9 日）

ウ ゲージ圧力

ゲージ圧とは、大気圧を基準として考える圧力。大気圧の値は約 101.3kpa だが、ゲージ圧では大気圧を 0kpa と考え、他の圧力の値を表す。



(エヌアイシ・オートテック株式会社が運営する NIC アルファマガジンの WEB サイト (<https://alfaframe.com/mame/10231.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日))

エ 伝熱面積

実際に熱の授受がある面の広さ。伝熱面積の計算はボイラー則第 2 条で規定されている。

オ 特級、1 級、2 級ボイラー技士

資格によって取り扱うことのできるボイラーが表のとおり異なる（ボイラー則第 24 条）。

特級ボイラー技士	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 500m ² 以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く）
1 級ボイラー技士	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25m ² 以上 500 m ² 未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合は、伝熱面積の合計が 500m ² 以上の時を含む）
2 級ボイラー技士	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25m ² 未満の場合
ボイラー取扱技能講習修了者	次のボイラーのみを取り扱う場合 イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 0.5m ² 以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003m ³ 以下のもの ハ 伝熱面積が 2m ² 以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した

	内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたものニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4m ² 以下のもの
--	---

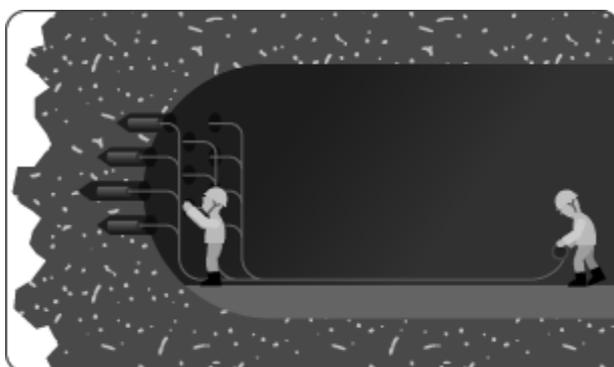
6 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者

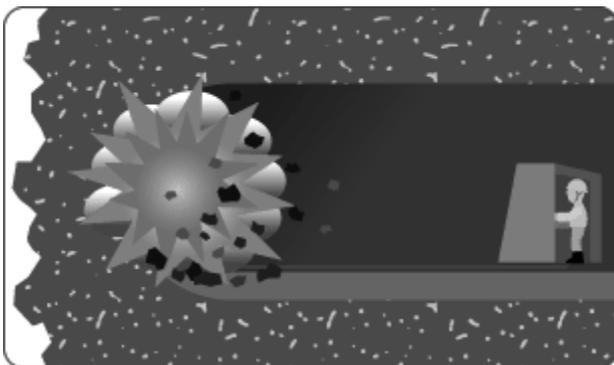
医療、非破壊検査の現場等では、エックス線、ガンマ線を利用した検査等が行われており、放射線業務の作業については、管理区域ごとに、エックス線作業主任者あるいはガンマ線透過写真撮影作業主任者を選任しなければならない（電離則第 46 条、第 47 条、第 52 条の 2、第 52 条の 3）。

なお、放射線の管理に関する法律には、放射性物質に関しては放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律が、ウラン、トリウム、プルトニウムや原子炉に関しては、核燃料、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が、医療現場では医療法や薬事法の適用があるが、労働者に関しては電離則が全面的に適用される。

7 発破技士

発破作業は、爆薬を装填する発破孔の穿孔、爆薬の装填、込物による発破孔の閉塞、点火などの一連の工程から成る。発破孔の穿孔は、たがねとハンマーによる手掘りと、削岩機、オーガーなどによる機械掘りとがある。





（国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所の WEB サイト
（<https://www.thr.mlit.go.jp/iwaki/hama-lib/michi/t-taukuru-01.html> 最終閲覧日：
2022 年 3 月 4 日））

8 制限荷重が 5 t 以上の揚貨装置の運転の業務

揚貨装置とは、船舶に取り付けられたデリックやクレーンの設備のこと。陸から船へあるいは船から陸へ積載貨物を積み替える港湾荷役作業に用いられる機械である。

9 ボイラー、第 1 種圧力容器の溶接の業務（特別、普通）

ボイラーについては、「5 特級、1 級、2 級ボイラー技士」の項参照。

(1) 第 1 種圧力容器の定義（令第 1 条第五号）

次のイ～ニに掲げる容器（①ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.04m³ 以下のもの。②胴の内径が 200mm 以下で、その長さが 1000mm 以下のもの。③最高のゲージ圧力（MPa）と内容積（m³）との積が 0.004 以下のものを除く）。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ 上記容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

(2) 小型圧力容器の定義（令第 1 条第六号）

第 1 種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.2m³ 以下のもの又は胴の内径が 500mm 以下で、かつ、その長さが 1000mm 以下のもの

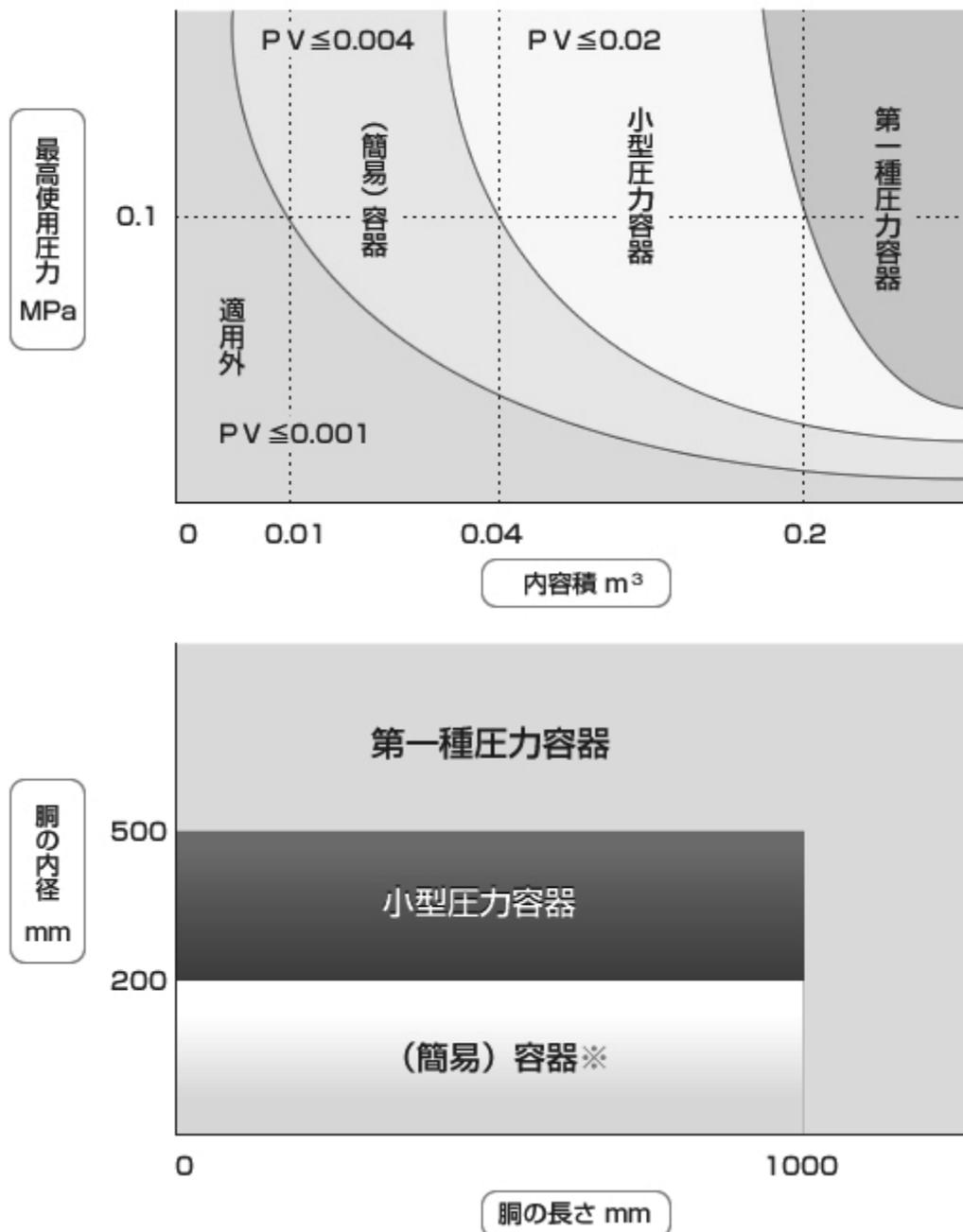
ロ その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.02 以下の容器

(3) 第 2 種圧力容器の定義 (令第 1 条第七号)

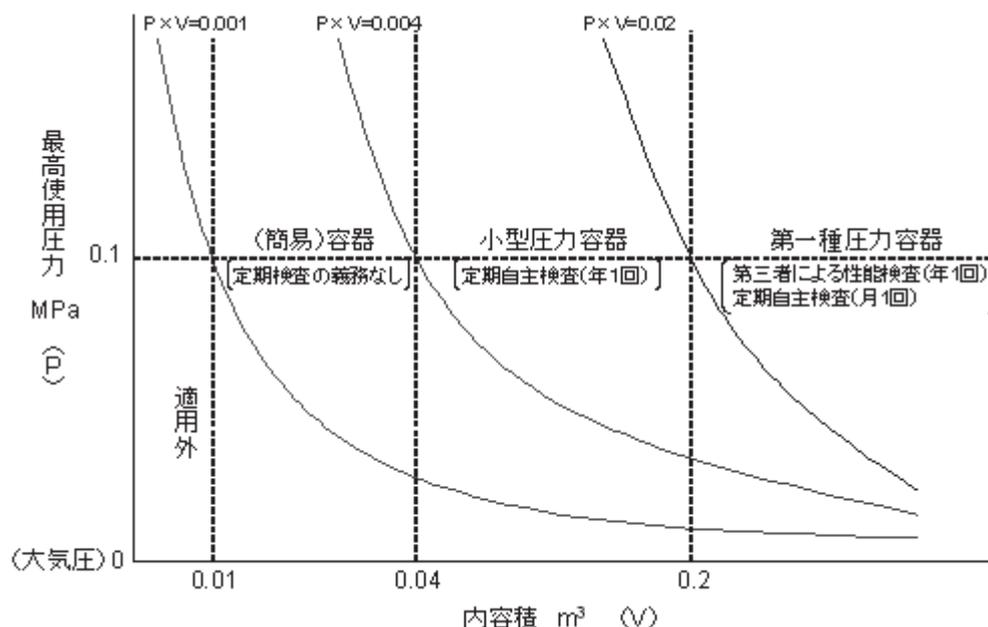
ゲージ圧力 0.2MPa 以上の気体をその内部に保有する容器 (第 1 種圧力容器を除く。) のうち、次に掲げる容器をいう。

イ 内容積が 0.04m³以上の容器

ロ 胴の内径が 200mm 以上で、かつ、その長さが 1000mm 以上の容器
以上を整理すると次図のとおり。



(日本ボイラ協会の WEB サイト (<https://www.jbanet.or.jp/examination/classification/vessel-1/>最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日))



(厚生労働省の WEB サイト (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/08/s0801-4d.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日))

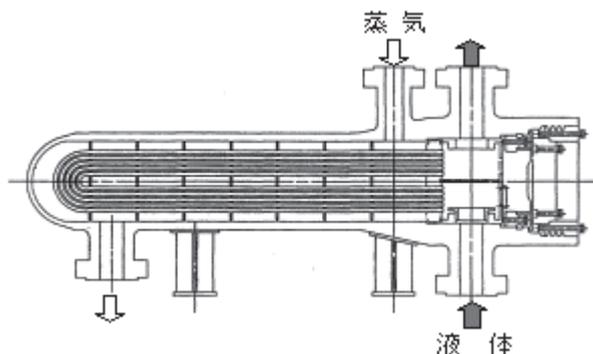
(4) 用語の解説

第 1 種圧力容器とは、容器の内部において煮沸、加熱、反応等の操作が行われるものをいう。一方、第 2 種圧力容器は、内部に圧縮気体を保有する容器をいう。

ア 内部に液体、固体等を保有する圧力容器

熱交換器（蒸気で水や油などを加熱するもの）、蒸煮器（製紙用、醸造用、食品用などの原料を加熱処理するもの）、消毒器（医療器具、食器類などを消毒するもの）などがある。

【熱交換器の例】

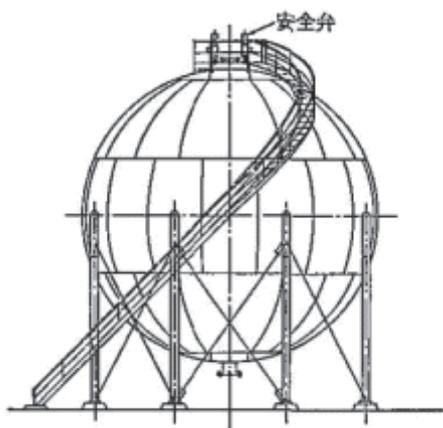


(厚生労働省の WEB サイト (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/08/s0801-4d.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日))

イ 内部に圧縮気体を保有する容器

ガスホルダ、給食用の二重釜などがある。

【ガスホルダの例】



（厚生労働省の WEB サイト（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/08/s0801-4d.html>）
最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日）

10 ボイラー、第 1 種圧力容器の整備の業務

整備の内容としては、ボイラー、第 1 種圧力容器の本体や、装置、附属設備の点検、整備、保守などがある。

（「5 特級、1 級、2 級ボイラー技士」、「9 ボイラー、第 1 種圧力容器の溶接の業務（特別、普通）」参照。）

11 つり上げ荷重が 5 t 以上のクレーンの運転の業務

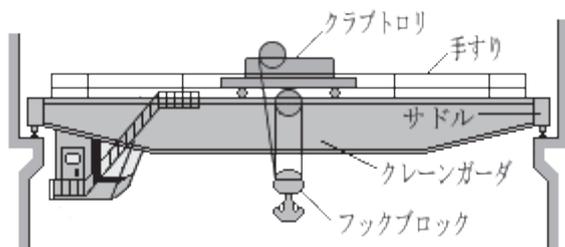
(1) クレーンの分類

クレーンは、構造、形状および用途によって、一般に次のように分類される。

ア 天井クレーン

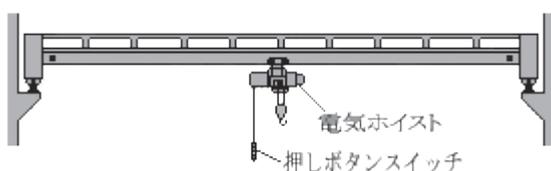
建屋の両側の壁に沿って設けられたランウェイ上を走行するクレーン。建屋の天井をクレーンが走るようになるのでこの名がある。

【クラブトロリ式天井クレーン】



（CLUB-CRANE の WEB サイト（<http://www.crane-club.com/study/crane/ceiling.html>）
（管理者：山本誠一氏）最終閲覧日：2022年3月4日）

【ホイスト式天井クレーン】

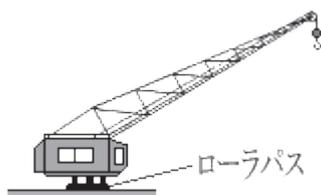


（CLUB-CRANE の WEB サイト（<http://www.crane-club.com/study/crane/ceiling.html>）
（管理者：山本誠一氏）最終閲覧日：2022年3月4日）

イ ジブクレーン

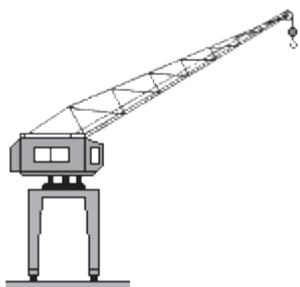
ジブ（肘：アーム）を有するクレーン。天井クレーンに次いで多く用いられている。

【低床ジブクレーン】



（ CLUB-CRANE の WEB サイト（ <http://www.crane-club.com/study/crane/jibcrane.html>（管理者：山本誠一氏）最終閲覧日：2022年3月4日）

【高脚（門型）ジブクレーン】

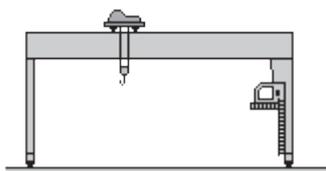


（CLUB-CRANE の WEB サイト（<http://www.crane-club.com/study/crane/jibcrane.html>（管理者：山本誠一氏）最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日））

ウ 橋型クレーン

天井クレーンのクレーンガーダの両端に脚を設け、地上または床上に設けた走行レール上を走行させるようにしたクレーン。

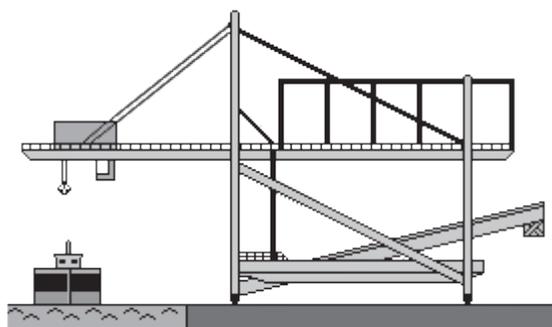
【クラブトロリ式橋形クレーン】



（CLUB-CRANE の WEB サイト（<http://www.crane-club.com/study/crane/gantry.html>（管理者：山本誠一氏）最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日））

エ アンローダ

船からばら物を陸揚げする専門のクレーン。ばら物を受け入れるためのホッパとコンベヤが組み込まれている。

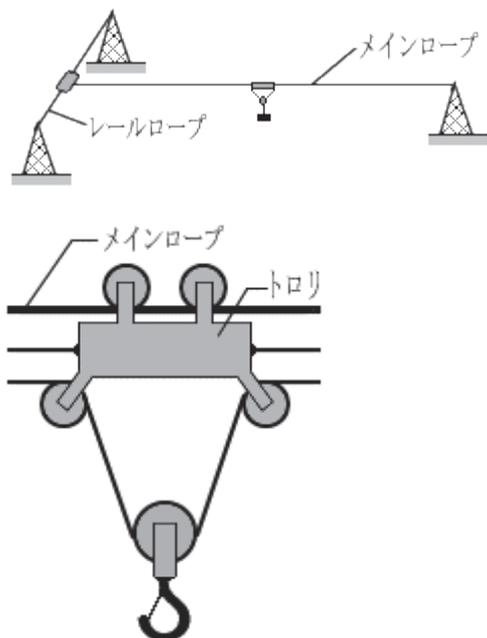


（CLUB-CRANE の WEB サイト（<http://www.crane-club.com/study/crane/gantry.html>（管理者：山本誠一氏）最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日））

オ ケーブルクレーン

二つの塔間に張り渡したメインロープ上をトロリが横行する形式のクレーン。

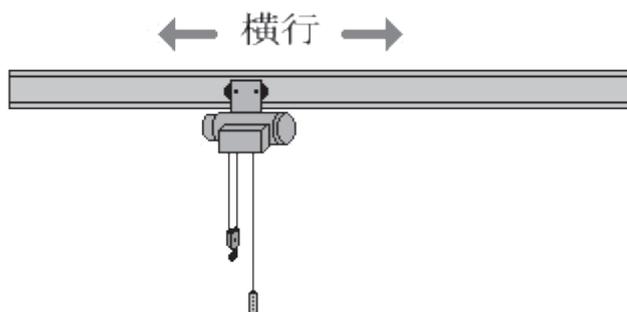
【片側走行ケーブルクレーン】



（CLUB-CRANE の WEB サイト（<http://www.crane-club.com/study/crane/cable.html>
（管理者：山本誠一氏）最終閲覧日：2022年3月4日））

カ テルハ

荷の上げ下げとレールに沿った移動のみを行うクレーン。工場建屋・倉庫等の天井に取り付けられた I 形鋼の下フランジに、電気ホイスト、電動チェーンブロックをつり下げた簡単な構造のものが多い。



（CLUB-CRANE の WEB サイト（<http://www.crane-club.com/study/crane/cable.html>
（管理者：山本誠一氏）最終閲覧日：2022年3月4日））

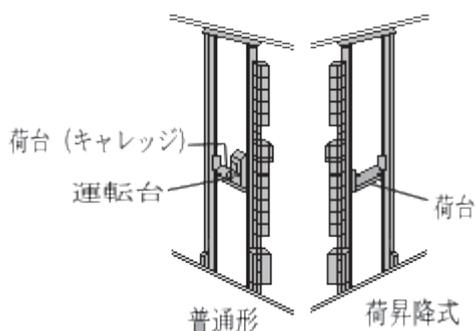
なお、跨線テルハについてはクレーン運転士免許資格は要求されないが、跨線テルハとは、鉄道において、手荷物を積んだ台車などをつり上げ、線路をこえて運搬するために使

用されるものをいう。

キ スタッカ式クレーン

直立したガイドフレームに沿って上下するフォーク等を持つもの。倉庫等の棚に対する荷の出し入れに用いられる。

【荷昇降式床上型スタッカークレーン】



(CLUB-CRANE の WEB サイト (<http://www.crane-club.com/study/crane/stacker.html>
(管理者：山本誠一氏) 最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日))

12 つり上げ荷重が 1 t 以上の移動式クレーンの運転の業務

移動式クレーンはその走行方式によって、トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーンに分類される。

なお、ここでいうクレーン運転の業務は、工事現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。

ア トラッククレーン



(日本クレーン協会の WEB サイト (<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/idou.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日))

イ クローラクレーン



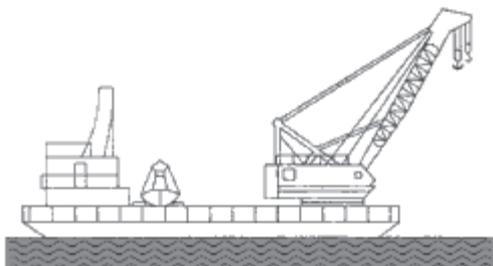
(コベルコ建機株式会社の WEB サイト (http://www.kobelco-cranes.com/jp/product_c_crane_old/最終閲覧日：2022 年 10 月 1 日))

クローラクレーンは、走行体が起動輪、遊動輪、下部ローラ、上部ローラおよび履帯(クローラ)を巻いた装置で構成された台車の上にクレーン装置(上部旋回体)を架装した形式のものである。

走行は履帯の上を起動輪の回転力によって下部ローラで転がって行く構造になっている。クローラ式は、左右の履帯の接地面積がホイール式等にくらべ広いので安定性が良く、不整地や比較的軟弱な地盤でも走行ができるが走行速度はきわめて遅い。

原動機、巻上装置および運転室等(操作装置を含む)の全装置が上部旋回体に装備されている（日本クレーン協会の WEB サイト（<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/idou.html> 最終閲覧日 2022 年 3 月 4 日））。

ウ 浮きクレーン



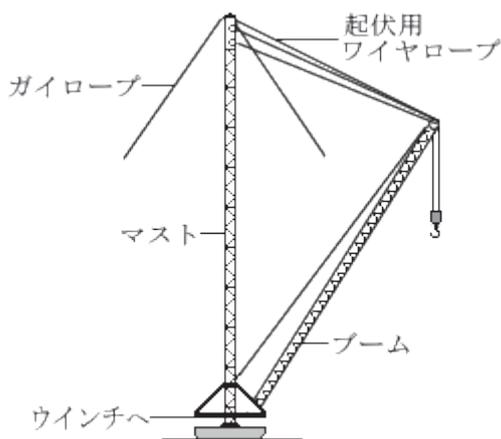
浮きクレーンは、長方形の箱形等の台船上にクレーン装置を搭載した形式のものである。浮きクレーンは港湾、河川、海上等の工事やサルベージ作業等に用いられる。

（日本クレーン協会の WEB サイト（<http://www.cranenet.or.jp/tisiki/idou.html>：最終閲覧日 2022 年 3 月 4 日））

13 つり上げ荷重が 5 t 以上のデリックの運転の業務

デリックとは、動力を用いて荷をつり上げることを目的とする機械装置であって、マスト又はブームを有し、原動機を別置し、ワイヤロープにより操作させるものである。

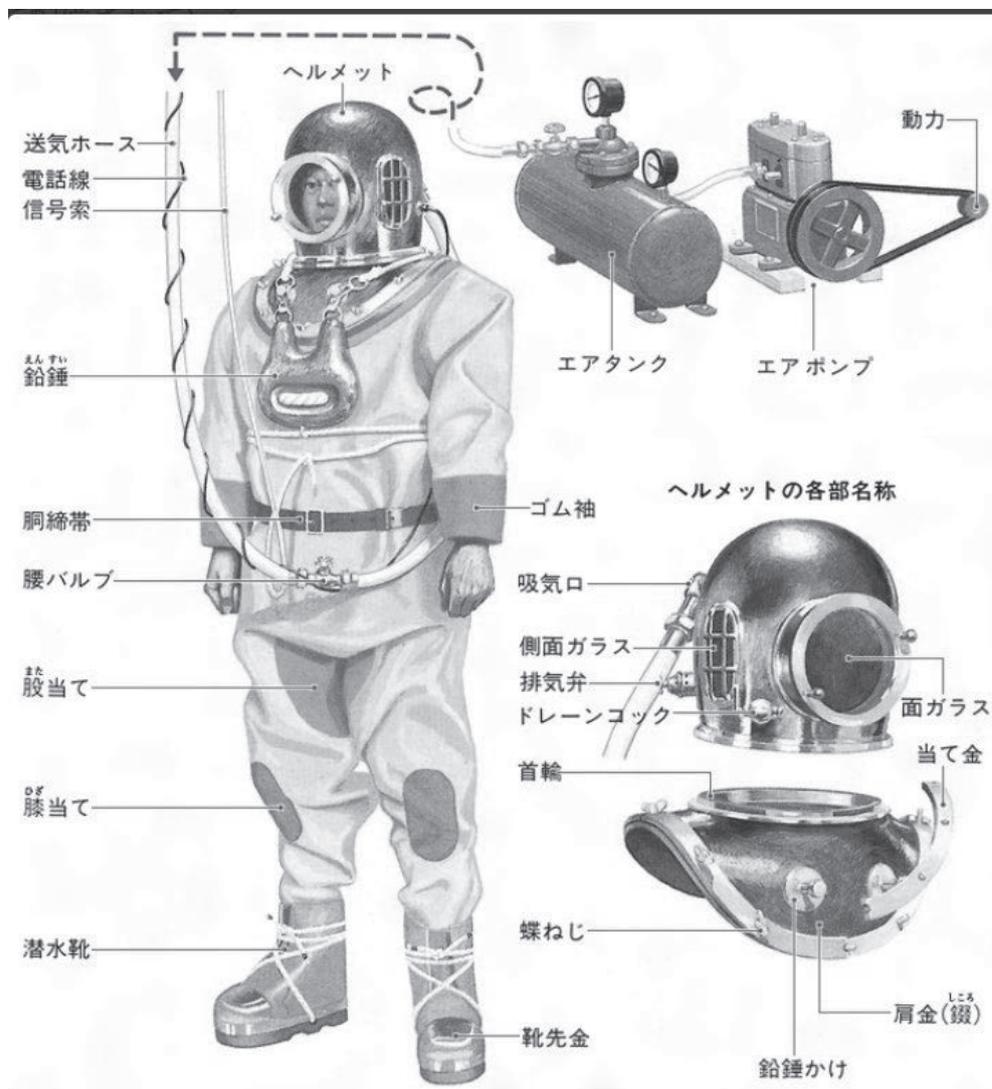
【ガイデリック】



（ CLUB-CRANE の WEB サイト（<http://www.crane-club.com/study/derrick/definition.html>（管理者：山本誠一氏）最終閲覧日：2022 年 3 月 4 日））

1 4 潜水士業務

潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務をいう。



(小学館ニッポニカ(日本大百科全書)のWEBサイト
(<https://kotobank.jp/dictionary/nipponica/>最終閲覧日:2022年3月4日)

参考 3 免許試験の受験資格、試験科目等

(注) 1～5 の免許は安衛則別表第 5 より、6 の免許は高圧則、7 の免許はボイラー則、8 の免許は電離則、9 の免許はクレーン則に基づき整理した。

1 第一種衛生管理者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受け ることができる者	免除する試験科 目
一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 三 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 82 条の 2 第 3 項の衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後 1 年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 四 その他厚生労働大臣が定める者	学科試験 イ 労働衛生（有害業務に係るものと係らないものの双方） ロ 労働生理 ハ 関係法令（有害業務に係るものと係らないものの双方）	一 受験資格の欄第三号に掲げる者 二 第 2 種衛生管理者免許を受けた者	労働生理

1 の 2 第 2 種衛生管理者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受け ることができる者	免除する試験科 目
一 学校教育法による大学又は高等	学科試験 イ 労働衛生（有害	受験資格の欄第三号に掲げる者	労働生理

<p>専門学校を卒業した者で、その後 1 年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後 3 年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 船員法第 82 条の 2 第 3 項の衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後 1 年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>業務に係らないもののみ)</p> <p>ロ 労働生理</p> <p>ハ 関係法令 (有害業務に係らないもののみ)</p>		
--	---	--	--

2 ガス溶接作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けられることができる者	免除する試験科目
	<p>学科試験</p> <p>イ アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識</p> <p>ロ アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド (*) 及び酸素に関する知識</p> <p>ハ ガス溶接等の作業に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>	<p>一 安衛則別表第 4 ガス溶接作業主任者免許の項第一号ロからへまでに掲げる者 (へに掲げる者にあつては、一級の技能検定に合格した者に限る。)</p> <p>二 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>一 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識</p> <p>二 アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識</p>

(*) カーバイド：水と作用させてアセチレンガスを発生させる等使用する炭化カルシウム。

3 林業架線作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受け ることができる者	免除する試験科 目
	学科試験 イ 機械集材装置及 び運材索道に関する 知識 ロ 林業架線作業に 関する知識 ハ 林業架線作業に 必要な力学に関する 知識 ニ 関係法令	一 学校教育法による 大学、高等専門学校、 高等学校又は中等教育 学校において力学に関 する講座又は学科を修 めて卒業した者（大学 改革支援・学位授与機 構により学士の学位を 授与された者（当該講 座又は学科を修めた者 に限る。）若しくはこれ と同等以上の学力を有 すると認められる者又 は当該講座若しくは学 科を修めて専門職大学 前期課程を修了した者 を含む。） 二 その他厚生労働大 臣が定める者	林業架線作業に 必要な力学に関 する知識

4 発破技士免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受け ることができる者	免除する試験科 目
	学 科 試 験 イ 火薬類の知識 ロ 火薬類の取扱い ハ 発破の方法		

5 揚貨装置運転士免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受け ることができる者	免除する試験科 目
	一 学科試験 イ 揚貨装置に関する 知識 ロ 原動機及び電気に関 する知識 ハ 揚貨装置の運転の	クレーン・デリック運 転士免許又は移動式ク レーン運転士免許を受 けた者	一 学科試験の うち、次の科目 イ 原動機及び 電気に関する知 識 ロ 揚貨装置の

	ために必要な力学に関する知識 ニ 関係法令 ニ 実技試験 イ揚貨装置の運転 ロ揚貨装置の運転のための合図		運転のために必要な力学に関する知識 ニ 実技試験のうち、揚貨装置の運転のための合図
		揚貨装置運転実技教習を修了した者で、修了した日から起算して 1 年を経過しないもの	実技試験の科目の全部
		床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者	実技試験のうち、揚貨装置の運転のための合図
		一 当該免許試験を行う都道府県労働局長が行った前回の揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者 二 当該免許試験を行う指定試験機関が行った揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して 1 年を超えないもの	学科試験の科目の全部

6 高圧室内作業主任者・潜水土免許試験（高圧則第 47 条～第 54 条）

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受け ることができる者	免除する試験科目
	①高圧室内作業主任者 圧気工法 送気及び排気 高気圧障害 関係法令		
	②潜水土 潜水業務 送気、潜降及び浮上 高気圧障害 関係法令		

7 特級ボイラー技士、1 級ボイラー技士、2 級ボイラー技士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士 (ボイラー則第 97 条～第 118 条)

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受け ることができる者	免除する試験科目
① 特級ボイラー技士 イ 1 級ボイラー技士免許を受けた者 ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後 2 年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者	一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの取扱いに関する知識 三 燃料及び燃焼に関する知識 四 関係法令	試験科目の一部の科目について合格点を得た者 (当該合格点を得た科目の試験が行われた月の翌月の初めから起算して 2 年以内に実施される試験を受ける者に限る。)	当該合格点を得た科目
② 1 級ボイラー技士 イ 2 級ボイラー技士免許を受けた者 ロ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、その後 1 年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者	一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの取扱いに関する知識 三 燃料及び燃焼に関する知識 四 関係法令		
③ 2 級ボイラー技士	一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの取扱い		

	<p>に関する知識</p> <p>三 燃料及び燃焼に関する知識</p> <p>四 関係法令</p>		
<p>③ 特別ボイラー溶接士 普通ボイラー溶接士免許を受けた後、1年以上ボイラー又は第1種圧力容器の溶接作業の経験がある者</p>	<p>学科試験</p> <p>一 ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識</p> <p>二 ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識</p> <p>三 溶接施行方法の概要に関する知識</p> <p>四 溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識</p> <p>五 溶接部の検査方法の概要に関する知識</p> <p>六 溶接機器の取扱方法に関する知識</p> <p>七 溶接作業の安全に関する知識</p> <p>八 関係法令</p> <p>実技試験</p> <p>突合せ溶接</p>		
<p>④ 普通ボイラー溶接士 1年以上溶接作業の経験がある者</p>	<p>学科試験</p> <p>一 ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識</p> <p>二 ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識</p> <p>三 溶接施行方法の概要に関する知識</p> <p>四 溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識</p> <p>五 溶接部の検査方法の概要に関する知識</p> <p>六 溶接機器の取扱方法に関する知識</p> <p>七 溶接作業の安全に関する知識</p> <p>八 関係法令</p> <p>実技試験</p> <p>突合せ溶接</p>		
<p>⑤ ボイラー整備士 一 令第二十条第</p>	<p>一 ボイラー及び第1種圧力容器に関する知</p>		

<p>五号の業務の補助の業務に 6 月以上従事した経験を有する者</p> <p>二 ボイラー (令第 20 条第五号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたものをいう。)の整備の業務又は第一種圧力容器 (令第 6 条第十七号イ又はロに掲げる第一種圧力容器のうち小型圧力容器を除いたものをいう。)の整備の業務に 6 月以上従事した経験を有する者</p> <p>三 第 97 条第三号ロに掲げる者</p>	<p>識</p> <p>二 ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に関する知識</p> <p>三 ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に使用する器材、薬品等に関する知識</p> <p>四 関係法令</p>		
---	---	--	--

8 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者 (電離則第 46 条～第 52 条の 4)

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受け ることができる者	免除する試験科目
<p>① エックス線作業主任者</p>	<p>一 エックス線の管理に関する知識</p> <p>二 エックス線の測定に関する知識</p> <p>三 エックス線の生体に与える影響に関する知識</p> <p>四 関係法令</p>	<p>一 放射性同位元素等の規制に関する法律第 35 条第 1 項の第 2 種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者</p>	<p>二 エックス線の測定に関する知識</p> <p>三 エックス線の生体に与える影響に関する知識</p>
		<p>二 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者</p>	<p>三 エックス線の生体に与える影響に関する知識</p>
<p>② ガンマ線透過写真撮影作業主任者</p>	<p>一 ガンマ線による透過写真の撮影の作業に関する知識</p> <p>二 ガンマ線照射装置に関する知識</p> <p>三 ガンマ線の生体に</p>	<p>エックス線作業主任者免許試験に合格した者</p>	<p>三 ガンマ線の生体に与える影響に関する知識</p>

	与える影響に関する知識 四 関係法令		
--	-----------------------	--	--

9 クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士（クレーン則第 223 条～第 234 条）

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受け ることができる者	免除する試験科目
①クレーン・デリック運転士	<学科試験> 一 クレーン及びデリックに関する知識 二 原動機及び電気に関する知識 三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 四 関係法令 <実技試験> 一 クレーンの運転 二 クレーンの運転のための合図	一 クレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く）を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの 二 鉦山においてつり上げ荷重が 5 t 以上のクレーン（床上操作式クレーン及び床上運転式クレーンを除く）の運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者	<実技試験>の全部
		一 都道府県労働局長が行った前回のクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者 二 指定試験機関が行ったクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して 1 年を超えないもの	<学科試験>の全部
		一 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの 二 鉦山においてつり上げ荷重が 5 t 以上の床上運転式クレーンの	<実技試験> 一 クレーンの運転（床上運転式クレーンを用いて行うものに限る） 二 クレーンの運転のための合図

		<p>運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者</p>	
		<p>床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者</p>	<p><学科試験> 一 クレーン及びデリックに関する知識 (クレーンに係る部分に限る) 二 原動機及び電気に関する知識 三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 四 関係法令 (クレーンに係る部分に限る) <実技試験> 二 クレーンの運転のための合図</p>
		<p>クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者</p>	<p><学科試験> 一 クレーン及びデリックに関する知識 (クレーンに係る部分に限る) 二 原動機及び電気に関する知識 三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 四 関係法令 (クレーンに係る部分に限る) <実技試験>の全部</p>
		<p>移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p>	<p><学科試験> 三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 <実技試験> 二 クレーンの運転のための合図</p>
		<p>床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者</p>	<p><実技試験> 二 クレーンの運転のための合図</p>

②移動式クレーン 運転士	<p><学科試験></p> <p>一 移動式クレーンに関する知識</p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令</p> <p><実技試験></p> <p>一 移動式クレーンの運 転</p> <p>二 移動式クレーンの運転のための合図</p>	<p>一 移動式クレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの</p> <p>二 鉱山においてつり上げ荷重が 5 t 以上の移動式クレーンの運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者</p>	<p><実技試験>の全部</p>
		<p>一 都道府県労働局長が行った前回の移動式クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者</p> <p>二 指定試験機関が行った移動式クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの</p>	<p><学科試験>の全部</p>
		<p>クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p>	<p><学科試験></p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p><実技試験></p> <p>二 移動式クレーンの運転のための合図</p>
		<p>床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者</p>	<p><実技試験></p> <p>二 移動式クレーンの運転のための合図</p>

参考 4 技能講習に関連する用語等

1 木材加工用機械作業主任者

木材加工用機械による災害は、鋸刃（のこば）など切削工具に手、指等が接触するもの、加工中の材又は木片が反発又は逆走して身体に飛来・激突するものが主なものである。

この災害を防止するためには、刃の接触予防装置、反発予防装置などの安全装置の適正な取り付けが必要である。

木材加工用機械（携帯用を除く丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーター）を 5 台以上（自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は 3 台以上）有する事業場において木材加工機械による作業を行う場合、木材加工用機械作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 129 条、第 130 条）。

ア 丸のこ盤

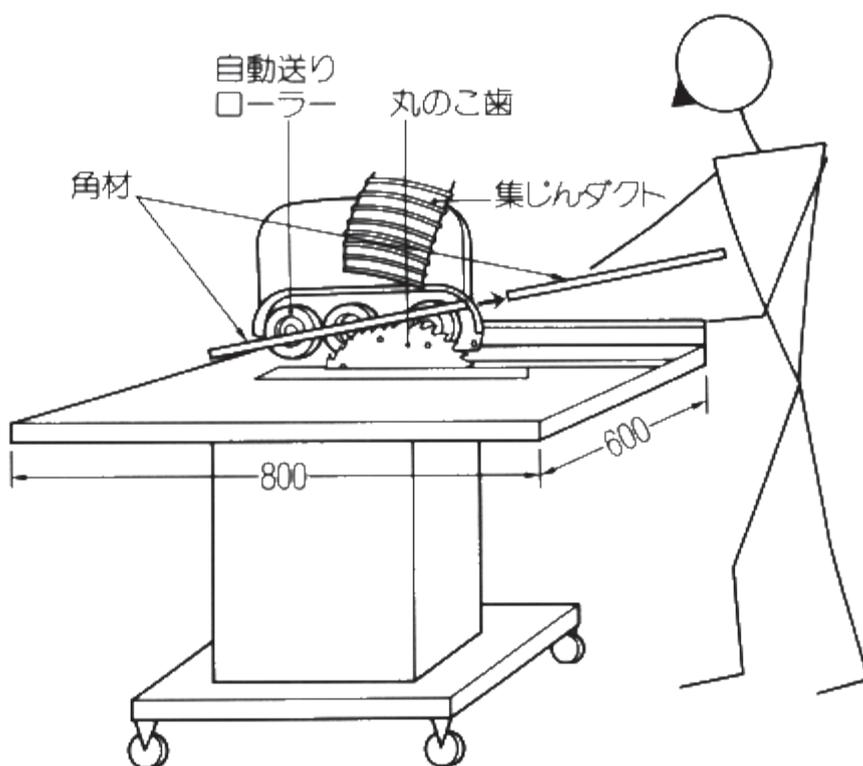
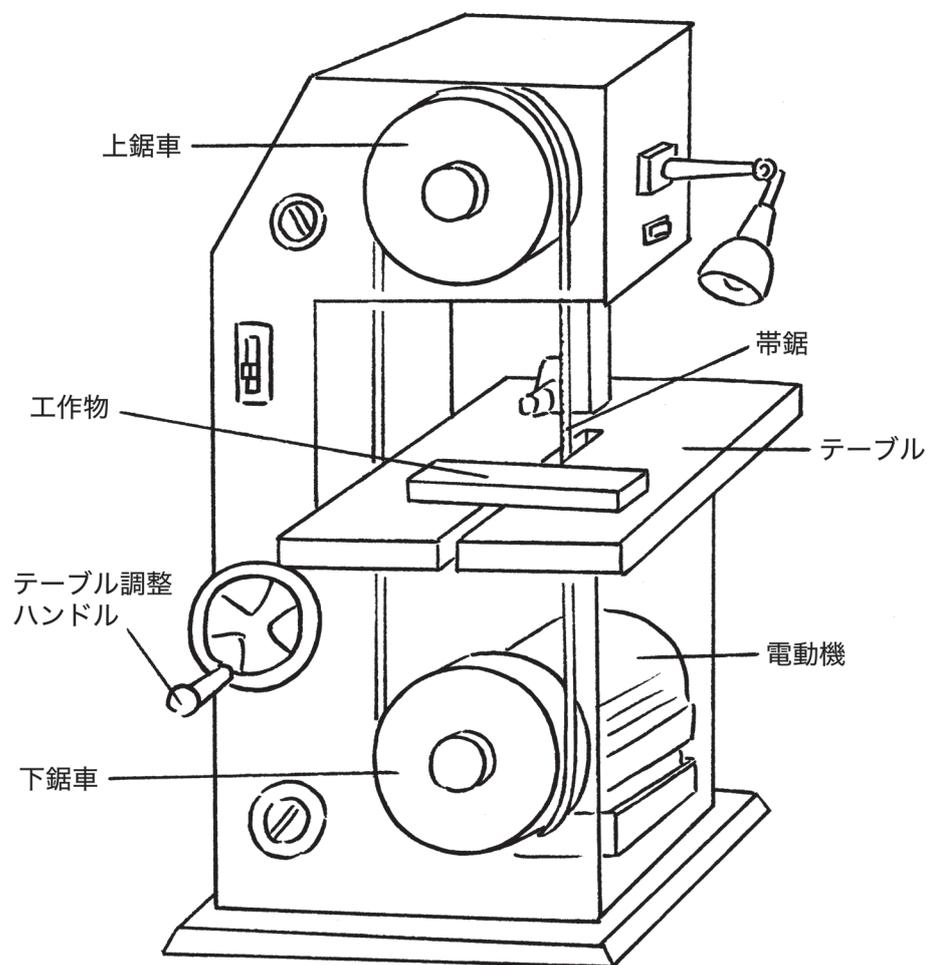


図 災害発生状況

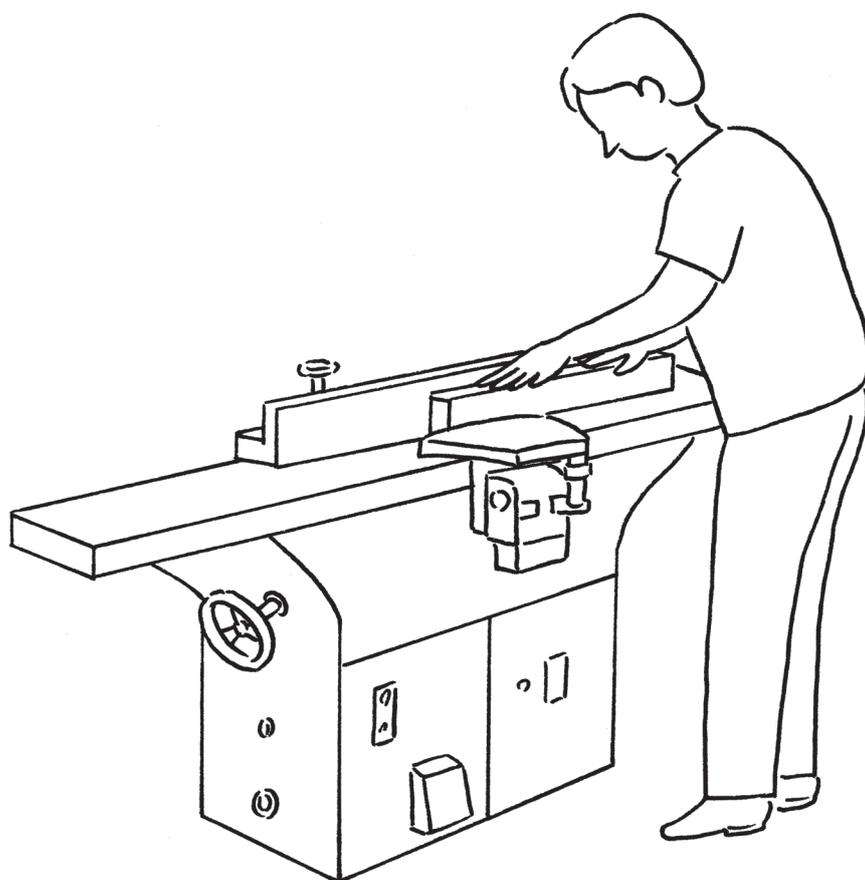
（厚生労働省，職場のあんぜんサイト
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/sai_det.aspx?joho_no=582 最終閲覧日：2019 年 10 月 3 日)）

イ 帯のこ盤、自動送材車式帯のこ盤



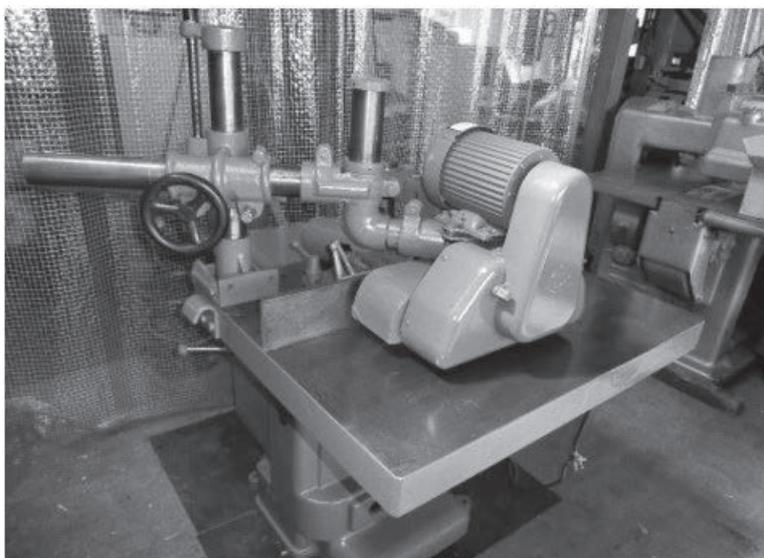
(イラスト：辻井タカヒロ氏)

ウ かな盤



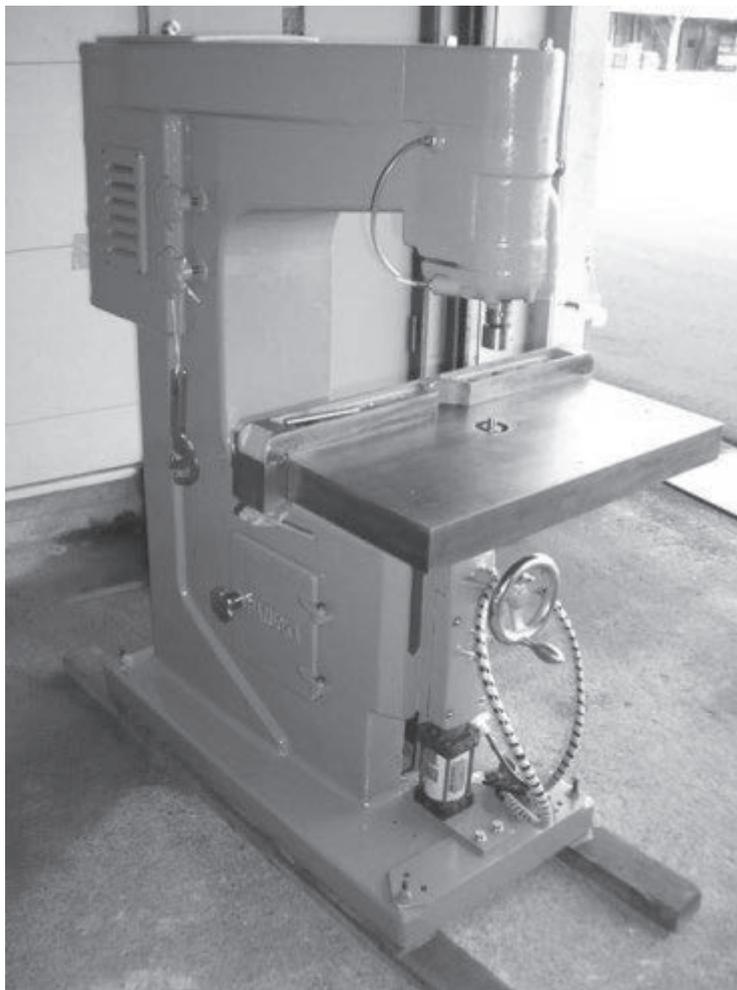
(イラスト：辻井タカヒロ氏)

エ 面取り盤



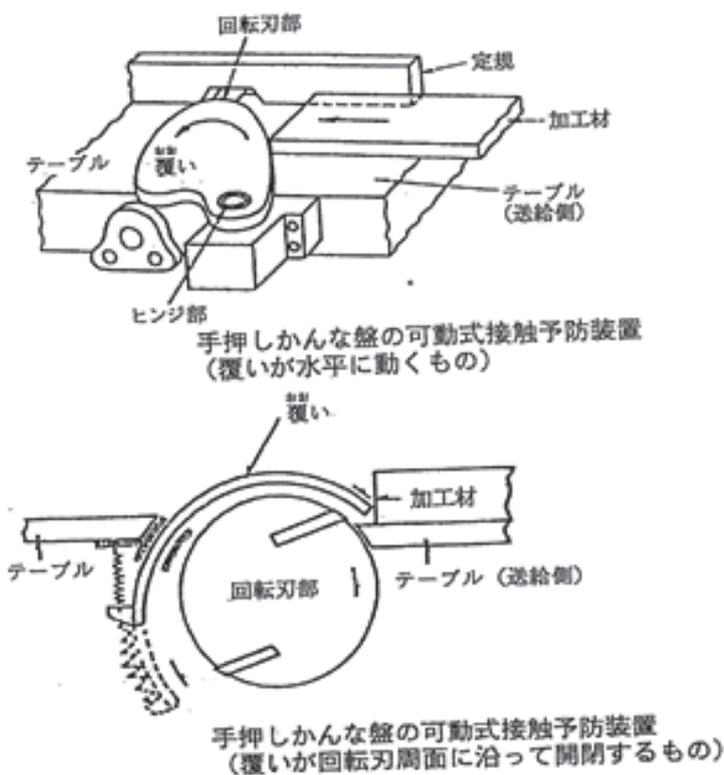
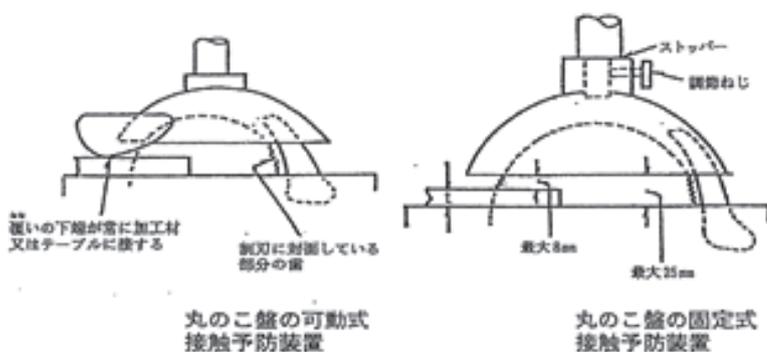
(有 限 会 社 ヤ ス イ 機 工 の W E B サ イ ト (https://www.yasui-k.com/contents/archives/category/toriatsukai-item/used_woodworking_machine 最 終 閱 覧 日 : 2022 年 3 月 4 日))

オ ル ー タ ー



(有 限 会 社 玉 置 機 械 商 会 の W E B サ イ ト (<http://www.tamak.jp/tmk/tyukokikai/detail/tk8/> 最 終 閱 覧 日 : 2022 年 3 月 4 日))

<木工機械の安全装置>



(労働省労働基準局安全衛生部編『労働安全衛生規則の逐条詳解 (第 2 卷) <安全基準編 ②>』(中央労働災害防止協会、1993 年 (平成 5 年) 51、57、58 頁))

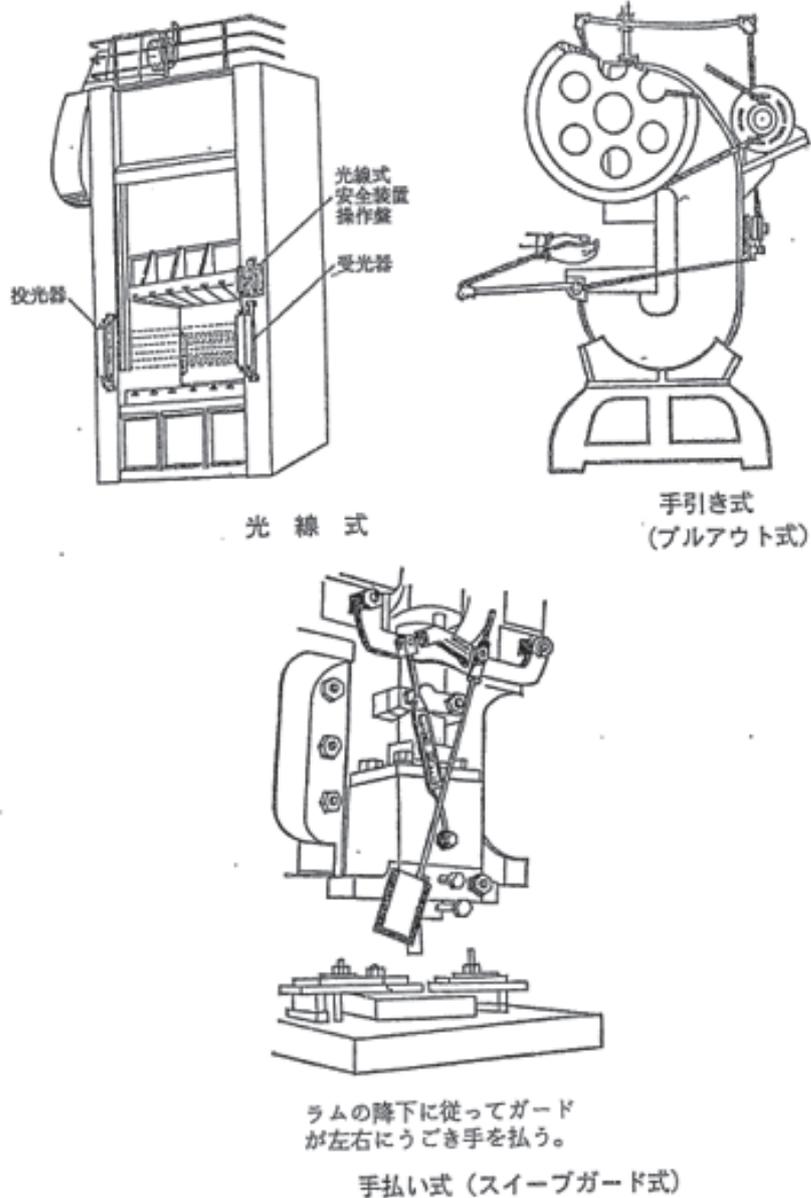
2 プレス機械作業主任者

プレス機械による災害の大部分は、スライドの下降中、金型間に手指を入れ、その金型により手指を負傷するものであり、そのほとんどは後遺障害となる。

プレス機械を 5 台以上有する事業場において行うプレス機械による作業については、プレス機械作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない (安衛則第 133 条、第 134 条)。

プレス機械の安全装置には、ガード式、両手操作式(レバー式、押しボタン式等)、光線式、手引き式、手払い式及びこれらの組み合わせ型等その種類は多い。

<プレス機械の安全装置>



(労働省労働基準局安全衛生部編『労働安全衛生規則の逐条詳解(第2巻)<安全基準編②>』(中央労働災害防止協会、1993年(平成5年)81頁)

3 乾燥設備作業主任者

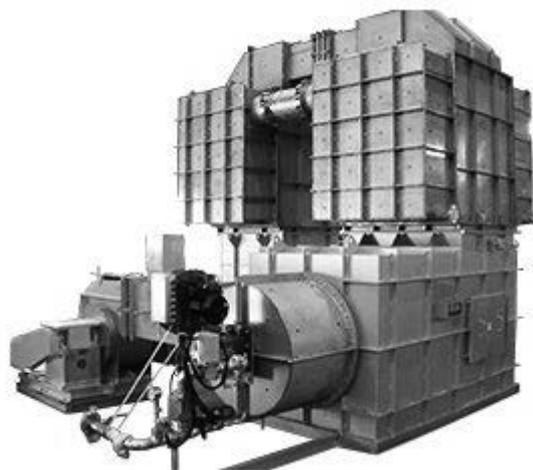
乾燥設備とは、熱源を用いて加熱乾燥する次の乾燥室及び乾燥器をいう。

(1) 施行令別表第 1 に掲げる危険物等に係る設備で、内容積が 1m³以上のもの

(2) (1)の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（固体燃料の場合毎時 10 kg以上、液体燃料の場合毎時 10L 以上、気体燃料の場合毎時 1m³以上であるもの）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が 10Kw 以上のもの）

乾燥設備による物の過熱の作業については、乾燥設備作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 297 条、第 298 条）

ア 乾燥設備



（熱研産業株式会社の WEB サイト（<https://www.nekken-sangyo.co.jp/product/fireplace/indirect.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日））

4 コンクリート破砕器作業主任者

コンクリート破砕器は、建築物の基礎の撤去や宅地造成などで使用するために開発された火薬を用いた火工品であり、爆薬による発破と比較した場合に騒音、振動、飛石などが少なく安全性は高い。

コンクリート破砕機を用いて行う破砕の作業については、コンクリート破砕器作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 321 条の 3、第 321 条の 4）

コンクリート破砕器



（株式会社クキタの WEB サイト（<http://www.kukita.co.jp/u-kit/superwedge.html> 最終閲覧日：2022 年 11 月 13 日））

5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者

(1) 地山の掘削作業

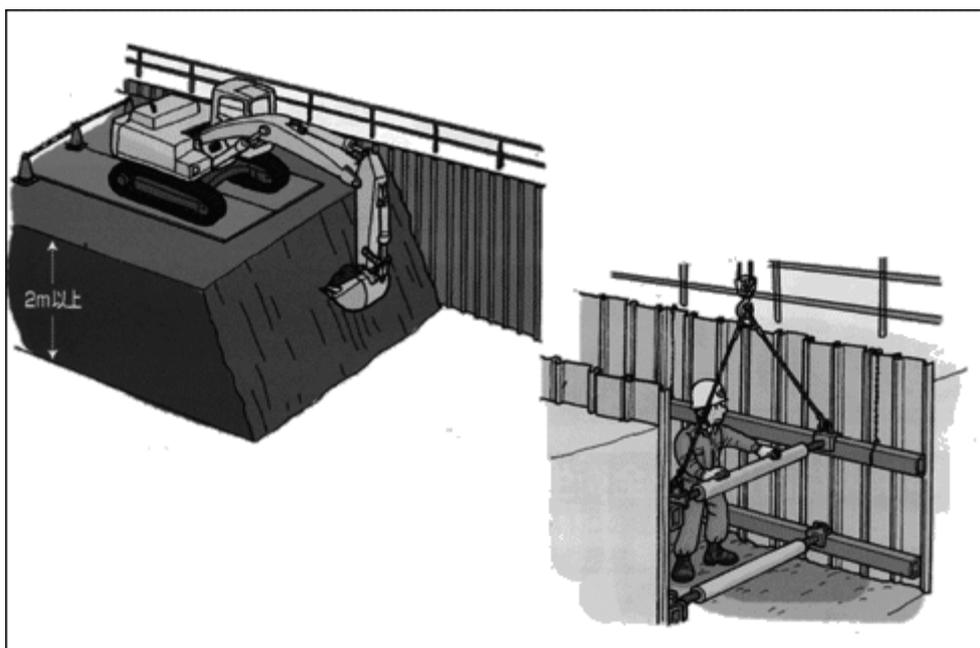
地山の掘削（明り掘削）及びこれに伴う土石の運搬等の作業においては、土工、法工、基礎工、土止め等の作業が大部分を占める。

土木工事においては、必ず明かり掘削作業が行われ、また、建築工事においても、基礎工事、根切工事等は明り掘削の作業を多く含んでいる。

地山の崩壊または落下の防止のためには、基準に合致した掘削面の勾配及び高さで行わせること、手掘りによる作業ではすかし掘り（垂直に近く切り立つ面の最下部を掘り込むこと）を行わせないこと、上下水管やケーブルを敷設するため地面下へ掘り下げる場合には、擁壁の崩壊を防止するため措置を講じること等が重要である。

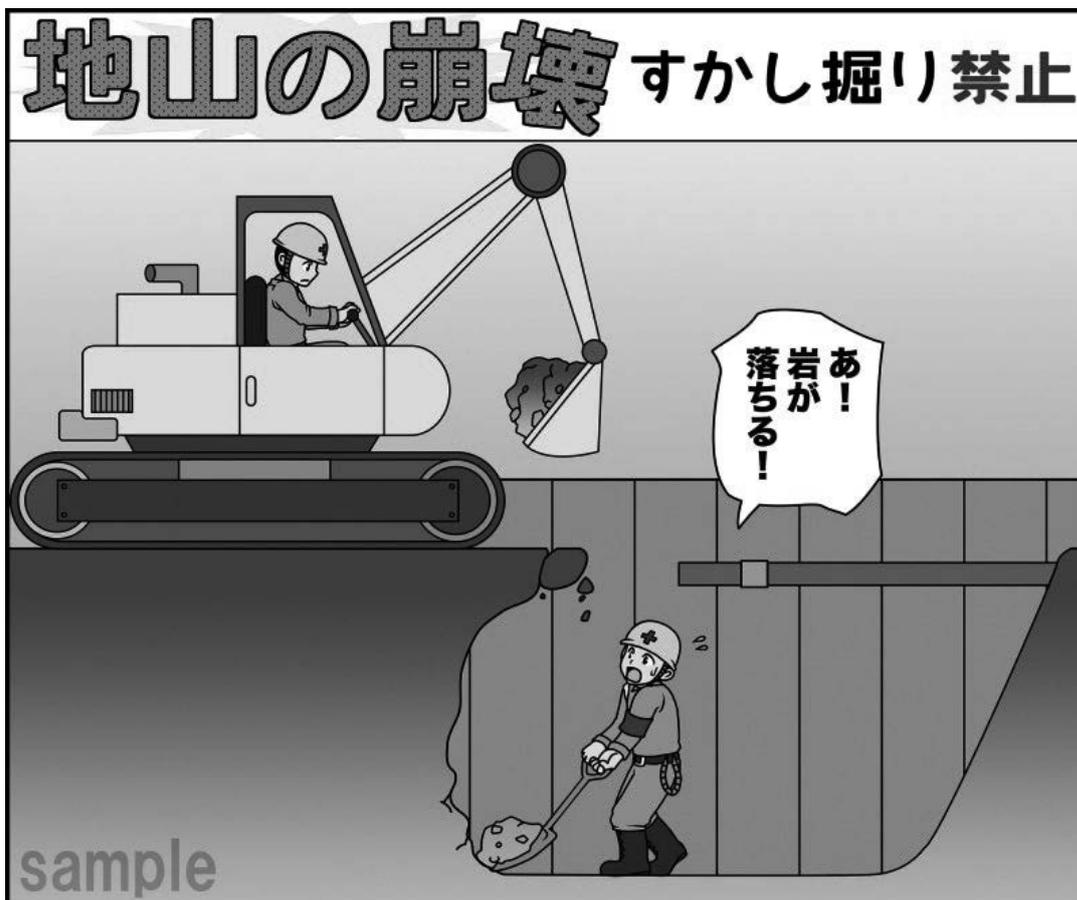
掘削面の高さが 2m 以上となる地山の掘削の作業については、地山の掘削作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 359 条、第 360 条）。

ア 地山の掘削



(建設業労働災害防止協会北海道支部の WEB サイト (<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/contents/workshop-info/detail/003.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日))

【透かし掘り】



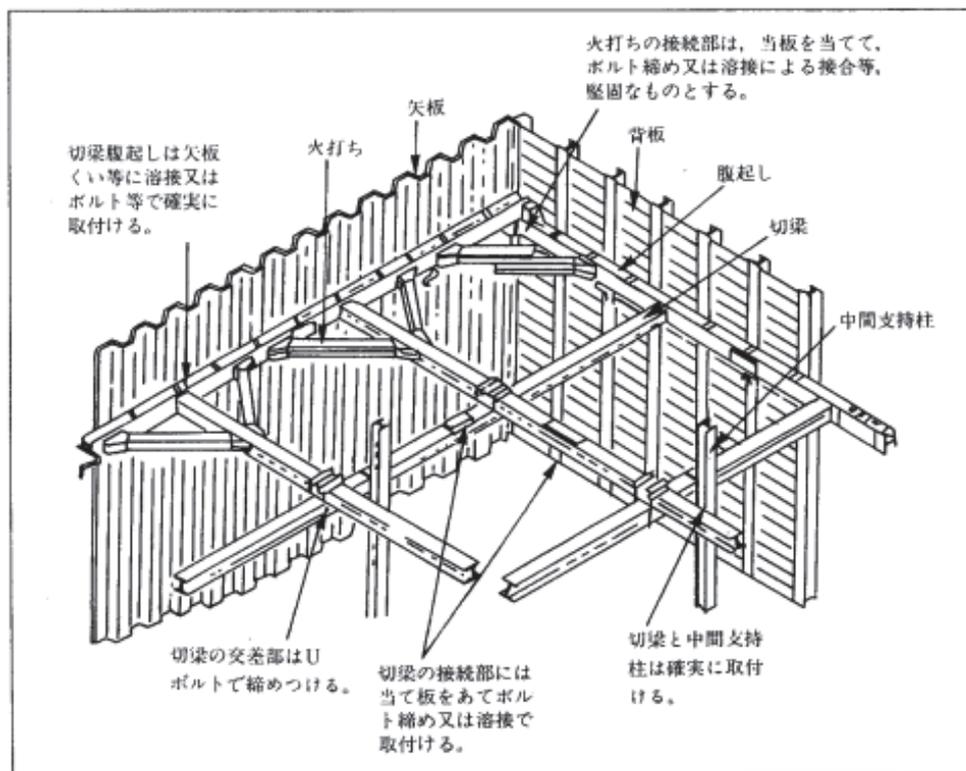
（マサトーのブログ（<https://ameblo.jp/323masato/entry-12159909037.html> 最終閲覧日：2022年3月5日））

(2) 土止め支保工作業

土止め支保工とは、土砂または岩石の崩壊または落下を防止するために設ける架設の構造物である。

土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業については、土止め支保工作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 374 条、第 375 条）。

ア 土止め支保工



(労働省労働基準局安全衛生部編『労働安全衛生規則の逐条詳解 (第 5 巻) <安全基準編④>』 (中央労働災害防止協会、1993 年 (平成 5 年) 32 頁))

6 ずい道等の掘削等作業主任者

ずい道は、用途別から、道路・鉄道等の交通用、かんがい・発電等の水路用、上下水道および電線路等の公益事業用トンネルなどに大別され、施工場所からは、山岳、都市、水底トンネルに、また、施工法からは、山岳工法、開削工法、シールド工法、沈埋工法などに分類される。

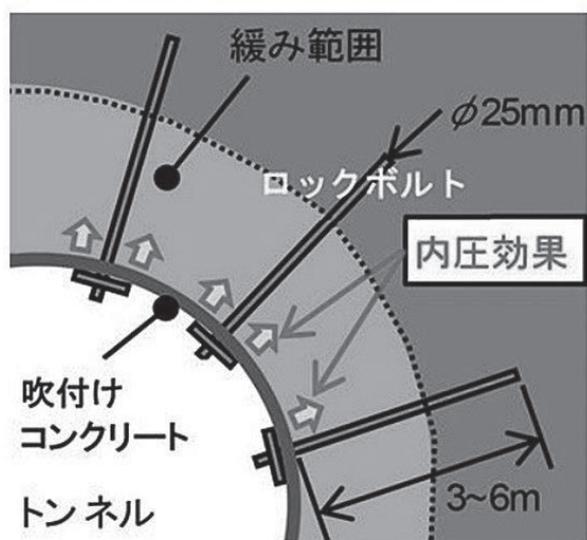
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け、コンクリート等の吹付けの作業については、ずい道等の掘削等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない (安衛則第 383 条の 2、第 383 条の 3)。

ア ずい道支保工



(株式会社サンレックの WEB サイト (https://www.sunrec.co.jp/products_detail02_04/
最終閲覧日：2022年3月5日))

イ ロックボルト



(アイティメディア株式会社が運営する BUILT の WEB サイト)

（<https://built.itmedia.co.jp/bt/articles/2002/12/news015.html>（但し、大成建設が
出典との表記あり）最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日）

ウ コンクリート等の吹付けの作業

コンクリート等吹付作業においては、粉じん障害を防止するための対策を講じることが
求められている（「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成
12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2）等も参照されたい）。



（建設業労働災害防止協会北海道支部の WEB サイト（<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/contents/workshop-info/detail/007.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日）



写真-3 吹付工施工状況

（一般社団法人・斜面防災対策技術協会の WEB サイト
（https://www.jasdim.or.jp/gijutsu/gakekuzure_joho/sekkei/hukituke/index.html 最
終閲覧日：2022年3月5日））

7 ずい道等の覆工作業主任者

ずい道等の覆工作業とは、トンネル工事の工程の一つで、掘削した横穴を内側から補強する作業をいう。ずい道等の覆工作業主任者は、作業方法と労働者の配置の決定、作業の指揮、器具、工具、安全带、保護帽の点検、安全带や保護帽の使用状況の監視等を行う。同じトンネル工事に関連する資格として、ずい道等の掘削等作業主任者があるが、こちらはずい道の掘削の指導、岩盤や肌落ち防止の指導などを行う。

ずい道等の覆工（ずい道型枠支保工の組立て→コンクリートの打設→支保工の解体→移動）の作業については、ずい道等の覆工等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 383 条の 4、第 383 条の 5）。

（ずい道型枠支保工は「6 ずい道等の掘削等作業主任者」項参照。）

【ずい道の覆工】

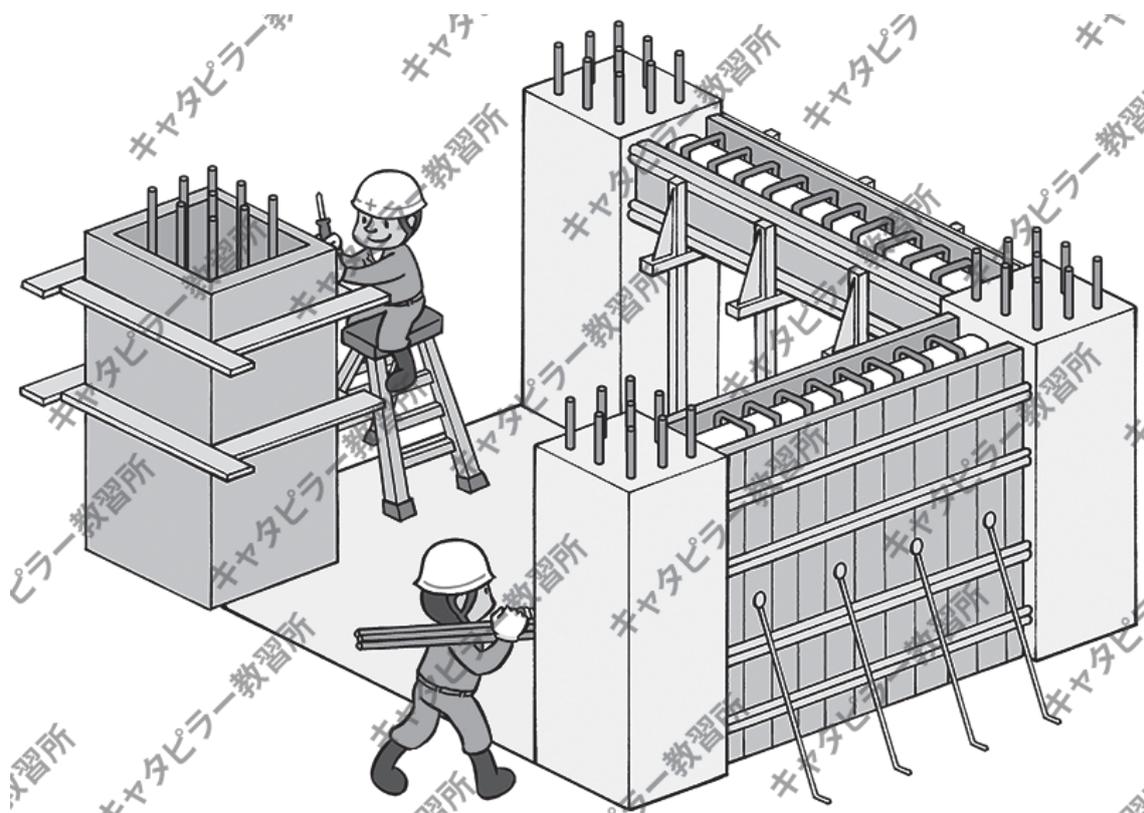


（建設業労働災害防止協会北海道の WEB サイト（<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/contents/workshop-info/detail/008.html> 最終閲覧日：2022 年 11 月 13 日））

8 型枠支保工の組立て等作業主任者

型枠支保工とは、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいい、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される。コンクリートの型崩れを防止するため、型枠支保工には強度が求められるため、荷重を計算して適切な部材を選ばなければならない。

型枠支保工の組立て又は解体の作業については、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 246 条、第 247 条）。

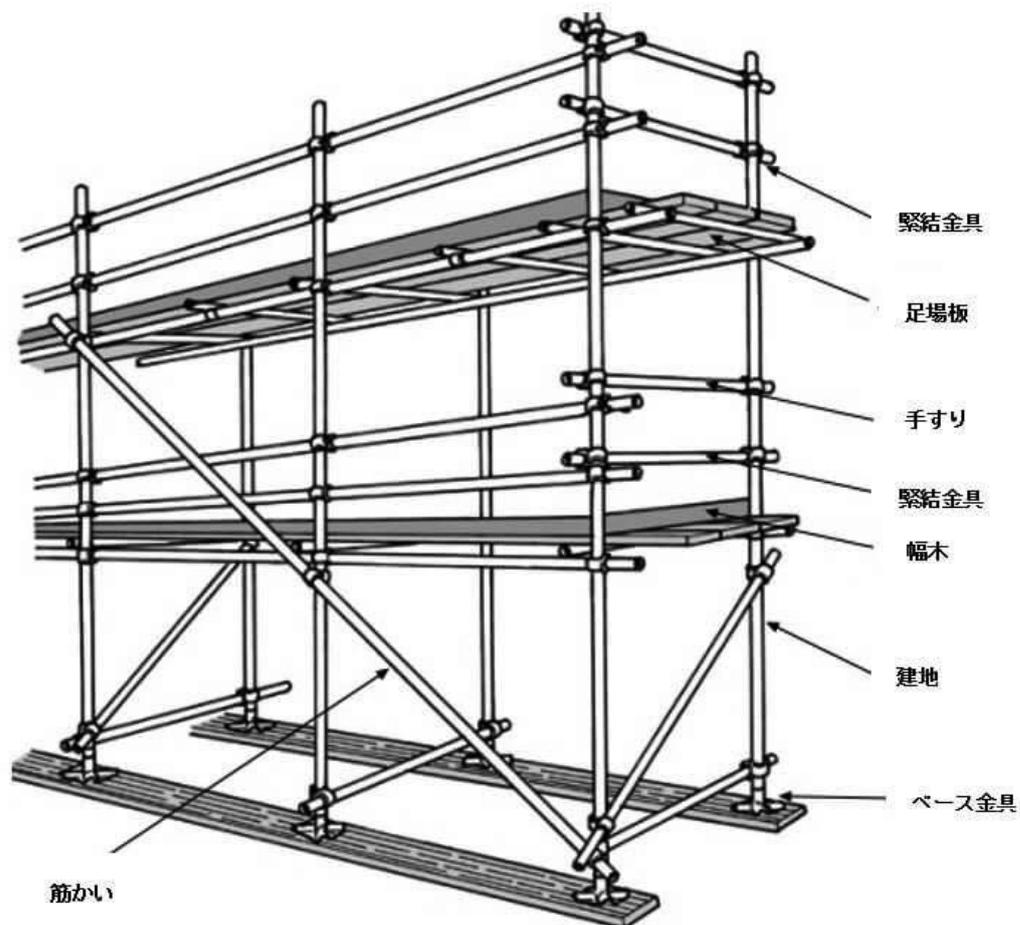


（キャタピラー九州株式会社の WEB サイト（<https://www.catyushu.co.jp/kc/qualification/skill/mould-chief> 最終閲覧日：2024 年 12 月 3 日））

9 足場の組立て等作業主任者

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが 5 メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場の組立て等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 560 条、第 561 条）。

ア 足場



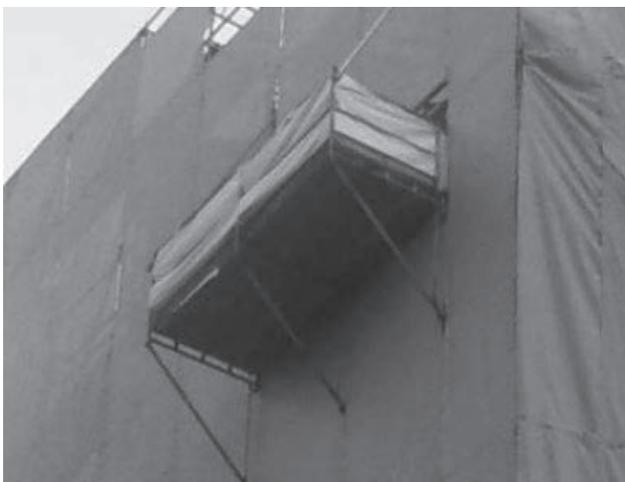
(一般財団法人・中小建設業特別教育協会の WEB サイト
(https://www.tokubetu.or.jp/text_ashiba/text_ashiba1-2c.html 最終閲覧日：2022 年
3月5日))

イ つり足場



(株式会社朝島組のウェブサイト (<http://asajima-gumi.co.jp/post-637/>最終閲覧日：2019年11月12日))

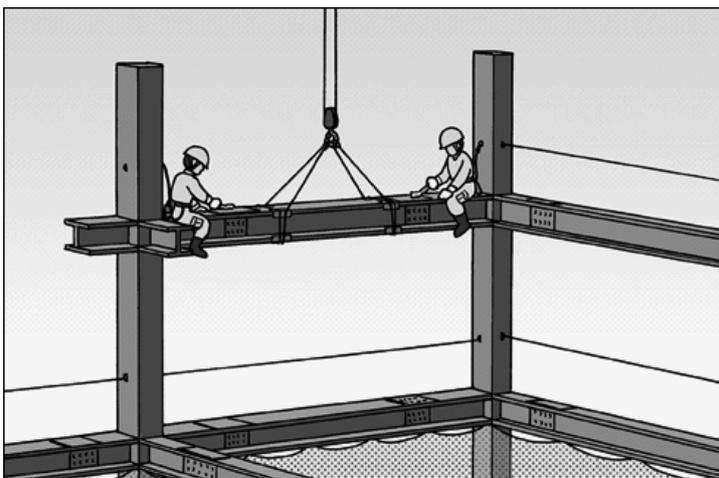
ウ 張出し足場



（リーラック機材株式会社の WEB サイト（<http://lealuck.co.jp/index.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日））

1 0 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

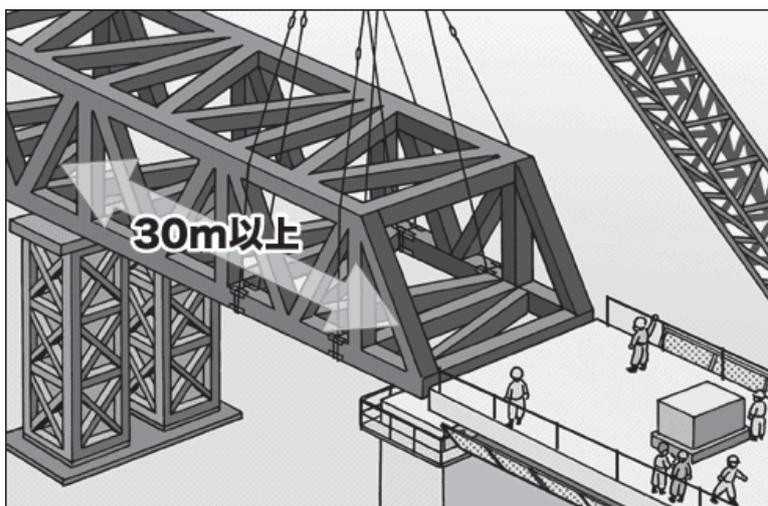
建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5m 以上であるもの）の組立て、解体又は変更の作業については、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 517 条の 4、第 517 条の 5）。



（建設業労働災害防止協会北海道支部の WEB サイト（<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/contents/workshop-info/detail/006.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日））

1 1 鋼橋架設等作業主任者

橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5m 以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が 30m 以上であるもの）の架設、解体又は変更の作業については、鋼橋仮設等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 517 条の 8、第 517 条の 9）。



（建設業労働災害防止協会北海道支部の WEB サイト（<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/contents/workshop-info/detail/009.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日））

1 2 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者

コンクリート造の工作物（その高さが 5 メートル以上であるもの）の解体又は破壊の作業については、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 517 条の 17、第 517 条の 18）。

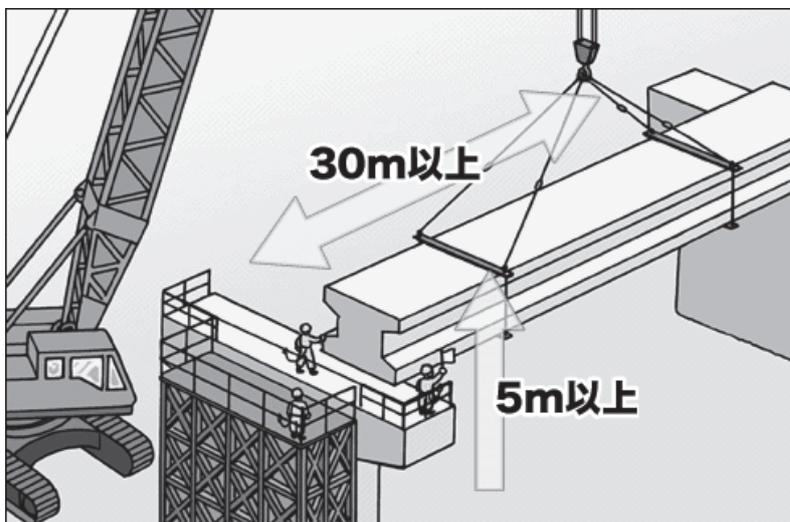


（株式会社丸利根アペックスの WEB サイト（<https://www.marutone.co.jp/works-details026.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日））

1 3 コンクリート橋架設等作業主任者

橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが 5 メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が 30m 以上であるもの）の架設又は変更の作業については、コンクリート橋架設等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない

い（安衛則第 517 条の 22、第 517 条の 23）。



（建設業労働災害防止協会北海道支部の WEB サイト（<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/contents/workshop-info/detail/010.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日））

1.4 採石のための掘削作業主任者

掘削面の高さが 2m 以上となる岩石の採取のための掘削の作業については、採石のための掘削作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 403 条、第 404 条）。



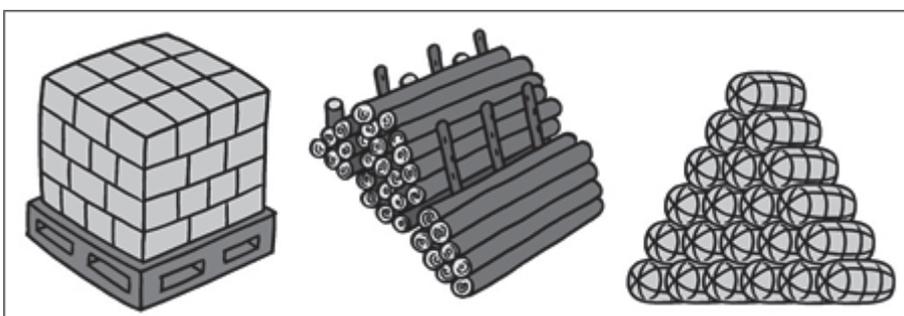
（株式会社真興産業の WEB サイト（<http://www.shinko-industry.co.jp/yama.html> 最終閲覧日：2023 年 3 月 5 日））

15 はい作業主任者

はい作業とは、粉状の物や粒状の物以外の物、例えば、袋物、林業で伐採した原木、製造業で製造した製品等の荷を、「はい付け」（積み上げ）、「はい崩し」（積み下ろし）、「はい替え」（積み替え）する作業のことをいう。はいは、漢字で“捶”と書き、倉庫、上屋、または土場に積み重ねられた荷の集団を指す（コベルコ教習所の WEB サイト（<https://www.kobelco-kyoshu.com/haisagyospecial> 最終閲覧日：2022 年 3 月 6 日））。

高さが 2m 以上のはいのはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。）については、はい作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 428 条、第 429 条）。

<はい積みの例>



（キャタピラー教習所の WEB サイト（<https://cot.jpncat.com/know/?no=23> 最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日））

16 船内荷役作業主任者

船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業については、総 t 数 500 t 未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除き（ただし例外的に適用される場合あり）、船内荷役作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 450 条、第 451 条）。

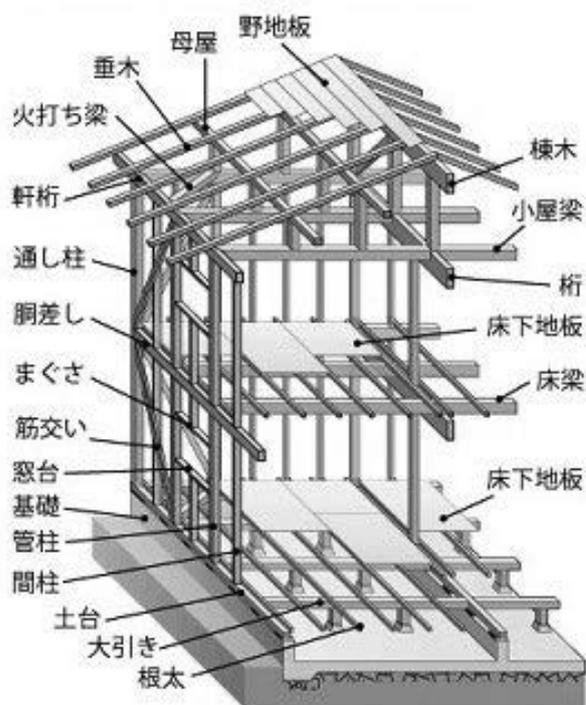


（泉海陸作業株式会社の WEB サイト（<https://izumikairiku.com/ship/>最終閲覧日：2022年3月6日））

17 木造建築物の組立て等作業主任者

軒の高さが 5m 以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、造建築物の組立て等の作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 517 条の 12、第 517 条の 13）。

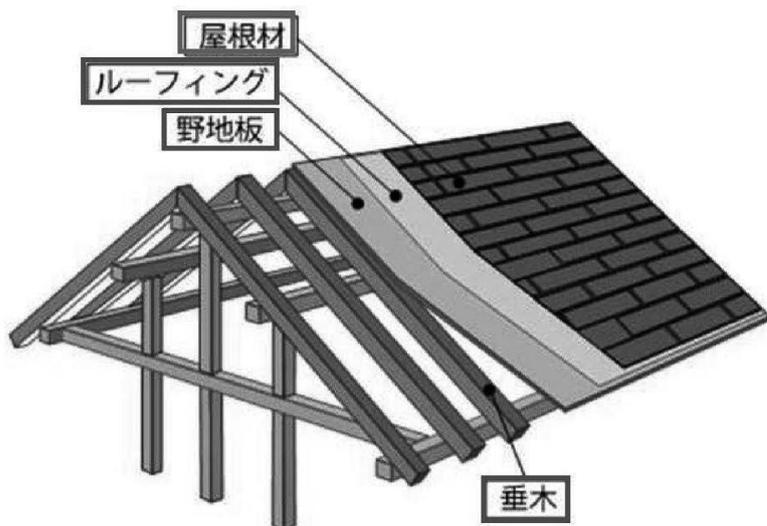
ア 木造建築物の構造部材



（株式会社日本総合住設の WEB サイト（<https://nippon-sj.com/construction-1/>最終閲覧日：2022 年 3 月 5 日））

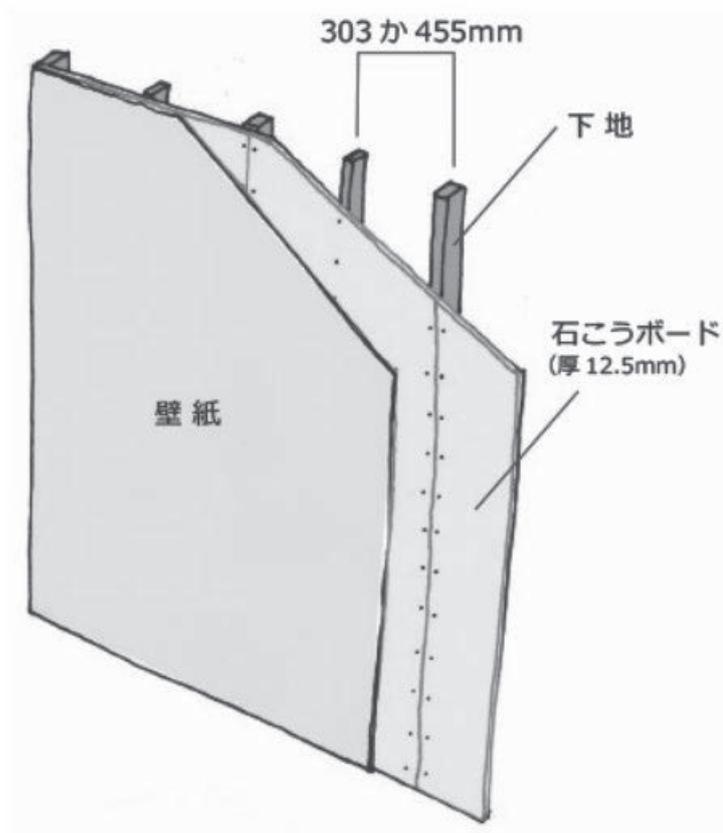
【屋根下地・外壁下地】

以下の図の垂木・野地板・ルーフィングが屋根下地



（株式会社神清の WEB サイト（<https://kamisei.co.jp/news/23991> 最終閲覧日：2022 年 3 月 6 日））

<木や軽量鉄骨で組まれた下地（壁）>



（Rios の WEB サイト（<https://seiri-diy.com/archives/2598> 最終閲覧日：2022 年 3 月 6 日））

1 8 化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者

化学設備に係る第 1 種圧力容器の取扱いの作業については、第 1 種圧力容器取扱作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（ボイラー則第 62 条前段、第 63 条）。

- 一 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- 二 安全弁の機能の保持に努めること。
- 三 第 1 種圧力容器を初めて使用するとき、又はその使用方法若しくは取り扱う内容物の種類を変えるときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。
- 四 第 1 種圧力容器及びその配管に異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- 五 第 1 種圧力容器の内部における温度、圧力等の状態について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。

六 第 1 種圧力容器に係る設備の運転状態について必要な事項を記録するとともに、交替時には、確実にその引継ぎを行うこと。

19 普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者

化学設備に係わらない第 1 種圧力容器の取扱いの作業については、特級ボイラー技士、1 級ボイラー技士若しくは 2 級ボイラー技士又は化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第 1 種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。

（実施すべき事項：「18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者」に同じ）

20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

特定化学物質の製造、取扱作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあつて有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（特化則第 27 条、第 28 条）。

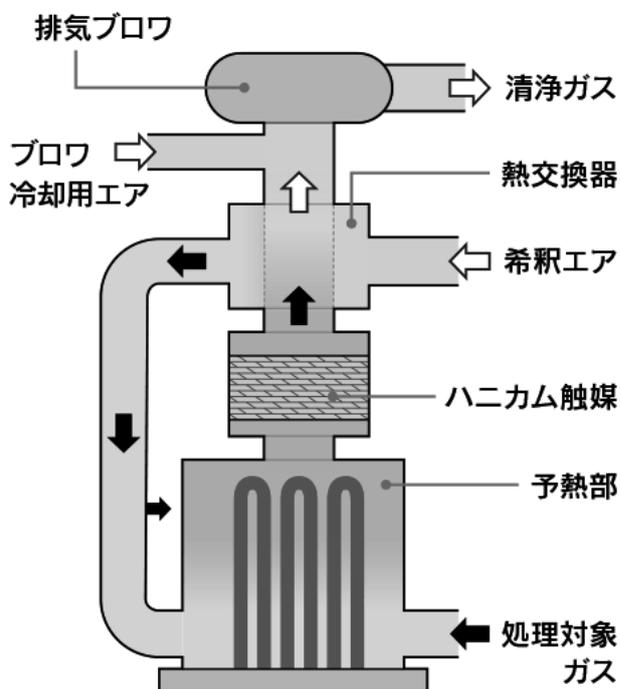
- 一 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を 1 月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。
- 四 タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置（タンク内で労働者を有機溶剤業務に従事させる場合に講ずべき措置〔開口部の開放、汚染した場合等に身体を洗浄させること等〕）が講じられていることを確認すること。

【除じん装置の例】



(ティー・アイ・トレーディング株式会社の WEB サイト (<https://t-i-trading.co.jp/>最終閲覧日：2022 年 3 月 6 日))

【排ガス装置の例】



(田 端 機 械 工 業 株 式 会 社 の WEB サ イ ト (<https://www.tabatakikai.co.jp/products/exhaust-gas/>最終閲覧日：2022 年 3 月 6 日))

2 1 鉛作業主任者

鉛業務（鉛の製錬や精錬工程での焙焼、焼結、溶鋳の業務等のほか施行令所定の業務）の作業については、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任し、次の事項を行なわせなければならない（鉛則第 33 条、第 34 条）。

- 一 鉛業務に従事する労働者の身体ができるだけ鉛等又は焼結鋳等（鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずる焼結鋳、煙灰、電解スライム及び鋳さい等）により汚染されないように労働者を指揮すること。
- 二 鉛業務に従事する労働者の身体が鉛等又は焼結鋳等によつて著しく汚染されたことを発見したときは、すみやかに、汚染を除去させること。
- 三 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒及び除じん装置を毎週一回以上点検すること。
- 四 労働衛生保護具等の使用状況を監視すること。
- 五 令別表第 4 第九号に掲げる鉛業務に労働者が従事するときは、第四十二条各号に定める措置（鉛装置〔粉状の鉛等又は焼結鋳等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉砕機、乾燥器、除じん装置その他の装置〕とそれ以外の装置の接続箇所との遮断、鉛装置の内部の換気、鉛装置内部に付着／たい積している粉状の鉛等又は焼結鋳等の湿潤等による発散防止、作業終了後の労働者の洗身）が講じられていることを確認すること。

2 2 有機溶剤作業主任者

有機溶剤の作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（有機則第 19 条第 2 項、第 20 条）。

- 一 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を 1 月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。
- 四 タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第二十六条各号に定める措置（開口部の開放、汚染した場合等に身体を洗浄させること等）が講じられていることを確認すること。

2 3 石綿作業主任者

石綿を取り扱う作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（石綿則第 19 条、第 20

条）。

- 一 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を 1 月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。

2 4 酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

酸素欠乏危険作業については、第 1 種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第 2 種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（酸欠則第 11 条）。

なお、酸欠則は、酸欠危険のある作業場所を広く列举して、対象範囲を定め、種々の防止措置の確保を図っている。防止措置としては、作業環境測定を筆頭に、換気（による一定の酸素濃度の確保と硫化水素濃度の抑制）、換気を行えない場合等に保護具を使用させること、入退場者の点検、酸欠危険作業従事者以外の者の立入禁止、作業主任者の選任、特に危険な酸欠危険作業（第 1 種酸欠危険作業）従事者に対する特別教育、退避、酸欠症状による転落の防止措置等を規定している。

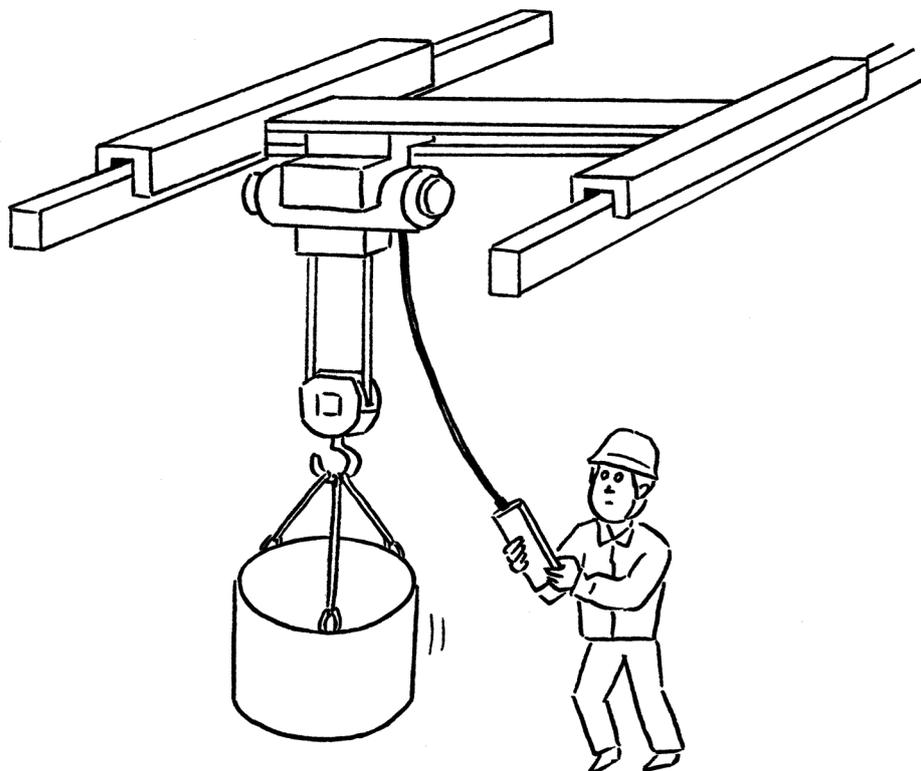
- 一 作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があつたときに、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を測定すること。
- 三 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。
- 四 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

2 5 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者

参考 2「8 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者」参照。

2 6 床上操作式クレーン運転

床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務には、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者を就業させねばならない（クレーン則第 22 条後段）。



(イラスト：辻井タカヒロ氏)

27 小型移動式クレーン運転

つり上げ荷重が 1 t 以上 5 t 未満の移動式クレーンの運転の業務については、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる（クレーン則第 68 条後段）。

28 ガス溶接

参考 2「3 ガス溶接作業主任者」参照。

29 最大荷重が 1 t 以上のフォークリフト、ショベルローダー、フォークローダーの運転の業務

最大荷重とは、フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。

フォークリフトはリフトする機能に特化しており、荷物の上げ下げに適している。フォークローダーは積込の際にすくい上げることが可能で、リフト後に角度を持たせることにより、より安定して荷物を運搬することが可能（フォークリフトも角度をつけることが可能だが、ローダーと比べて浅い）。

なお、ここでいうフォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー運転の業務は、工場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。

ア フォークリフト



(コマツカスタマーサポート株式会社の WEB サイト
(https://kcs.j.komatsu/products/forklift/c09_20 最終閲覧日：2024年12月3日))

イ フォークローダー



（株式会社共成レンテムの WEB サイト（https://www.kyosei-rentemu.co.jp/post_product/post_product-283/最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日））

30 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用）運転

建設機械のうち、令別表第 7 に掲げる整地・運搬・積み込み用機械、掘削用機械、基礎工事用機械、解体用機械の運転の業務を言う。

なお、ここでいう建設機械運転の業務は、工事現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる

(1) 整地・運搬・積み込み用機械

整地・運搬・積み込み用機械として令別表第 7 第 1 号は、ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレープ・ドーザーを示している。

ア ブル・ドーザー

前方に排土板を装備し、土砂、岩石などの掘削、押土、敷きならしを行う。



（コマツカスタマーズサポート株式会社の WEB サイト（https://kcsj.komatsu/products/construction_machine/bulldozer_01.html 最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日））

イ モーター・グレーダー

工事現場での整地、道路工事における路床・路盤の整地作業、除雪作業、路面や広場など精度の高い整形や仕上げ、法面の切り取りおよび仕上げ、L 形溝の掘削および整形などを行う。



（コマツカスタマーズサポート株式会社の WEB サイト
（https://kcsj.komatsu/products/construction_machine/motor_grader.html 最終閲覧
日：2022年3月7日））

ウ トラクター・ショベル、ずり積機

トラクター・ショベルには、クローラ式（キャタピラ）とホイール式（タイヤ）があり、積み込み作業のほか、整地、溝堀り、材料運搬などにも利用される。

ずり積機（シャフローダー）は、トンネルの切羽や碎石現場から“ずり”を搬出する機械で、“ずり”の集積と搬出車両への積み込みを行う。

【トラクター・ショベルの例】



（建設荷役作業安全技術協会の WEB サイト（<http://www.sacl.or.jp/case/disaster/1715> 最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日））

【ずり積機（シャフローダー）の例】



（コトブキ技研の WEB サイト（https://www.kemco.co.jp/pro_kenki/kenki_schaeffloader_top.html 最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日））

エ スクレーパー、スクレープ・ドーザー

スクレーパーとは、鉄製容器（土溜め）の前方下部に取り付けた刃板で路面を削って土をすくい込み、運搬し、捨てる重機を指す。スクレーパー系機械は、掘削・積込・運搬・敷均の一連の土工作业サイクルを 1 台でこなせる自己完結的な機械である。他の重機と比べて一度に作業できる土工量が大きい反面、旋回性・掘削・積み込みの精度に劣る。スクレープ・ドーザーは、ブルドーザとスクレーパの両方の機能を持つハイブリットマシンを指す。特徴は、タイヤではなくクローラーで走行すること、ブレードの代わりに巨大なカゴのような【ボウル】を装着していることの 2 点である（日本工学院テクノロジーカレッジのブログ（<http://blog18.neec.ac.jp/archives/52068896.html>）、株式会社豊新興業の WEB サイト（<https://houshinkougyo.jp/archives/610>）、最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日））。

【スクレーパーの例】



(丸磯建設株式会社の WEB サイト (<https://maruiso.com/public-works/machine/>最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日))

【スクレープ・ドーザーの例】



(はたらく機械の会がアップロードした youtube 動画 (<https://www.youtube.com/channel/UCQmcJcVcd50hxPsAEnDFhSQ> 最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日))

(2) 掘削用機械

掘削用機械として令別表第 7 第 2 号は、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャーを示している。

ア パワー・ショベル、ドラグ・ショベル（バックホー）

土木作業現場等で掘削作業や掘った土をダンプカーに載せる積込作業を行う。ショベル部分を付け替えることで解体現場などでの破碎作業など行うことができる。なお、パワー・ショベルとドラグ・ショベル（バックホー）に実質的な違いはなく、ショベルが進行方向側を向いているならパワー・ショベル、手前を向いているならドラグ・ショベル（バックホー）と呼ばれることが多いというにとどまる。

【ドラグ・ショベルの例】



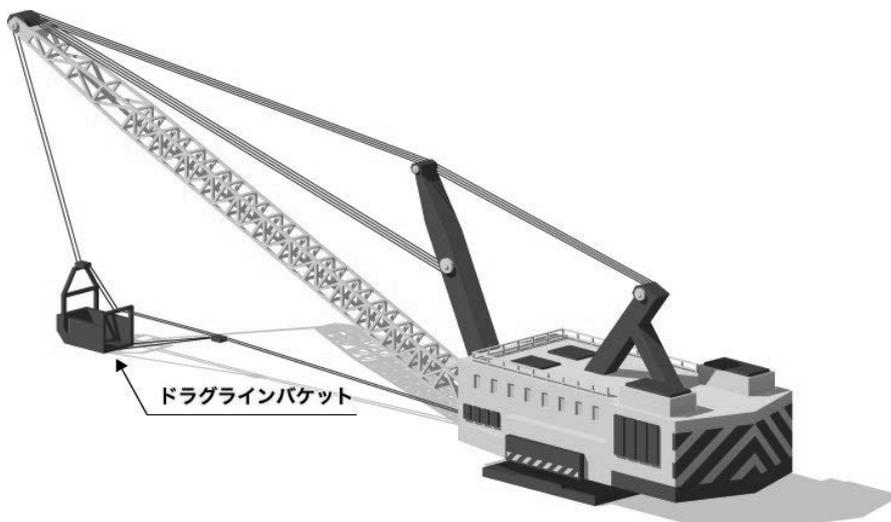
写真は、PC350-11

（コマツカスタマーサポート株式会社の WEB サイト（https://kcsj.komatsu/products/construction_machine/excavator_02.html 最終閲覧日：2022年3月7日））

イ ドラグライン、クラムシェル

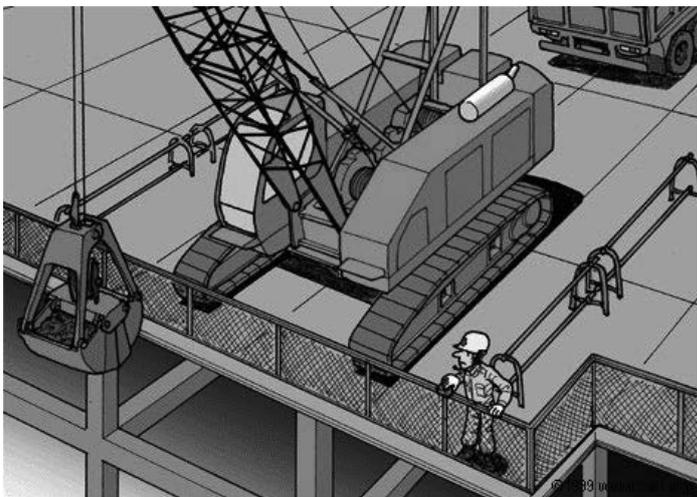
クラムシェルが地面を「掘る」のに対し、ドラグラインはバケットを前方に投下して手前にたぐり寄せる事で、土砂や砂利をかき取ることができる。

【ドラグラインの例】



(アールアイ株式会社の WEB サイト (https://r-i.jp/glossary/kana_ta/to/002231.html
最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日))

【クラムシエルの例】



(建設荷役作業安全技術協会の WEB サイト (<http://www.sacl.or.jp/case/disaster/1374>
最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日))

ウ バックet掘削機



（BuzzFeed 社の WEB サイト（<https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/world-heavy-equipment> 最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日））

エ トレンチャー



（マルマテクニカ株式会社の WEB サイト（<https://maruma.co.jp/product/trencher/>最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日））

3 1 機体重量が 3 t 以上の車両系建設機械（解体用）運転

(1) 解体用機械

ア ブレーカ



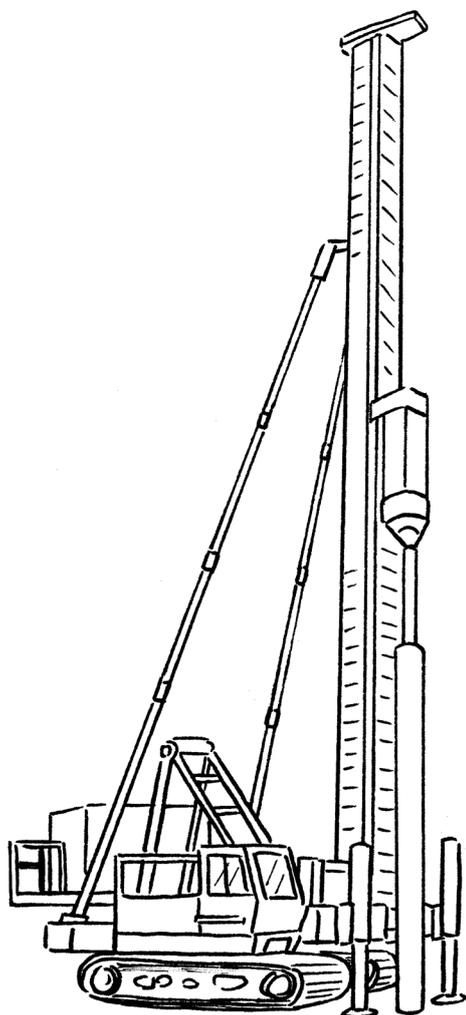
（東空販売株式会社（<https://www.toku-net.co.jp/product/breaker.html> 最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日））

3 2 機体重量が 3 t 以上の車両系建設機械（基礎工事用）運転

(1) 基礎工事用機械

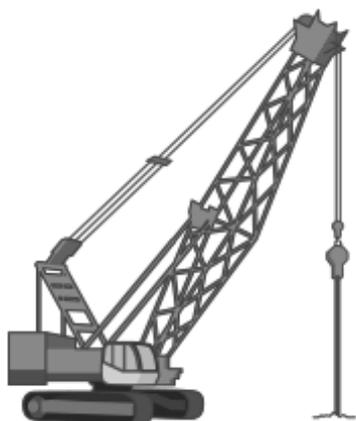
基礎工事用機械として令別表第 7 第 3 号は、くい打機、くい抜機、アースドリル、リバース・サーキュレーション・ドリル、せん孔機、アース・オーガー、ペーパードレーン・マシンを示している。

ア くい打機



(イラスト：辻井タカヒロ氏)

イ くい抜機



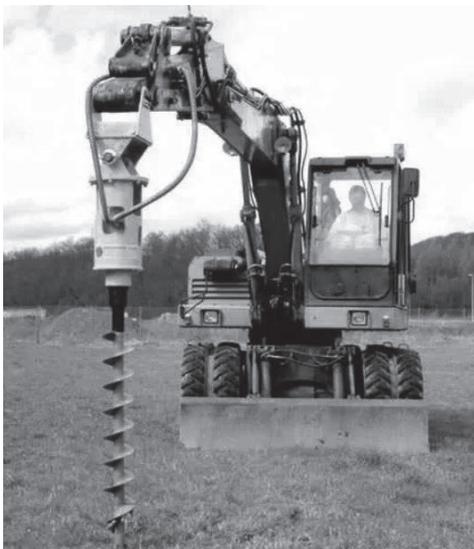
（コベルコ教習所株式会社 WEB サイト（<https://www.kobelco-kyoshu.com/licenses/index/>最終閲覧日：2022 年 3 月 7 日））

ウ アースドリル



（丸五基礎工業株式会社の WEB サイト（https://www.marugokiso.co.jp/method/method_04.html 最終閲覧日：2022 年 3 月 8 日））

エ アース・オーガー



（ Direct Industry の WEB サイト
（ <https://www.directindustry.com/ja/prod/perforator/product-64632-1245781.html>
（PERFORATOR 社の製品）最終閲覧日：2022 年 3 月 8 日））

3 3 最大積載量が 1 t 以上の不整地運搬車の運転の業務

ここでいう不整地運搬車の運転の業務は、工事現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。（道路上を走行させる運転を除く。）

不整地運搬車



（加藤製作所群馬教習センターの WEB サイト（<https://license.kato-works.co.jp/course/14>最終閲覧日：2022 年 3 月 8 日））

3 4 作業床の高さが 10m 以上の高所作業車の運転の業務

ここでいう高所作業車の運転の業務は、作業現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である（道路上を走行させる運転を除く）。



（株式会社カインスの WEB サイト（https://www.mikawa-kainos.jp/item_detail/1045/最終閲覧日：2022 年 3 月 8 日））

3 5 玉掛け技能講習

制限荷重が 1 t 以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を終了した資格者でなければ行ってはならない。

玉掛けとは、工場や建設現場などで重い荷物をクレーンで持ち上げる際に、フックに荷物を掛けたり外したりする作業のことをいう。



（掛川クレーン学校（https://www.kakeji.com/crane/coures_skill103/最終閲覧日：2022年3月8日））

3 6 ボイラー取扱技能講習

参考 2 「5 特級、1 級、2 級ボイラー技士」の(3)の力の項参照。

参考 5 その他

表 1 免許の種類及び取得方法（安衛法第 72 条・安衛則第 62 条・別表第 4）

免許の種類	免許が与えられる者
第 1 種衛生管理者免許	一 第 1 種衛生管理者免許試験に合格した者 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において、医学に関する課程を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。） 三 学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で労働衛生に関する講座又は学科目を修めたもの 四 その他厚生労働大臣が定める者
第 2 種衛生管理者免許	一 第 2 種衛生管理者免許試験に合格した者 二 その他厚生労働大臣が定める者
衛生工学衛生管理者免許	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習を修了したもの 二 その他厚生労働大臣が定める者
高圧室内作業主任者免許	一 高圧室内業務に 2 年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの 二 高圧則第 27 条第二号に掲げる者
ガス溶接作業主任者免許	一 次のいずれかに掲げる者であつて、ガス溶接作業主任者免許試験に合格したもの イ ガス溶接技能講習を修了した者であつて、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者（当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。） ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者

	<p>に限る。)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。)であつて、その後 1 年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>ニ 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項の職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる塑性加工科、構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p> <p>ホ 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第 2 の訓練科の欄に定める金属加工系溶接科の訓練を修了した者であつて、その後 2 年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>ヘ 職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 の 3 に掲げる検定職種のうち、鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であつて、その後 1 年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>ト 旧保安技術職員国家試験規則による溶接係員試験に合格した者であつて、その後 1 年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>チ その他厚生労働大臣が定める者</p> <p>ニ 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校が行う同法第 27 条第 1 項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 9 の訓練科の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の訓練を修了した者</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>
<p>林業架線作業主任者免許</p>	<p>一 林業架線作業の業務に 3 年以上従事した経験を有する者であつて、林業架線作業主任者免許試験に合格したもの</p> <p>二 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者(当該講座又は学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後 1 年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後 3 年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p>
<p>特級ボイラー技士免許</p>	<p>一 1 級ボイラー技士免許を受けた後、5 年以上ボイラー(令第 20 条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。以下この欄において同じ。)を取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、3 年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの</p> <p>二 ボイラー則第 101 条第一号ロ又はハに掲げる者で、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの</p>
<p>1 級ボイラー技士免許</p>	<p>一 2 級ボイラー技士免許を受けた後、2 年以上ボイラーを取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、1 年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、1 級ボイラー技</p>

	<p>士免許試験に合格したもの</p> <p>二 ボイラー則第百一条第二号ロ又はハに掲げる者で、1 級ボイラー技士免許試験に合格したもの</p>
2 級ボイラー技士免許	<p>一 ボイラー則第 97 条第三号イに掲げる者</p> <p>二 ボイラー則第 97 条第三号ロ及びハに掲げる者</p>
エツクス線作業主任者免許	<p>一 エツクス線作業主任者免許試験に合格した者</p> <p>二 電離則第 48 条各号に掲げる者</p>
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	<p>一 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者</p> <p>二 電離則第 52 条の 4 各号に掲げる者</p>
特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許	ボイラー則第 119 条第 1 項各号に掲げる者
発破技士免許	<p>一 次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したもの</p> <p>イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）であつて、その後 3 月以上発破の業務について実地修習を経たもの</p> <p>ロ 発破の補助作業の業務に 6 月以上従事した経験を有する者</p> <p>ハ 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う発破実技講習を修了した者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 1 年以上発破の業務について実地修習を経たもの</p>
揚貨装置運転士免許	<p>一 揚貨装置運転士免許試験に合格した者</p> <p>二 揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して 1 年以内に揚貨装置運転実技教習を修了したもの</p> <p>三 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 2 の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同令別表第 4 の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者で揚貨装置についての訓練を受けたもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p>
特別ボイラー溶接士免許	特別ボイラー溶接士免許試験に合格した者
普通ボイラー溶接士免許	<p>一 普通ボイラー溶接士免許試験に合格した者</p> <p>二 普通ボイラー溶接士免許試験の学科試験の全科目及び実技試験の全部の免除を受けることができる者</p>
ボイラー整備士免許	ボイラー則第百十三条各号のいずれかに掲げる者であつて、ボイラー整備士免許試験に合格したもの

クレーン・デリック運転士免許	一 クレーン・デリック運転士免許試験に合格した者 二 クレーン則第 223 条第二号から第六号までに掲げる者
移動式クレーン運転士免許	一 移動式クレーン運転士免許試験に合格した者 二 クレーン則第 229 条第二号から第五号までに掲げる者
潜水士免許	一 潜水士免許試験に合格した者 二 高圧則第 52 条第二号に掲げる者

（出典及び参考文献：中央労働災害防止協会安全衛生情報センターホームページ（別表第 4：第 62 条関係）（<https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-2/hor1-2-1-m-5.html>）（最終閲覧日：2021 年 3 月 15 日）。

労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第 5 版』（労働調査会、2020 年（令和 2 年））863～866 頁。前掲編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール[®] 改訂 2 版』（労働行政、2021 年（令和 3 年））663～669 頁）

表 2 免許を与えられない者など

免許の種類	免許を与えられない者	条件付きの免許の条件
発破技士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要なせん孔機械、装てん機若しくは残葉の点検及び処理を適切に行うことができない者	行うことのできる作業の限定
揚貨装置運転士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要な揚貨装置の操作又は揚貨装置の周囲の状況の確認を適切に行うことができない者	取り扱うことのできる揚貨装置の種類限定
ガス溶接作業主任者免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要な溶接機器の操作を適切に行うことができない者	行うことのできる作業の限定
潜水士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要な潜降及び浮上を適切に行うことができない者	行うことのできる作業の限定
特級ボイラー技士免許、1 級ボイラー技士免許、2 級ボイラー技士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要なボイラーの操作又はボイラーの運転状態の確認を適切に行うことができない者	取り扱うことのできるボイラーの種類限定 その他作業についての必要な条件
特別ボイラー溶接士免	身体又は精神の機能の障害により免許	行うことのできる作業

許、普通ボイラー溶接士免許	の業務を適正に行うに当たって必要な溶接機器の操作を適切に行うことができない者	の限定その他作業についての必要な条件
ボイラー整備士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要なボイラーの掃除又は附属品の分解などを適切に行うことができない者	行うことのできる作業の限定その他作業についての必要な条件
クレーン・デリック運転士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要なクレーン若しくはデリックの操作又はクレーン若しくはデリックの周囲の状況の確認を適切に行うことができない者	取り扱うことのできる機械の種類限定その他作業についての必要な条件
移動式クレーン運転士免許	身体又は精神の機能の障害により免許の業務を適正に行うに当たって必要な移動式クレーン又は移動式クレーンの周囲の状況の確認を適切に行うことができない者	取り扱うことのできる移動式クレーンの種類限定その他作業についての必要な条件

（木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013年（平成25年））325～326頁（表7-2））

表 3 免許試験員の要件（登録省令第 19 条の 29 関係）

第 1 種衛生管理者免許試験、第 2 種衛生管理者免許試験、高圧室内作業主任者免許試験、特級ボイラー技士免許試験、エックス線作業主任者免許試験、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験及び潜水士免許試験	一 学校教育法による大学において厚生労働大臣の定める科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者
	二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において厚生労働大臣の定める研究の業務に従事した経験を有するもの
	三 その他厚生労働大臣が定める者
ガス溶接作業主任者免許試験、林業架線作業主任者免許試験、1 級ボイラー技士免許試験、2 級ボイラー技士免許試験、発破技士免許試験、揚貨装置運転士免許試験、特別ボイラー溶接士免許試験、普通ボイラー溶接士免許試験、ボイラー整備士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 12 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
	二 学校教育法による高等学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 15 年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
	三 その他厚生労働大臣が定める者

（「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 19 条の 29（免許試験員の要件）別表）

表 4 技能講習、技能講習修了証及び細目

区分	受講資格	講習科目
木材加工用機械作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）	①木材加工用機械による作業に 3 年以上従事した経験を有する者 ②その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科等の訓練を修了した者等で、2 年以上木材加工用機械作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 100 号）	学科講習 ①作業に係る機械、その他安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 ②作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 ③作業の方法に関する知識 ④関係法令
プレス機械作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）	① プレス機械による作業に 5 年以上従事した経験を有する者 ② その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、金属加工系塑性加工科又は金属加工系溶接科の訓練を修了した者等で、4 年以上プレス機械作業の経験を有する者（昭和 47 年労働省告示第 101 号）	学科講習 ①作業に係る機械、その他安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 ②作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 ③作業の方法に関する知識 ④関係法令
乾燥設備作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）	①乾燥設備の取扱いの作業に 5 年以上従事した経験を有する者 ③ 大学又は高等専門学校において理科系等の正規の学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後 1 年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者	学科講習 ①乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識 ②乾燥設備、その他附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識 ③乾燥作業の管理に関する知識 ④関係法令

	<p>③学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの</p> <p>④その他厚生労働大臣が定める者（現在のところ定められていない）</p>	
<p>コンクリート破砕器作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>① コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に 2 年以上従事した経験を有する者</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱又は土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後 1 年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③発破技士免許を受けた者で、その後 1 年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業又は発破の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>④その他厚生労働大臣が定める者（甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者等）</p>	<p>学科講習</p> <p>①火薬類に関する知識</p> <p>②コンクリート破砕器の取扱いに関する知識</p> <p>③コンクリート破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>①地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校におい</p>	<p>学科講習</p> <p>①土止め支保工の切りばり、腹おこし等に関する知識</p> <p>②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③作業者に対する教育等に関する知識</p>

	<p>て土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後 2 年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系鉄筋コンクリート施行科、土木系土木施工科等の訓練を修了した者等で、2 年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 104 号）</p>	<p>④関係法令</p>
<p>ずい道等の掘削等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>① ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業(次号において「ずい道等の掘削等の作業」という。)に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後 2 年以上ずい道等の掘削等の作業に従事し</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業の方法に関する知識</p> <p>②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>

	<p>た経験を有する者 ③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、土木系土木施工科の訓練を修了した者等で、2年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有する者）（昭和56年労働省告示第41号）</p>	
<p>ずい道等の覆工作業主任者技能講習（則第79条から第83条まで）</p>	<p>① ずい道等の覆工の作業に3年以上従事した経験を有する者 ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後2年以上ずい道等の覆工の作業に従事した経験を有するもの ③その他厚の生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、土木系土木施工科の訓練を修了した者等で、2年以上ずい道の履工の作業に従事した経験を有する者）（昭和56年労働省告示第42号）</p>	<p>学科講習 ①作業の方法に関する知識 ②工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③作業員に対する教育等に関する知識 ④関係法令</p>
<p>型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（則第79条から第83条まで）</p>	<p>① 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後2年以上型わく支保工の組立</p>	<p>学科講習 ①型枠及び型枠支保工の組立て、解体等に関する知識 ②工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③作業員に対する教育等に関する知識 ④関係法令</p>

	て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの ③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科又は建築仕上系ブロック施工科の訓練を修了した者等で、2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 108 号）	
足場の組立て等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）	① 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者 ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後 2 年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの ③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者等で、2 年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 109 号）	学科講習 ①作業の方法に関する知識 ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③作業者に対する教育等に関する知識 ④関係法令
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）	① 建築物等の鉄骨の組立て等の作業（建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業）に関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者	学科講習 ①作業の方法に関する知識 ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③作業者に対する教育等に関する知識 ④関係法令

	<p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者</p> <p>③ その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者等で、2 年以上鉄骨の組立て等の作業の経験を有する者）（昭和 52 年労働省告示第 121 号）</p>	
<p>鋼橋架設等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>① 鋼橋架設等の作業（橋梁（りょう）の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更の作に関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上鋼橋架設等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③ その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者等で、2 年以上鋼橋架設等の作業の経験を有する者）（平成 4 年労働省告示第 94 号）</p>	<p>学科講習</p> <p>① 作業の方法に関する知識</p> <p>② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>④ 関係法令</p>
<p>コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>① 工作物の解体等の作業（コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業）に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校</p>	<p>学科講習</p> <p>① 作業の方法に関する知識</p> <p>② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③ 作業者に対する教育等に関する知識</p>

	<p>又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者等で、2 年以上コンクリート造の工作物の解体等に従事した経験を有する者） (昭和 56 年労働省告示第 44 号)</p>	<p>④関係法令</p>
<p>コンクリート橋架設等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>① コンクリート橋架設等の作業（橋梁（りょう）の上部構造であつて、コンクリート造のものの架設又は変更の作業）に関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上コンクリート橋架設等の作業に従事した経験を有する者</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者等で、2 年以上コンクリート橋架設等の作業の経験を有する者）（平成 4 年労働省告示第 95 号）</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業の方法に関する知識</p> <p>②工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③作業員に対する教育等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>採石のための掘削作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>① 岩石の掘削の作業に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は採鉱に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構</p>	<p>学科講習</p> <p>①岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識</p> <p>②設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>③作業員に対する教育等に関する知識</p> <p>④関係法令</p>

	<p>により学士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後 2 年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、石材科の訓練を修了した者等で、2 年以上岩石の掘削の作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 105 号）</p>	
<p>はい作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>はい付け又ははい崩しの作業に 3 年以上従事した経験を有する者</p>	<p>学科講習</p> <p>①はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団をいう。）に関する知識</p> <p>②人力によるはい付け又ははい崩しの作業に関する知識</p> <p>③機械等によるはい付け又ははい崩しに必要な機械荷役に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>船内荷役作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>① 揚貨装置運転士免許、クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、その後 4 年以上船内荷役作業に従事した経験を有するもの</p> <p>② その他厚生労働大臣が定める者（昭和 47 年 5 月 1 日以前において、船内荷役作業の作業指揮者の職務を行っていた者で、同日までに 5 年以上船内荷役作業の経験を有する者）（昭和 47 年労働省告示第 107 号）</p>	<p>学科講習</p> <p>①作業の指揮に必要な知識</p> <p>②船舶設備、荷役機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>③玉掛け作業及び合図の方法に関する知識</p> <p>④荷役の方法に関する知識</p> <p>⑤関係法令</p>
<p>木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>	<p>① 構造部材の組立て等の作業（木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業）に 3 年以上従事した経験を有する者</p>	<p>学科講習</p> <p>①木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識</p> <p>②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>

	<p>② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>③その他厚生労働大臣が定める者（準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系木造建築科、建築施工系とび科又は建築施工系プレハブ建築科の訓練を修了した者等で、2 年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者） （昭和 56 年労働省告示第 43 号）</p>	<p>③作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>③ 関係法令</p>
<p>化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習（ボイラー則第 122 条の 2 及び第 124 条）</p>	<p>化学設備（配管を除く。）の取扱いの作業に五年以上従事した経験を有する者</p>	<p>学科講習</p> <p>①第 1 種圧力容器の構造に関する知識</p> <p>③ 第 1 種圧力容器の取扱いに関する知識</p> <p>③危険物及び化学反応に関する知識</p> <p>④ 関係法令</p>
<p>普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習（ボイラー則第 123 条及び第 124 条）</p>		<p>学科講習</p> <p>①第 1 種圧力容器（化学設備に係るものを除く。）の構造に関する知識</p> <p>②第 1 種圧力容器（化学設備に係るものを除く。）の取扱いに関する知識</p> <p>③関係法令</p>
<p>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特化則第 51 条）</p>		<p>学科講習</p> <p>①健康障害及びその予防措置に関する知識</p> <p>②作業環境の改善方法に関する知識</p> <p>③保護具に関する知識</p> <p>④関係法令</p>
<p>鉛作業主任者技能講習（鉛則第 60 条）</p>		<p>学科講習</p> <p>①健康障害及びその予防措置に関する知識</p> <p>②作業環境の改善方法に関する知識</p>

		③保護具に関する知識 ④関係法令
有機溶剤作業主任者技能講習（有機則第 37 条）		学科講習 ①健康障害及びその予防措置に関する知識 ②作業環境の改善方法に関する知識 ③保護具に関する知識 ④関係法令
石綿作業主任者技能講習（石綿則第 48 条の 2）		学科講習 ①健康障害及びその予防措置に関する知識 ②作業環境の改善方法に関する知識 ③保護具に関する知識 ④関係法令
酸素欠乏危険作業主任者技能講習（酸欠則第 26 条）		1. 学科講習 ①酸素欠乏症及び救急蘇生に関する知識 ②酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識 ③保護具に関する知識 ④関係法令 2. 実技講習 ①救急蘇生の方法 ②酸素の濃度の測定方法
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（酸欠則第 27 条）		1. 学科講習 ①酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急蘇生に関する知識 ②酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識 ③保護具に関する知識 ④関係法令 2. 実技講習 ①救急蘇生の方法 ②酸素及び硫化水素の濃度の測定方法
床上操作式クレーン運転技能講習（クレーン則第 244 条）		1. 学科講習 ①床上操作式クレーンに関する知識 ②原動機及び電気に関する知識 ③床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ④関係法令

		2. 実技講習 ①床上操作式クレーンの運 転 ②床上操作式クレーンの運 転のための合図
小型移動式クレーン運転技 能講習（クレーン則第 245 条）		1. 学科講習 ①小型移動式クレーンに関 する知識 ②原動機及び電気に関する 知識 ③小型移動式クレーンの運 転のために必要な力学に関 する知識 ④関係法令 2. 実技講習 ①小型移動式クレーンの運 転 ②小型移動式クレーンの運 転のための合図
ガス溶接技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）		1. 学科講習 ①ガス溶接等の業務のため に使用する設備の構造及び 取扱いの方法に関する知識 ②ガス溶接等の業務のため に使用する可燃性ガス及び 酸素に関する知識 ③関係法令 2. 実技講習 ガス溶接等の業務のため に使用する設備の取扱い
フォークリフト運転技能講 習（則第 79 条から第 83 条 まで）		1. 学科講習 ①走行に関する装置の構造 及び取扱いの方法に関する 知識 ②荷役に関する装置の構造 及び取扱いの方法に関する 知識 ③運転に必要な力学に関す る知識 ④関係法令 2. 実技講習 ①走行の操作 ②荷役の操作
ショベルローダー等運転技 能講習（則第 79 条から第 83 条まで）		1. 学科講習 ①走行に関する装置の構造 及び取扱いの方法に関する 知識 ②荷役に関する装置の構造

		<p>及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>③運転に必要な力学に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②荷役の操作</p>
<p>車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>		<p>1. 学科講習</p> <p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②荷役に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>③運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②作業のための装置の操作</p>
<p>車両系建設機械（解体用）運転技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>		<p>1. 学科講習</p> <p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②荷役に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>③運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②作業のための装置の操作</p>
<p>車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>		<p>1. 学科講習</p> <p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>②荷役に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>③運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>④関係法令</p> <p>2. 実技講習</p> <p>①走行の操作</p> <p>②作業のための装置の操作</p>
<p>不整地運搬車運転技能講習</p>		<p>1. 学科講習</p>

<p>（則第 79 条から第 83 条まで）</p>		<p>①走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ②荷の運搬に関する知識 ③運転に必要な力学に関する知識 ④関係法令 2. 実技講習 ①走行の操作 ②荷の運搬</p>
<p>高所作業車運転技能講習（則第 79 条から第 83 条まで）</p>		<p>1. 学科講習 ①作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ②原動機に関する知識 ③運転に必要な一般的事項に関する知識 ④関係法令 2. 実技講習 作業のための装置の操作</p>
<p>玉掛け技能講習（クレーン則第 246 条から第 247 条まで）</p>		<p>1. 学科講習 ①クレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置）に関する知識 ②クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 ③クレーン等の玉掛けの方法 ④関係法令 2. 実技講習 ①クレーン等の玉掛け ②クレーン等の運転のための合図</p>
<p>ボイラー取扱技能講習（ボイラー則第 122 条から第 124 条まで）</p>		<p>学科講習 ①ボイラーの構造に関する知識 ②ボイラーの取扱いに関する知識 ③点火及び燃焼に関する知識 ⑤ 関係法令</p>

（参考文献：労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩ 改訂 2 版』（労務行政、2021 年（令和 3 年））701～717 頁。愛知労働局ホームページ（技能講習受講資格一覧表）

（[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ginou01/_81792.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ginou01/_81792.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ginou01/_81792.html)）（最終閲覧日：2021 年 3 月

15 日））

表 5 技能講習等登録教習機関数（安全関係）

安全関係技能講習等登録機関数

種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木材加工用機械作業主任者	64	63	61	65	61	63	60	61	64
プレス機械作業主任者	51	62	62	63	58	61	59	60	62
乾燥設備作業主任者	49	49	49	49	46	47	48	45	46
コンクリート破砕機作業主任者	5	3	4	4	4	3	3	1	3
地山の掘削作業主任者	/	/	/	/	/	/	/	/	/
土止め支保工作業主任者	/	/	/	/	/	/	/	/	/
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	131	128	130	127	122	126	122	125	127
ずい道等の掘削等作業主任者	21	20	19	19	22	22	21	19	21
ずい道等の掘工作業主任者	20	19	18	18	21	21	20	18	20
段石のための掘削作業主任者	20	18	19	19	18	19	17	15	17
はい作業主任者	108	109	118	119	116	122	123	123	125
船内荷役作業主任者	16	15	16	15	16	16	13	15	15
型枠支保工の組立て等作業主任者	110	109	112	114	114	111	108	105	110
足場の組立て等作業主任者	219	217	224	223	227	225	218	201	213
木造建築物の組立て等作業主任者	146	138	145	142	141	141	130	125	124
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	65	63	63	63	66	64	63	61	60
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	93	91	93	95	94	93	92	87	91
鋼構架設等作業主任者	24	25	24	23	23	22	20	21	21
コンクリート構架設等作業主任者	23	21	19	21	20	20	20	19	19
ボイラー据付け工事作業主任者	/	/	/	/	/	/	/	/	/
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	23	23	23	23	23	23	22	21	23
普通第一種圧力容器取扱作業主任者	50	50	50	50	49	50	49	48	49
床上操作式クレーン運転	161	159	161	165	166	174	175	170	183
小型移動式クレーン運転	405	414	423	433	423	439	437	425	453
ガス溶接	670	661	662	664	637	624	598	583	590
フォークリフト運転	567	565	591	608	607	614	620	605	644
ショベルローダー等運転	72	71	70	70	68	67	65	60	63
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転	254	259	265	263	271	277	288	284	297
車両系建設機械(基礎工専用)運転	22	21	24	24	23	24	20	21	23
車両系建設機械(解体用)運転	159	158	160	161	167	170	177	180	187
不整地運搬車運転	136	131	141	138	133	137	136	135	140
高所作業車運転	260	264	273	271	275	284	287	278	294
玉掛け	527	528	540	548	540	554	549	532	576
ボイラー取扱	63	66	67	65	64	63	62	60	60
揚貨装置運転	3	3	3	3	3	3	3	4	4
クレーン運転	33	32	33	33	33	34	31	34	34
移動式クレーン運転	58	59	59	58	57	55	58	55	55
デリック運転	/	/	/	/	/	/	/	/	/

（厚生労働省ホームページ（技能講習等の登録教習機関数及び修了者数）（<https://>

www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html）（最終閲覧日：2024年4月27日））

表 6 技能講習等修了者数（安全関係）

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
木工加工用機械作業主任者	1,461	1,260	1,415	1,485	1,428	1,352	1,500	1,103
プレス機械作業主任者	6,614	6,420	6,404	6,184	6,571	6,356	6,367	6,158
乾燥設備作業主任者	8,148	8,141	8,334	8,356	8,701	7,965	8,488	7,988
コンクリート破砕機作業主任者	82	64	33	73	168	18	18	0
地山の掘削作業主任者								
土止め支保工作業主任者								
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	9,011	8,757	9,975	11,018	11,050	10,598	9,968	9,154
ずい道等の掘削等作業主任者	133	140	145	263	255	257	192	208
ずい道等の覆工作業主任者	110	153	90	207	217	197	156	176
採石のための掘削作業主任者	157	136	389	267	263	230	275	165
はい作業主任者	10,774	12,735	12,947	13,021	13,911	14,383	15,274	14,232
船内荷役作業主任者	465	484	465	459	471	480	440	409
型枠支保工の組立て等作業主任者	3,966	4,218	4,621	5,478	5,247	4,952	4,329	3,608
足場の組立て等作業主任者	27,593	25,477	28,687	41,664	40,921	37,416	26,368	20,778
木造建築物の組立て等作業主任者	4,053	3,272	4,209	4,038	4,083	3,832	3,184	2,949
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	2,324	2,062	2,077	2,519	3,785	2,789	2,194	2,125
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	3,980	3,509	4,092	4,404	4,706	4,459	4,127	3,833
鋼橋架設等作業主任者	293	182	292	251	427	324	431	250
コンクリート橋架設等作業主任者	375	115	234	148	232	176	291	139
ボイラー据付け工事作業主任者								
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	1,632	1,837	1,904	1,810	1,716	1,722	1,756	1,496
普通第一種圧力容器取扱作業主任者	3,520	3,245	3,329	3,519	3,351	3,376	3,283	3,293
床上操作式クレーン運転	34,294	32,862	34,917	37,190	37,088	37,794	39,397	38,611
小型移動式クレーン運転	67,311	72,032	78,940	79,898	75,818	72,812	70,569	67,288
ガス溶接	87,331	83,663	85,493	86,851	85,687	80,708	78,696	71,769
フォークリフト運転	235,728	224,183	224,893	222,830	221,258	221,038	227,580	225,141
ショベルローダー等運転	3,298	3,335	3,273	3,327	3,139	3,046	3,108	2,965
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転	45,768	49,863	55,383	54,017	49,974	48,597	49,027	47,960
車両系建設機械（基礎工用）運転	1,041	1,082	1,279	1,404	1,367	1,535	1,690	1,394
車両系建設機械（解体用）運転	13,277	16,659	20,471	23,489	24,329	21,212	20,286	19,833
不整地運搬車運転	8,925	9,201	10,902	10,731	9,913	10,004	9,676	9,708
高所作業車運転	49,584	51,687	56,633	61,356	61,291	60,724	61,163	59,879
玉掛け	173,710	173,555	191,153	198,042	194,969	192,658	195,849	189,060
ボイラー取扱	10,756	10,182	9,949	10,130	9,321	9,466	8,286	7,294
揚貨装置運転	67	75	86	82	74	75	78	89
クレーン運転	10,835	10,020	10,149	10,897	11,036	10,683	10,983	10,205
移動式クレーン運転	2,713	3,178	3,341	3,758	3,565	3,292	3,451	3,390
デリック運転								

（厚生労働省ホームページ（技能講習等の登録教習機関数及び修了者数）（<https://>

www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html）（最終閲覧日：2021年3月15日）

表 7 技能講習登録教習機関の数（衛生関係）

種 別	区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鉛作業主任者技能講習		46	52	52	52	45	36	37	38	38	38	42	44	44	44	44	48
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習				92	86	89	79	81	83	77	76	79	84	75	83	86	88
石綿作業主任者技能講習				128	115	69	74	61	51	62	55	105	101	106	102	107	108
有機溶剤作業主任者技能講習		87	90	93	92	92	90	95	100	101	107	101	109	109	111	112	111
酸素欠乏危険作業主任者技能講習		55	59	62	59	38	28	18	17	14	15	15	10	11	13	12	9
酸素欠乏・酸化水素危険作業主任者技能講習		65	72	68	68	70	70	71	72	76	75	76	77	78	76	79	76
四アルキル鉛等作業主任者技能講習		6	9														
特定化学物質等作業主任者技能講習		72	87														
合 計		331	369	495	472	403	377	363	361	368	366	418	425	423	429	440	440

（厚生労働省ホームページ（技能講習等の登録教習機関数及び修了者数）（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>）（最終閲覧日：2021年3月15日））

表 8 技能講習修了者数（衛生関係）

種 別	区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鉛作業主任者技能講習		1,594	1,537	1,540	1,596	1,430	1,160	1,246	1,330	1,323	1,286	4,577	3,948	2,682	2,814	2,932	2,967
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習				31,232	31,367	33,294	26,882	28,098	27,514	32,101	30,890	33,081	34,467	39,055	39,540	39,594	36,627
石綿作業主任者技能講習				51,765	16,566	9,850	9,645	7,271	6,018	6,839	6,115	10,498	10,724	14,043	13,076	14,205	13,902
有機溶剤作業主任者技能講習		48,027	48,626	49,779	55,658	58,098	52,924	52,787	50,301	52,633	51,874	51,739	56,381	58,739	59,803	59,731	55,963
酸素欠乏危険作業主任者技能講習		4,770	4,590	5,066	4,162	4,047	5,463	5,612	3,074	3,169	3,133	4,189	3,107	2,970	3,137	2,785	328
酸素欠乏・酸化水素危険作業主任者技能講習		35,250	35,597	35,997	39,791	45,123	44,278	46,524	44,825	46,117	46,225	45,371	48,561	50,356	48,713	51,585	49,654
四アルキル鉛等作業主任者技能講習		0	0														
特定化学物質等作業主任者技能講習		31,021	115,509														
合 計		120,662	205,859	175,379	149,140	151,842	140,352	141,538	133,062	142,182	139,523	149,455	157,188	167,845	167,083	170,832	159,441

（厚生労働省ホームページ（技能講習等の登録教習機関数及び修了者数）（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html>）（最終閲覧日：2021年3月15日））

- 1 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール^⑩ 改訂2版』（労務行政、2021年（令和3年））531～532頁。
- 2 同上 224～225頁。
- 3 免許の種類は2021（令和3）年3月1日現在のもの。厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/azen/anzeneisei22/index.html）（最終閲覧日：2021年3月15日）。
- 4 植草益『公的規制の経済学』（NTT出版、2000年（平成12年））3頁。
- 5 植草益「社会的規制研究の必要性」植草益編『社会的規制の経済学』（NTT出版、1997年（平成9年））6頁。

-
- 6 植草前掲書（2000 年（平成 12 年））24 頁、36 頁。
- 7 植草前掲書（1997 年（平成 9 年））8～9 頁。
- 8 同上 13 頁。
- 9 井出秀樹「社会的規制の手段」植草益編『社会的規制の経済学』（NTT 出版、1997 年（平成 9 年））50～79 頁。このうちルール型規制とは、独占禁止法、商法、民法、製造物責任法（PL 法）などにに基づき、経済主体が順守すべきルールを政府が明示し、違反行為があった場合に罰則、損害賠償などの制裁を加える規制を指す。また、経済的手段による規制は、企業に経済的なインセンティブを与えることによる規制目的を達成する手段を意味する。情報公開・提供の例としては、「市場の失敗」である「情報の不完全性」をできる限り補正することを目的とした、財・サービスに関する情報開示、情報公開制度の整備などの取組みが挙げられる（井出前掲書（1997 年（平成 9 年））71～79 頁）。
- 10 同上 51 頁。
- 11 同上 51 頁。
- 12 総務庁「規制緩和推進の現況」（1995（平成 7）年 7 月）。
- 13 井出前掲書（1997 年（平成 9 年））54 頁。
- 14 同上 62 頁。
- 15 八代尚宏・伊藤隆一「安全規制の改革 - 検査・検定・公的資格の横断的見直しを」八代尚宏編『社会的規制の経済分析』（日本経済新聞社、2000 年（平成 12 年））250 頁。
- 16 井出前掲書（1997 年（平成 9 年））62～67 頁。
- 17 八代・伊藤前掲書（2000 年（平成 12 年））249～250 頁。
- 18 井出前掲書（1997 年（平成 9 年））67～71 頁。
- 19 八代・伊藤前掲書（2000 年（平成 12 年））250～251 頁。
- 20 臨時行政改革推進審議会事務局編『規制緩和の推進』（ぎょうせい、1989 年（平成元年））。井出前掲書（1997 年（平成 9 年））54～62 頁。
- 21 井出前掲書（1997 年（平成 9 年））54～55 頁。
- 22 八代・伊藤前掲書（2000 年（平成 12 年））273 頁。
- 23 井出前掲書（1997 年（平成 9 年））54～62 頁。八代・伊藤前掲書（2000 年（平成 12 年））274～276 頁。
- 24 八代・伊藤前掲書（2000 年（平成 12 年））273～280 頁。
- 25 大藪俊志「政策過程分析モデル」縣公一郎・藤井浩司編『コレク政策研究』（成文堂、2007 年（平成 19 年））195～220 頁。
- 26 森田朗『新版 現代の行政』（第一法規、2017 年（平成 29 年））172 頁。
- 27 森田朗『許認可行政と官僚制』（岩波書店、1988 年（昭和 63 年））23 頁。
- 28 政策実施の段階に関する研究は今日においても蓄積が十分ではない分野とされており、政策過程では「欠落した章」とされる（真淵勝『行政学[新版]』（有斐閣、2020 年（令和 2 年））96～101 頁）。本格的な政策実施研究の嚆矢として、Pressman, Jeffrey L. and Aaron Wildavsky, *Implementation: How Great Expectations in Washington are Dashed in Oakland: or, Why It's Amazing that Federal Programs Work at all, this Being a Saga of the Economic Development Administration as Told by Two Sympathetic Observers Who Seek to Build Morals on a Foundation of Ruined Hopes*, 1973, University of California Press. が挙げられる。
- 29 政策実施の手段に関し、例えば法律に規定された政策手段（行政の執行活動）を可視化するための分類として、法規制、基準設定、作為義務設定、許容、受取、監視、強制、指導、証明、特定、支援、制裁、公知、調整、その他（給付、支給、料金徴収など）の類型が挙げられる（行政管理庁『行政作用の本質と役割に関する調査研究報告書（昭和 58 年度）』（行政管理庁、1984 年（昭和 59 年））。また、政策実施の方法として、周知戦略、制止戦略、制裁戦略、適応戦略の類型が挙げられる（西尾勝『行政の活動』（有斐閣、

2000 年（平成 12）年）36～37 頁）。

³⁰ 森田朗前掲書（1988 年（昭和 63 年））76 頁。

³¹ 法令上の「免許」は、「一般には許されない特定の行為を特定の者が行えるようにする行政処分」とされ、規制行政における主要な法的仕組みとしての許可制における用語として用いられる（法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典〔第 4 版〕』（有斐閣、2012 年（平成 24 年））1108～1109 頁）。なお、許可制とは、「ある種の国民の活動を一般的に禁止したうえで、国民からの申請に基づき審査を行い、一定の要件に合致する場合、禁止を個別具体的に解除する法的仕組み」であるが、許可制のもとで一般的禁止を個別具体的に解除する行為を指す法令上の用語には、許可、承認、免許、登録、確認、認定、認証などがあり、その用語法は一定していない（宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論〔第 6 版〕』（有斐閣、2017 年（平成 29 年））86 頁）。

³² Leonard D. White, *Introduction to the Study of Public Administration, Revised Edition, Macmillan, 1939, p.500.*

³³ 森田朗前掲書（1988 年（昭和 63 年））76 頁。

³⁴ 同上 76～77 頁。

³⁵ 同上 77 頁。

³⁶ 同上 77 頁。

³⁷ 同上 77～78 頁。

³⁸ 労働安全衛生法に基づく免許・技能は、制度の運用において民間部門（指定試験機関、登録教習機関など）の活用が積極的に行われている点、日本の行政システムの特徴を説明する概念である「最大動員」の具体例でもある。この「最大動員」の概念は「それは目的を達成するためにリソースを最大限に利用しようとすることを意味するわけであるが、最大能率という表現をしないわけは、能率が個別的な管理活動の概念であるのに対して、行政制度の全体の能率を判断しようとしているからである。組織内において個人は分業によって、明確な管轄のなかで最大の能率を達成しようとする。しかし、管轄以外のところでは、「遊ぶ」ことがある。これに対して最大動員においては、個人をあそばせない。個人は別の場所で利用されるのである。その場合、個人の専門性が発揮できないわけで部分的には非能率だが、ここで問題なのは全体の能率なのである」と説明される（村松岐夫『日本の行政 - 活動型官僚制の変貌』（中央公論社、1994 年（平成 6 年））iv 頁）。

³⁹ 以下、免許・技能講習制度の歴史的変遷に関し、新潟労働局ホームページ（[https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-](https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudouanzenkankei/menkyo.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudouanzenkankei/menkyo.html](https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudouanzenkankei/menkyo.html)）（最終閲覧日：2021 年 3 月 15 日）などを参照。

⁴⁰ 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第 5 版』（労働調査会、2020 年（令和 2 年））860～862 頁、労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））661～663 頁。

⁴¹ 同上 663～669 頁。

⁴² 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年））862 頁。行政サービスの向上と行政業務の簡素化を図るため、労働安全衛生法に基づく免許を複数保有する場合においても、それらの免許は一枚の免許証に全てを記載することで交付される（1988（昭和 63）年より実施された）（労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年））862 頁）。

⁴³ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））669 頁。

⁴⁴ 尾添博『楽に読める安衛法：概要と解説（改訂第 2 版）』（労働新聞社、2019 年（令和元年））252～253 頁。

⁴⁵ 木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013 年（平成 25 年））324 頁。

⁴⁶ 労働調査会出版局編前掲編著（2020 年（令和 2 年））862 頁。詳細な取扱いに関し「障害者に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律（労働安全衛

生法関係)の施行について」(平 13・7・16 基発第 631 号)を参照。

47 木村前掲書(2013 年(平成 25 年))324～325 頁。

48 木村前掲書(2013 年(平成 25 年))324～325 頁。

49 労働調査会前掲編著(2020 年(令和 2 年))866～867 頁。労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))671～672 頁。

50 労働調査会出版局前掲編著(2020 年(令和 2 年))867 頁。労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))672 頁。尾添前掲書(2019 年(令和元年))253～254 頁。

51 労働調査会出版局前掲編著(2020 年(令和 2 年))869 頁。労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))675 頁。尾添前掲書(2019 年(令和元年))252～253 頁。

52 労働調査会出版局前掲編著(2020 年(令和 2 年))868～869 頁。労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))672～673 頁。第 72 条第 2 項第二号に該当するものは年齢制限であり、第 74 条第 1 項が適用されるケースとしては不正な手段(年齢を偽るなど)により免許を取得する場合が考えられる(尾添前掲書(2019 年(令和元年))255 頁)。

53 労働調査会出版局前掲編著(2020 年(令和 2 年))868～869 頁。労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))674 頁。木村前掲書(2013 年(平成 25 年))326 頁。

54 労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))674 頁。詳細な取扱いに関し「労働安全衛生法及び同法施行令の施行について」(昭 47・9・18 基発第 602 号)を参照。

55 再免許の手續に関し「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)の施行について」(平 13・7・16 基発第 631 号)を参照。

56 労働調査会出版局前掲編著(2020 年(令和 2 年))870～871 頁。労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))675～677 頁。尾添前掲書(2019 年(令和元年))256～258 頁。

57 尾添前掲書(2019 年(令和元年))257 頁。

58 労働調査会出版局前掲編著(2020 年(令和 2 年))870～871 頁。労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))675～677 頁。尾添前掲書(2019 年(令和元年))256～258 頁。

59 尾添前掲書(2019 年(令和元年))258 頁。

60 労働調査会出版局前掲編著(2020 年(令和 2 年))881 頁。「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の施行について(労働安全衛生法関係)」(昭 53・2・10 発基第 9 号)。

61 労働調査会出版局前掲編著(2020 年(令和 2 年))881 頁。労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))685 頁。尾添前掲書(2019 年(令和元年))258～259 頁。公益財団法人安全衛生技術試験協会は 1976(昭和 51)年 4 月に設立され、試験の実施機関として、北海道安全衛生技術センター、東北安全衛生技術センター、関東安全衛生技術センター、中部安全衛生技術センター、近畿安全衛生技術センター、中国安全衛生技術センター、九州安全衛生技術センターを設置している(公益財団法人安全衛生技術試験協会ホームページ：https://www.exam.or.jp/exmn/H_aramashi.htm) (最終閲覧日：2021 年 3 月 15 日)。

62 「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭 53・2・10 基発第 77 号)。試験合格者は、指定試験機関が発行する合格証を添えて都道府県労働局長に免許の申請を行う。

63 労働調査会出版局前掲編著(2020 年(令和 2 年))885 頁。労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))687 頁。尾添前掲書(2019 年(令和元年))260～261 頁。

64 労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))686～687 頁。尾添前掲書(2019 年(令和元年))260～261 頁。

65 労務行政研究所前掲編著(2021 年(令和 3 年))687～688 頁。尾添前掲書(2019 年

-
- （令和元年） 260～261 頁。
- 66 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 886～887 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 690～691 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年）） 262～263 頁。
- 67 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 886～887 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 690～691 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年）） 262～263 頁。
- 68 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 888～889 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 693 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年）） 264 頁。
- 69 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 888～889 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 693 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年）） 264 頁。
- 70 事務の公的性格に鑑み厳しい規制を加える必要があるためと解されている（労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 694 頁）。
- 71 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 891 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 695 頁。
- 72 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 695 頁。
- 73 同上 696～697 頁。
- 74 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 892 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 696 頁。
- 75 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 697 頁。
- 76 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 892 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 697～698 頁。
- 77 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 893～894 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 699～700 頁、721～739 頁。
- 78 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 894～914 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 700～717 頁。
- 79 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 897 頁。
- 80 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 897～914 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 701～717 頁。
- 81 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 915～920 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 717～721 頁。
- 82 労働調査会出版局前掲編著（2020 年（令和 2 年）） 915～920 頁。労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 717～721 頁。
- 83 木村前掲書（2013 年（平成 25 年）） 342～343 頁。
- 84 以下、登録の申請（第 77 条第 1 項関係）、機械器具等（第 77 条第 2 項第一号関係）、講師等（第 77 条第 2 項第二号関係）、実施管理者（第 77 条第 2 項第三号関係）、登録教習機関に係る要件（第 77 条第 2 項第四号関係）に関し、「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平 16・3・19 基発第 0319009 号）、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」（平 18・2・24 基発第 02240003 号）、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示について」（平 19・6・1 基発第 0601006 号）、「技能講習の講師の条件等の改正について」（平 21・3・31 基発第 0331040 号）、「労働安全衛生法における登録検査・検定機関の登録基準に係る運用の一部改正について」（平 24・3・9 基発第 0309 第 4 号）、「作業環境測定法に規定する登録講習機関の講習及び研修の講師等の要件について」（平 25・3・14 基発第 0314 第 4 号）及び労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年）） 717～725 頁を参照。

-
- 85 木村前掲書（2013 年（平成 25 年））342～343 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））270～280 頁。
- 86 第 46 条（登録製造時検査機関検査機関の登録）の準用。尾添前掲書（2019 年（令和元年））272～273 頁。
- 87 第 47 条の 2（変更の届出）の準用。尾添前掲書（2019 年（令和元年））273 頁。
- 88 第 48 条（業務規程）の準用。尾添前掲書（2019 年（令和元年））273～274 頁。
- 89 第 49 条（業務の休廃止）の準用。尾添前掲書（2019 年（令和元年））274～275 頁。
- 90 以下、財務諸表等の備付け及び閲覧等（第 77 条第 3 項において準用する第 50 条関係）に関し、「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平 16・3・19 基発第 0319009 号）及び労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））723～724 頁、尾添前掲書（2019 年（令和元年））275～277 頁を参照。
- 91 第 52 条（適合命令）の準用。尾添前掲書（2019 年（令和元年））277 頁。
- 92 第 52 条の 2（改善命令）の準用。尾添前掲書（2019 年（令和元年））277～278 頁。
- 93 第 53 条（登録の取消し等）の準用。尾添前掲書（2019 年（令和元年））278～279 頁。
- 94 第 53 条の 2（都道府県労働局長による製造時検査の実施）の準用。尾添前掲書（2019 年（令和元年））279～280 頁。
- 95 尾添前掲書（2019 年（令和元年））281 頁。
- 96 第 77 条第 2 項並びに第 46 条第 2 項・第 4 項（登録製造時等検査機関の登録）の規定の準用。尾添前掲書（2019 年（令和元年））281～283 頁。
- 97 尾添前掲書（2019 年（令和元年））283～284 頁。
- 98 「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平 16・3・19 基発第 0319009 号）及び労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））724 頁。
- 99 尾添前掲書（2019 年（令和元年））281 頁。
- 100 「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平 16・3・19 基発第 0319009 号）及び労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））724～725 頁。
- 101 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））725 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））269～284 頁。労働調査会出版局『労働安全衛生法実務便覧（改訂 21 版）』（労働調査会、2020 年（令和 2 年））202 頁。
- 102 津澤健一「安全行政 50 年の歩み - 産業安全の歴史を踏まえて -」労働省労働基準局編『労働基準行政 50 年の回顧』（日本労務研究会、1997 年（平成 9 年））324～349 頁。松尾幸夫主筆、片岡輝男・木村嘉勝編、唐沢正義・後藤博俊・飛鳥滋・榎本克哉『政策担当者が語る労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012（平成 24）年）83～84 頁。畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防ブックス、2019 年（令和元年））290～291 頁。
- 103 労働安全衛生法に基づく免許試験の統計に関し、公益財団法人安全衛生試験技術協会ホームページ（統計）（https://www.exam.or.jp/exmn/H_gokakuritsu.htm 最終閲覧日：2021 年 3 月 15 日）を参照。
- 104 登録教習機関に関する全国規模の団体として一般社団法人全国登録教習機関協会が設立されている（<https://www.zentokyo.or.jp/index.html>）。
- 105 労働安全衛生法に基づく技能講習等の登録教習機関及び修了者数に関し、厚生労働省ホームページ（技能講習等の登録教習機関数及び修了者数）（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html> 最終閲覧日：2021 年 3 月 15 日）を参照。
- 106 「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会報告書」（2010（平成 22）年 4 月）。同報告書は、労働安全衛生法に基づく試験制度全般の点検、受験者の視点からの試験実施

のあり方の改善に向けた方向性の検討のために設置された、学識経験者からなる「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会（座長：平野敏右千葉科学大学学長）が取りまとめたものである。

¹⁰⁷ 「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会報告書」（2010（平成 22）年 4 月）。

¹⁰⁸ 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」（平 24・2・13 基発 0213 第 6 号）。「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会報告書」（2010（平成 22）年 4 月）。

【別添：技能講習・登録教習機関について】

柳川 行雄

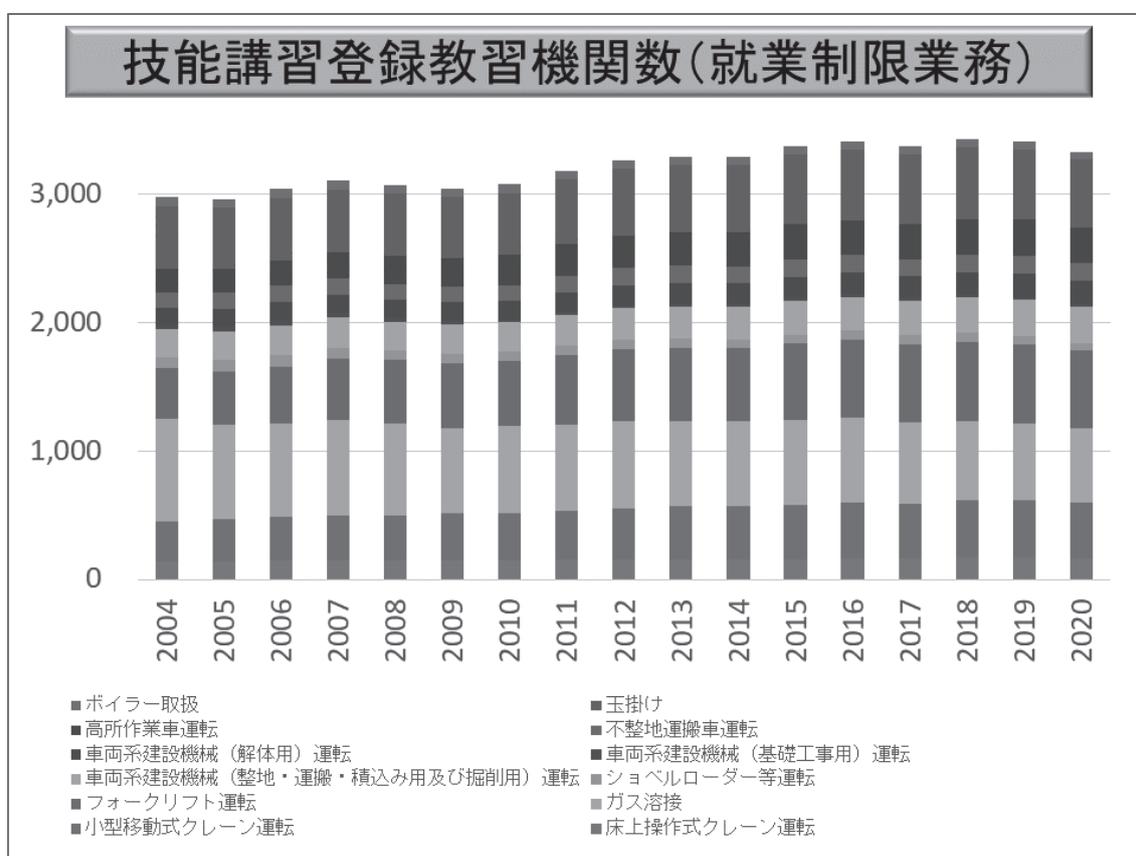
1 概論

1. 1 技能講習・登録教習機関

1. 1. 1 登録教習機関数

1. 1. 1. 1 技能講習の登録教習機関数

技能講習の登録教習機関数は次図¹⁾のように推移している。



長期的には増加傾向にあるとあってよい。新規に参入してくるのは、若年者不足による市場の縮小に苦しむ自動車教習所が多角経営化を図ることによるものの他、人材派遣業が自社の社員の資格取得の内製化を目指して参入するケースや、倉庫業・運送業の業者がフォークリフトやクレーン等の設備の有効活用

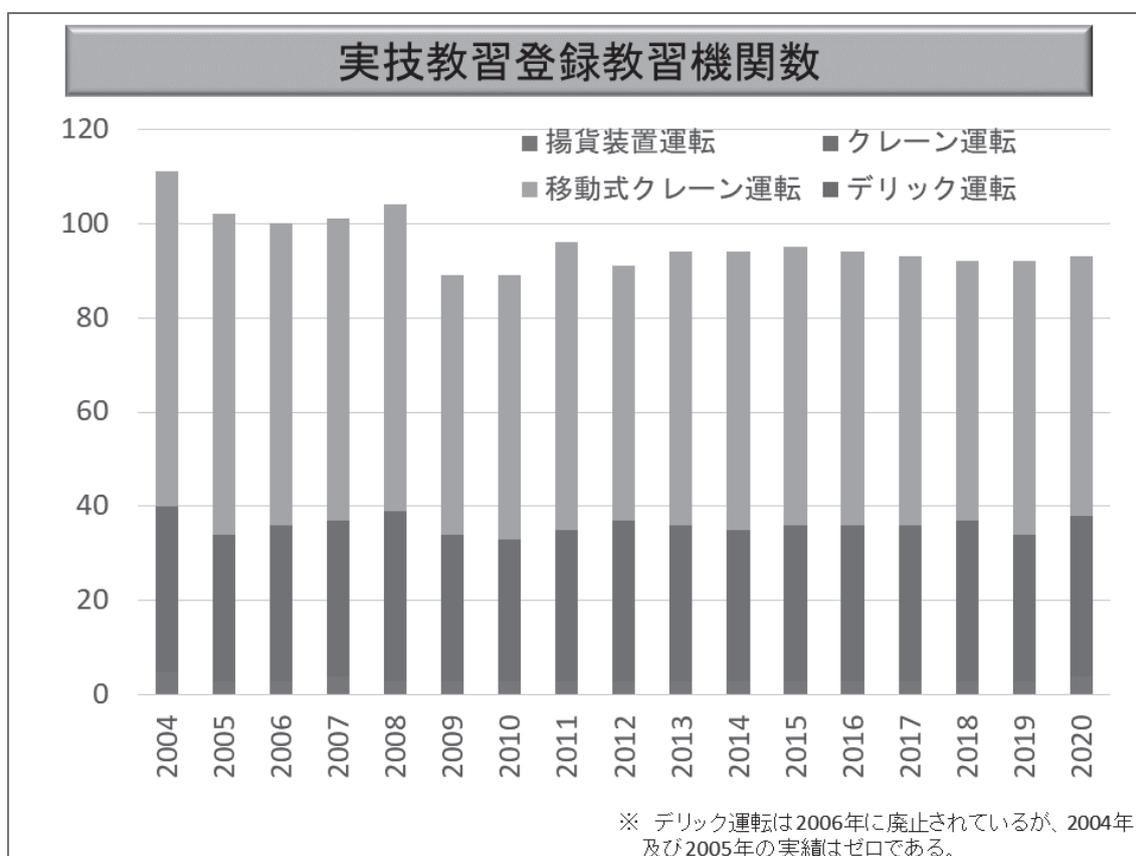
1 実務家のための産業保健のサイト(<https://osh-management.com/examination/qualification-education/information/number-of-skill-training/> : 最終閲覧日2022年10月02日)

を目指して参入するケースなどがみられる。

ガス溶接のみは、減少傾向にあるが、ガス溶接に対する技能講習への需要が減少していることと、この区分は公立の職業訓練施設が登録教習機関になっている例が多いが、これらの公立の機関などがコスト削減のために技能講習の登録を廃止することが原因である。

1. 1. 1. 2 免許の実技教習の登録教習機関数

一方、免許の実技教習については、次図²⁾のように推移している。

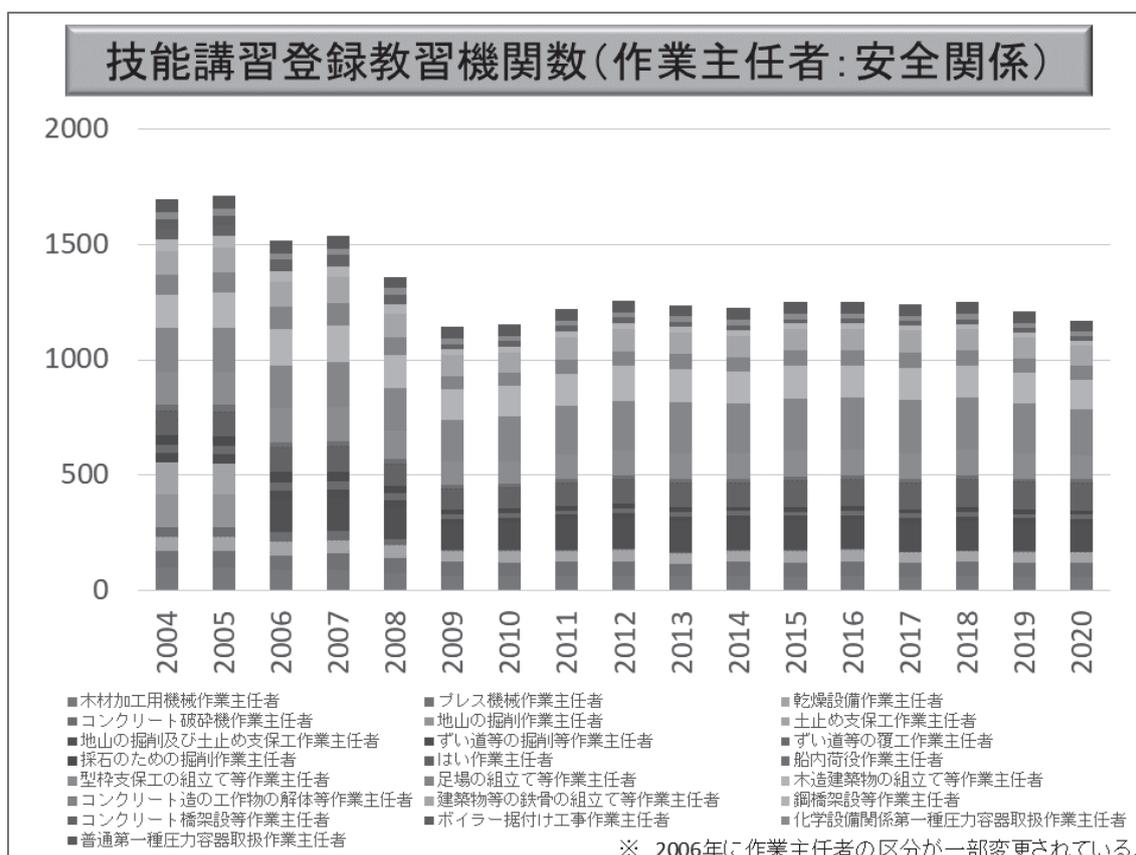


実技教習の登録教習機関になるためには、少なくとも20人以上の者に実技教習と同様な講習を行い、そのうち19人以上が免許の実技に合格しなければならないなどの条件があり、また、必要な施設も技能講習に比較すると高価であること等から、新規参入はほとんどないのが実態である。

2 実務家のための産業保健のサイト(<https://osh-management.com/examination/qualification-education/information/number-of-skill-training/> : 最終閲覧日2022年10月02日)

1. 1. 1. 3 技能講習（作業主任者：安全関係）の登録教習機関数

また、技能講習（安全関係）の登録教習機関数は次図³⁾のように推移している。



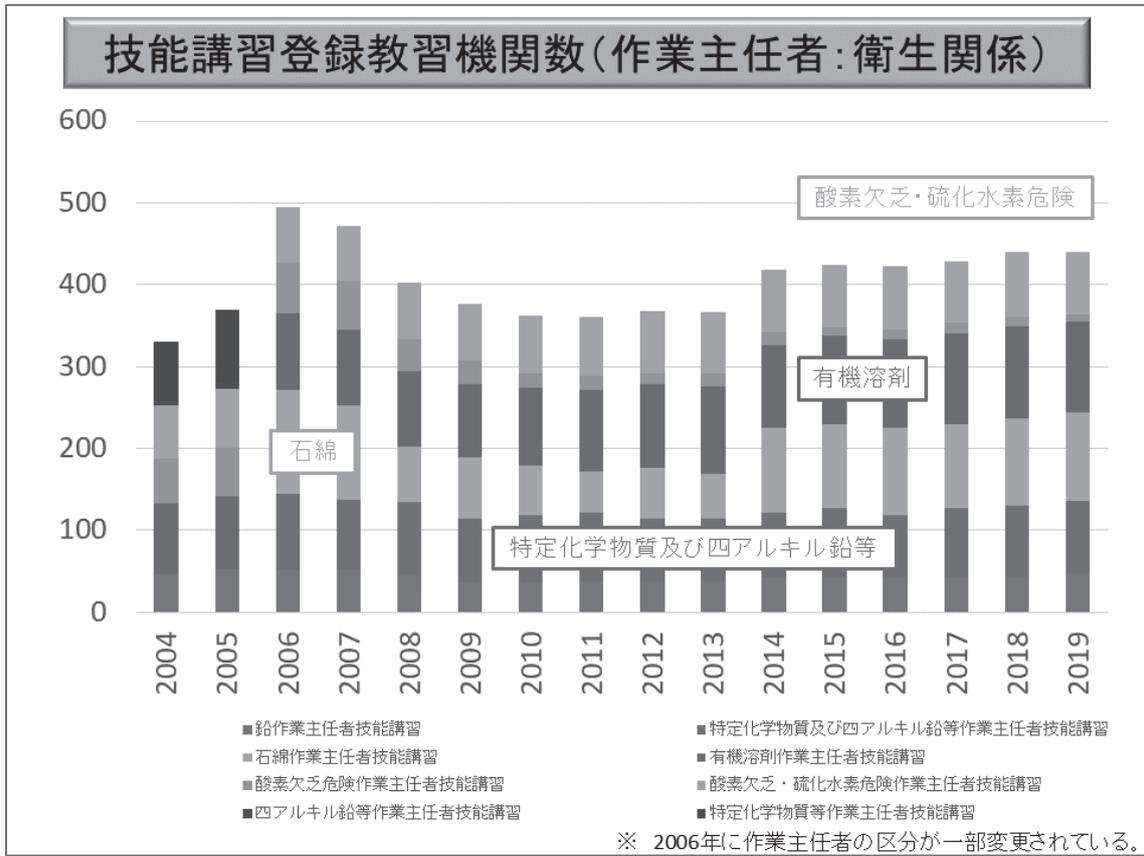
長期的には減少傾向にあるとあってよく、2012年以降の約10年間は横ばい傾向である。個々の区分について市場規模が小さいため、新規に参入してくる業者はあまり多くないのが実態である。

1. 1. 1. 4 技能講習（作業主任者：衛生関係）の登録教習機関数

これに対し、作業主任者技能講習（衛生関係）の登録教習機関数は次図⁴⁾のように推移している。

3 実務家のための産業保健のサイト(<https://osh-management.com/examination/qualification-education/information/number-of-skill-training/> : 最終閲覧日2022年10月02日)

4 実務家のための産業保健のサイト(<https://osh-management.com/examination/qualification-education/information/number-of-skill-training/> : 最終閲覧日2022年10月02日)



2010年以降トレンドとしてはやや増加傾向にあるが、急激な増加はしていない。技能講習（衛生関係）の登録教習機関になるためには、医師、歯科医師、薬剤師を講師として確保しなければならない。そのことが困難なため、新規参入は多くないのが現実である。

1. 1. 2 M&Aと登録教習機関の地位の承継

登録教習機関としての地位は、法人格が変更された場合に承継されるかがひとつの問題となる。

この点について、安衛法は、検査業者については第 54 条の 5 において、事業の譲り渡し、相続、合併若しくは分割について、その地位の承継についての規定を置いている。

ところが、登録教習機関について定める同法第 77 条その他の条文には同種の規定がなく、また同条第 3 項も第 54 条の 5 を準用していない。また、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（登録省令）第 19 条の 17 にも、検査業者のみについて承継の手続きを定めており登録教習機関についての規定はない。

すなわち、以上の 2 点から解釈すれば、立法者の意思は登録教習機関につい

では、合併、分割等によって、法人格が移転した場合には、登録教習機関としての地位の承継はさせないとしているものと考えられる。

1. 1. 3 安衛法第 77 条第 2 項第二号の条件を満たす者と登録教習機関との関係

安衛法第 77 条第 2 項第二号は、登録教習機関の要件として、安衛法別表第 20 の要件を満たす者が、技能講習を実施（講師又は指導員）しなければならないとする。そして、その数は、技能講習は「事業所ごとに一名以上」、免許試験の教習が「事業所ごとに二名以上」とされている。

この「事業所ごとに〇〇名以上」とあることで、登録教習機関と安衛法別表第 20 の要件を満たす者との間に直接の契約関係がなければならぬかが問題となり得る。

これは、実務においては、登録教習機関と別な法人が契約を結び、その別な法人の被雇用者が登録教習機関の技能講習等の講師又は指導員を務めることができるかという問題となる。とりわけリモートによる学科講習が行われる場合、登録教習機関の受講生に対して、別な法人の講師がリモートで講義をすることができるかが問題となる。

厚生労働省は、登録教習機関とは異なる法人の施設において、その法人の被雇用者が講師を務めて技能講習を行うことが広く認めている。リモートによる講習については、現時点では問題とはなっているケースはみあたらないが、当然に認められるものと考えられる。

1. 1. 4 業務に従事できない者の受講

技能講習及び免許の対象となる業務は、労働基準法による年齢制限及び妊産婦の制限のあるものが多い。また、出入国管理及び難民認定法（入管法）によりこれらの業務に就くことのできない外国人がいる。

これらの者が、技能講習の受講又は免許試験の受験をすることができるかが問題となり得る。

しかし、厚生労働省は受講及び受験が可能であるとしている。なお、出入国管理及び難民認定法（入管法）第 54 条による仮放免を受けた者は、就労の禁止を条件とされることが多いが、この場合についても同様である。

1. 1. 5 技能講習の修了証の再発行、統合修了証等をめぐる問題

1. 1. 5. 1 異なる都道府県の同一登録教習機関による再発行等は可能か

登録教習機関は、修了証を滅失又は損傷したとして、修了者から再発行の申請を受けたときは、原則として再発行をしなければならない。また、修了者が

氏名の変更をして書き換えを求めた場合には、書き換えを行わなければならない⁵⁾。

この場合、同一法人で異なる複数の都道府県で登録を行っている場合、修了証の発行名義人はその法人（登録教習機関）である⁶⁾から、ある法人の修了者は、異なる都道府県の事務所においても修了証の再発行が可能となるのではないかが問題となる⁷⁾。

しかし、厚生労働省は、同一の法人であっても他の都道府県の事務所において再発行又は書き換えの事務を行うことを認めていない。

1. 1. 5. 2 廃止した区分の統合修了証等の発行は可能か

登録教習機関が同一人に対して、複数の区分の技能講習を行った場合、それらの区分を1枚にまとめた統合修了証の発行をすることが実務においては認められている⁸⁾。

ある修了者が複数の統合修了証を滅失又は損傷して再発行を求めた場合、又は、その者がその登録教習機関で新たな区分の技能講習を修了した場合、その登録教習機関でその者がすでに修了していた区分で廃止しているものがあつたときに、その登録教習機関が廃止した区分も含めて新しい統合修了証の発行ができるかが問題となる。

その登録教習機関には廃止された区分の修了者台帳は保管されていないので、できないという考え方があり得るが、実務においてはできるという考え方が有力なようである。

1. 1. 5. 3 同一の登録教習機関で、異なる都道府県で実施した修了証の統合修了証の発行は可能か

同一の登録教習機関で複数の都道府県労働局に登録しているケースは多い。

⁵⁾ なお、登録教習機関が登録を廃止した場合、又は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第24条第1項ただし書の規定により、同項ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する機関（指定交付機関）に修了者台帳を引き渡している場合は、修了者台帳が当該機関に存在しないため、再発行又は書き換えはできないこととなる（安衛則第82条第3項）。

⁶⁾ 厚生労働省は、登録を受けた事務所（支社、支店、支所等）の長、又は事務所の名義での修了証の発行を認めている。しかし、あくまでも技能講習の修了を証明するのは登録教習機関である法人である。事務所の長又は事務所の名称で修了証を発行している場合であっても、その法人が証明していることを表しているものと考えられる。

⁷⁾ 安衛則第82条第1項又は第2項は、登録教習機関に対して、再発行又は書き換えの申請を行うように定めている。

⁸⁾ 免許証については、安衛則第66条の2第2項に規定されている。技能講習については、安衛則にこのような規定はないが、通達によって認められている。

この場合、修了証を発行する（修了を証明する）のは、単一の登録教習機関であるから、異なる都道府県で同じ者に対して技能講習を実施した場合であっても、それらの統合修了証を発行できるのではないかが問題となる。

しかし、厚生労働省は、同じ登録教習機関が異なる都道府県で同じ者に技能講習を実施した場合、異なる都道府県で実施した技能講習の区分について統合修了証を発行することは認めていない。

1. 1. 7 技能講習が無効となった場合の救済措置

安衛法第 77 条第 4 項は、登録教習機関について登録の更新を求めている。更新の期間は 5 年とされているが、これを 5 年よりも短い期間で更新することができるかが問題となる。

実務においては、複数の区分で登録を受けている場合に、すべての区分の登録更新の時期を合わせるために、最初に更新の時期となる区分に合わせてすべての区分の更新をすることができるかという問題となる。

厚生労働省は、各区分の更新の時期をそろえる目的に限って、5 年以内の更新を認めている。

1. 1. 8 ある年に技能講習等を実施しない「正当な理由」とは何か

安衛法第 77 条第 6 項は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならないとしている。受講生の数が、営業上、損益分岐点に達することが見込めない場合に計画を立てないことが「正当な理由」に該当するかが問題となる。また、計画を策定したが、受講の申し込みの数が、損益分岐点に達しなかった場合に中止することができるかが問題となる。

実務においては、かつては都道府県によって扱いにややばらつきがあり、認められるケースと認められないケースがあった。しかし、現在では、認められることで統一されている。

1. 1. 9 技能講習が無効となった場合の救済措置

なんらかの原因で、技能講習が無効となるケースが発生することがある。現実に発生しているケースは、講習時間の不足によるものがほとんどである。様々な理由により規定の時間より実際の講習時間が少ないケース、講師の資格が満たされていないため、その講師の行った部分が無効となり、結果的に講習時間不足となるケースがある。

このような場合、技能講習の修了は無効となる。実務においては、不足分の補講を実施することにより、有効とする扱いとなっている。ただし、補講を

施するまで、その技能講習の対象となっている就業制限の業務は行えないこととなる。